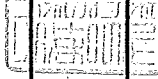


第1 新しい翼関係

原告							被告ら					裁判所		
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
	1	柿沼敏万	平成23年5月9日 から同月20日	福岡市への出張 費	105,760	100%	<p>実費との差額が違法である(訴状、平成26年10月15日付準備書面)。 調査研究費の支出につき必要性がある場合であっても、調査研究費としての支出が認められるのは実費分のみである。 ア 調査研究費は実費分のみ認められることについて 政務調査費は公益上必要がある場合にのみ支出がなされるべきである(地方自治法100条14項参照)。地方自治法100条14項を受けて、仙台市政務調査費の交付に関する条例第1条では、市政に関する調査研究活動に資するため必要な経費の一部としてのみ政務調査費が交付されると規定されている。 そして、政務調査費のうち調査研究費は、「市政に関する調査研究活動及び調査委託等に要する経費」のみに充てることができる。とすれば、調査研究費として支出可能な金額は、まさに「市政に関する調査研究活動及び調査委託等に要する経費」といえる「実費分」(実際に支出した分)のみであることは明白である。 イ 手引書及び要綱7条は根拠にならない 手引書は、「調査研究活動に要する旅費の支出にあつては、『特別職給与条例』に基づき支出する場合の金額を上限とします。」と規定しており、旅費の支出につき上限を規定したものにはすぎないことを明確にしている。 また、政務調査費取扱い手引書の上位規範である要綱7条1項も、「『旅費条例』に基づき支給する場合の旅費の額に相当する額を超えて支出することはできない。」と支給の上限を規定するのみである。そして、条例10条は、必要経費として支出した額を控除して得た額に残余がある場合には清算して返還することを規定していることに鑑みても、支給された金員と実際に費消した額と間に残余があれば、返還する義務を負うものであり、実費を超えて支給された部分を利用することは許されないというべきである。 なお、職員等の旅費に関する条例13条2項は、「概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない」と定めている。これは、仮に概算払いによって旅費が支給された場合であっても、実費による支給が原則であることを明確にしたものである。</p>		10%	10,576	使途・支出は認め、違法性は争う。	手引書、要綱7条が引用する特別職給与条例に則り、「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の標準的な実費」(職員等の旅費に関する条例第7条参照)により計算された金額を支出しているのであつて、何ら違法又は不当なものではない。 (第1準備書面)	乙全1	0
	2	柿沼敏万	平成23年6月10日 から同月11日	東京都への出張	51,460	100%	同上		10%	5,146	同上	同上	同上	0
	3	柿沼敏万	平成23年7月6日 から同月8日	大阪市への出張	103,000	100%	同上		10%	10,300	同上	同上	同上	0
	4	熊谷善夫	平成23年4月14日、15日	宮城県岩手県内被災地への視察	23,100	100%	同上		10%	2,310	同上	同上	同上	0
	5	熊谷善夫	平成23年 6月8日	東京都への出張	51,460	100%	同上		10%	5,146	同上	同上	同上	0
	6	庄司俊充	平成23年 6月8日	東京都への出張	51,460	100%	同上		10%	5,146	同上	同上	同上	0
	7	加藤和彦	平成23年6月10日 から同月11日	東京都への出張	51,460	100%	同上		10%	5,146	同上	同上	同上	0
	8	郷湖健一	平成23年6月8日、9日	東京都への出張	51,460	100%	同上		10%	5,146	同上	同上	同上	0
	9	佐藤嘉郎	平成23年 6月8日	東京都への出張	51,460	100%	同上		10%	5,146	同上	同上	同上	0
	10	高橋次男	平成23年6月8日、9日	東京都への出張	51,460	100%	同上		10%	5,146	同上	同上	同上	0
	11	新しい翼	平成23年6月29日、30日	東京都への出張	546,260	100%	同上		10%	54,626	同上	同上	同上	0
			小計		1,138,340					113,834				0



調査研究費(旅費規程による出張)

調査研究費（ガソリン代）	12	1	鈴木勇治	平成23年5月27日	調査補助員によるガソリン代の支出	18,308	50%	<p>実際に補助員が現地調査等を行ったことが裏付けられる客観的な証拠はなく、議員本人の陳述以外に裏付けはないのであるから信用性は極めて乏しい主張と言わざるをえない。加えて、補助員を使う以上、本人から具体的にどのような業務を依頼され、どのような目的でどのような活動を行ったか明らかにされなければならない(この点は、補助参加人も「議員からの特命に基づく特定の調査活動に従事した場合」に限り支出が認められると評している)が、補助参加人は、抽象的な報告書を提出するのみで、どのような委託契約に基づきどのような目的のもとでどのような活動をおこなったか明らかにしていない。</p> <p>しかも、補助参加人自身が、「自家用車利用時の燃料代として、政務調査活動とそれ以外の活動について、突進に合った按分による算定方法により難しい場合」と同様の方法で算定したと自認していることから明らかとなり、補助員が支出した燃料代の多くは政務調査活動以外に支出したことが認められる。</p> <p>さらには、調査票(丙A1)では、「②請求人のガソリン代の支出が多額であるとの主張に対し、反論又はその理由を説明してください」との質問に対して、「②支出したガソリン代は本人と補助員そして7月にはポスティングアルバイトが含まれるためである」と回答している。かかる回答に基づけば、「平成23年度」活動報告(詳細)(丙A1の2枚目)に記載されている活動の多くは、議員本人の活動に関するものが含まれると考えられるのが自然かつ相当である。これは、「平成23年度」活動報告記載の用務に、政務調査活動報告等、補助員のみが単独で行うとは考えられない活動が含まれていることから明らかである。したがって、「平成23年度」活動報告(詳細)が全て補助員のものであるとは到底信用しがたい(平成27年2月12日付準備書面)。</p> <p>補助参加人は、補助員に対し震災関連の現地調査、鳥獣類被害の調査等させた主張するが、その具体的内容を明らかにしていない。また、議員ではなく改めて補助員を使わなければならない事柄すらも明らかにならない。政務調査活動の主体は議員個人となるのが基本である。補助員を使わなければならない具体的な必要性が明らかにならない以上、政務調査費との関連性が認められないものと言わざるを得ない(平成27年6月22日付準備書面)。一部請求である。</p>	100%	9,154	使途・支出は認め、違法性は争う。	<p>補助員等の使用に係る燃料代については、手引書には特段の規定がないものの、補助員の出張旅費について、「政務調査の必要性から補助員等へ出張を依頼する場合は、旅費が支給できます」という旨の規定がある(乙全1、10頁参照)。この規定を勘案すると、議員からの特命に基づく特定の調査活動に従事した場合には、補助員等の使用に係る燃料代についても、政務調査費からの支出が許容されるものといえる。</p> <p>本件では、補助員に対し、震災関連の現地調査、鳥獣類被害の調査等、ポスティングアルバイトに対し、政務調査活動報告書の配布を、それぞれ自家用車を用いて行われたのであって、これらの活動は、いずれも政務調査活動に関連するものである。</p> <p>そして、自家用車利用時の燃料代として、政務調査活動とそれ以外の活動について、突進に合った按分による算定方法により難しい場合は按分の割合を2分の1を上限として計算した額を支出額とする旨の手引書の規定により、給油額の2分の1を政務調査費に計上して、補助員等の使用に係る燃料代についても、同様の方法で計上したものである。</p> <p>よって、何ら違法又は不当なものではない。</p> <p>なお、4月27日給油分のうち、「7,600円51.01L」が鈴木勇治議員、「5,495円35L」が補助員の使用にかかる燃料代である。</p> <p>平成23年8月26日改訂、同月28日施行の「政務調査費取扱い手引書」では、「自動車運行記録簿」(収支報告様式第4号)が整備されている。この様式によると、会派又は議員は、自動車を利用した際、日付、用務、経路、走行距離を記入することとされている。そして、用務欄については、その概要を報告すれば足りる様式とされている。補助参加人では、「自動車運行記録簿」(収支報告様式第4号)に準じたものを監査委員に提出している。地方公共団体がその実情に応じて定めた様式に準じて調査研究内容を明らかとしており、報告すべき内容としても必要十分なものである。</p> <p>配偶者、扶養関係にある者、同居生計を一にする者のいずれにも該当しない。 (第1準備書面、第2準備書面、同別紙)</p>	丙A1、2	0
	13	2	鈴木勇治	平成23年7月15日	調査補助員によるガソリン代の支出	6,052	50%	同上	100%	3,026	同上	同上	同上	0
	14	3	鈴木勇治	平成23年8月23日	調査補助員によるガソリン代の支出	12,894	50%	同上	100%	6,447	同上	同上	同上	0
	15	4	鈴木勇治	平成23年9月14日	調査補助員及びポスティングアルバイトによるガソリン代の支出	34,666	50%	<p>調査補助員については同上。</p> <p>ポスティングアルバイトについて、実際にポスティングアルバイトとして政務調査活動の配布等を行ったことが裏付けられる客観的な証拠は提出されておらず、議員本人の陳述以外に裏付けはないのであるから、信用性は極めて乏しい主張と言わざるをえない。</p> <p>しかも、補助参加人自身が、「自家用車利用時の燃料代として、政務調査活動とそれ以外の活動について、突進に合った按分による算定方法により難しい場合」と同様の方法で算定したと自認していることから明らかとなり、ポスティングアルバイトが支出した燃料代の多くは、政務調査活動以外に支出したことが認められる。しかも政務調査報告書の配布先は、いずれも議員の選挙区である。政務調査活動ではなく政治活動としての活動であったとしか考えられない(平成27年2月12日付準備書面)。</p> <p>補助参加人は、ポスティングアルバイトに対し、政務調査活動報告書の配布をさせた主張するが、その具体的内容を明らかにしていない。また、議員ではなく改めてアルバイトを使わなければならない事柄も明らかにならない。政務調査活動の主体は議員個人となるのが基本である。アルバイトを使わなければならない具体的な必要性が明らかにならない以上、政務調査費との関連性が認められないものと言わざるを得ない(平成27年6月22日付準備書面)。一部請求である。</p>	100%	17,333	同上	同上	同上	0
小計					71,920				35,960				0	
調査研究費合計					1,210,260				149,794				0	

研修費	16	1	橋本啓一	2306.03	カフィロス会費 6月	10,000	100	<p>政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額は違法である。 カフィロス会、青葉地域活性化フォーラムのいずれも、原告が調査した限りでは具体的な活動内容が一般的に公表されておらず、毎月議員が支払う会費により、客観的にどのような活動が行われているか把握できない。にもかかわらず、補助参加人は、カフィロス会、青葉地域活性化フォーラムのいずれも、実際に行っている活動内容や活動目的、構成員メンバー、政務調査として具体的にどのような成果が出ているのか、明らかにしない。 したがって、支出額のうち、50%を超える部分は違法である(平成27年2月12日付準備書面)。 一般的形に、議員が定期的に出席する地域の会合は、単に政務調査目的だけではなく、議員個人のアピールや個人的付き合いの拡大を目的に行われると考えるべきである。橋本議員が参加するカフィロス会の会合も同様である。この点、補助参加人は、カフィロス会が議員個人の宣伝や個人的な付き合いの拡大を目的とした要素がないことを立証できていない(平成27年6月22日付準備書面)。</p>	50%	5,000	使途・支出は認め、違法性は争う。	カフィロス会は、今後の仙台市の「街づくり」を研究・調査する目的で結成されたものである。講演会の開催、現地調査等の情報収集活動を定期的に開催している。 青葉地域活性化フォーラムは、地域の経済発展に寄与する目的で、地元の活性化のあり方や対策等の目的で結成されたものである。勉強会や意見交換会、現地調査等の情報収集活動を定期的に開催している。 会合において得られた情報や意見というものは、政務調査活動に有益なものが多くあり、「生の声」が聞ける数少ない取り組みとして、議員の政務調査活動に役立てている。そして、当該研修費の内訳は、研修資料作成代、会場代、講師謝礼代、現地視察費用であり、懇親・交流会等参加費用は含まれていない。 活動内容が一般的に公表されている団体でなければ研修費の支出が許容されないとする規程は存在しない。 (第1準備書面、第2準備書面、第3準備書面)	丙A3、54	0
	17	2	橋本啓一	23.04.01	カフィロス会費 4月分	10,000	100		50%	5,000	同上	同上	丙A3、55	0
	18	3	橋本啓一	23.04.28	青葉地域活性化 フォーラム会費4 月分	10,000	100		50%	5,000	同上	同上	丙A3、55、 56	0
	19	4	橋本啓一	23.05.06	カフィロス会費 5月分	10,000	100		50%	5,000	同上	同上	丙A3、57	0
	20	5	橋本啓一	23.05.31	青葉地域活性化 フォーラム会費5 月分	10,000	100		50%	5,000	同上	同上	丙A3、57、 58	0
	21	6	橋本啓一	23.06.30	青葉地域活性化 フォーラム会費6 月分	10,000	100		50%	5,000	同上	同上	丙A3、59	0
	22	7	橋本啓一	23.07.01	カフィロス会費 7月分	10,000	100		50%	5,000	同上	同上	丙A3	0
	23	8	橋本啓一	23.07.29	青葉地域活性化 フォーラム7月分	10,000	100		50%	5,000	同上	同上	同上	0
	24	9	橋本啓一	23.08.05	カフィロス会費 8月分	10,000	100		50%	5,000	同上	同上	同上	0
	25	10	橋本啓一	23.08.31	青葉地域活性化 フォーラム8月分	10,000	100		50%	5,000	同上	同上	丙A3、60	0
				研修費合計		100,000			50,000				0	

	26	1	柿沼敏万	23.09.01	市議会ニュース、透 明封筒	193,200	100	<p>政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額は違法である。 広報誌の表面中央部分には、顔写真付きで議員個人のプロフィールが載せられている(丙A4)。これは、補助参加人が主張するような「調査研究活動、議会活動、及び市の施策等」ではなく、議員の選挙区である太白区の市民を対象に、議員個人のPRを目的として記載されたとか評価しえないものである。また、同表面左上部には、仙台市長奥山恵美子氏が議員に対して、「期待しています」とのタイトルで、市長から議員に対して向けられたメッセージが記載されており、これも「調査研究活動、議会活動、及び市の施策等」とは全く無関係である。さらに、同表面右下部には、「実行します」とのタイトルで、議員個人が実行したいと考える施策を記載しており、議員個人の目標を示し、議員個人をPRするものとか評価しえない。 しかも、同議員は、この広報誌を合計19万3200円もかけて、太白区の世帯向けに配布している。広報を希望するしないにかかわらず、不特定多数の太白区民宛に送付しており、議員個人の政治活動としての性格を有することは明らかである。 したがって、支出額のうち50%を超える部分は違法である(平成27年2月12日付準備書面)。 自らの選挙区の市民に対して、合計3791部もの数を、しかも、議員個人の顔が大きく掲載されたニュースを発行すること自体、議員が宣伝的な目的を全く有していない等ということは考えられない(平成27年6月22日付準備書面)。</p>	50%	96,600	使途・支出は認め、違法性は争う。	調査研究活動、議会活動及び市の施策等について、市民へ広報するための広報誌作成費用である。政党活動、後援会活動、選挙活動等の要素はないことから按分の必要はなく、何ら違法又は不当なものではない。 広報誌を、「広報を希望するしないにかかわらず、不特定多数」に送付すること、「議員個人の政治活動としての性格を有すること」との間には、論理の飛躍がある。 会派及び議員が市民に対し、積極的に広報聴取活動を行うことにより、市民が市政や施策等に関心を抱くようになり、市民が会派及び議員に要望や意見等を寄せられる環境を作り出せるようにし、ひいては、これを汲み上げた会派及び議員が市政に反映させるよう活動していくことが、広報聴取活動の究極的な目的である。 こうした広報聴取活動の目的に鑑みれば、広報を希望する市民はもちろんであるが、必ずしも市政に対する関心が強くなく、広報を希望しない市民に対して積極的な広報聴取活動を行っていくことも、重要である。そして、限られた財源の中で不特定多数の市民に広報誌を配布することは、広報聴取活動の目的を達するための一手段として有効である。 また、市政や施策等に対する市民の要望、意見等を聴取することも広報聴取活動の内容とされていることから、誰に対して要望、意見等を伝えるかということも考慮した紙面作りが求められる。分かりやすい内容、見やすい紙面にすることも重要であるが、イラストや写真を掲載することも、議員の特定という意味で、最悪限許容されるものと考えられる。宣伝等の効果を持つとしても、それは副次的な効果にすぎず、専らこれを目的として広報誌が作成されているとの事情がない限り、このような側面があることのみを理由として、使途基準に反する支出であると認定すべきでない。 主に太白区内の市民に対し、延べ3791部を配布している。 (第1準備書面、第2準備書面)	丙A4	96,600
			小計		193,200					96,600				96,600

資料作成費

27	2	橋本啓一	23.04.08	携帯料金3月使用分	6,144	100 政務調査用の携帯のため全額計上	政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額は違法である。携行用のモバイルパソコンは、一般的に私的目的に利用することも容易であるところ。補助参加人から、携帯用のモバイルパソコンを政務調査活動に関するもの以外に利用したことが明らかとなる客観的資料や証拠は提出されていない(平成27年2月12日付準備書面)。	50%	3,072	使途・支出は認め、違法性は争う。	No2～No4, No6, No7は、携行用モバイルパソコン用インターネット接続用LAN(ネットワークアダプター)使用料であり、政務調査活動に必要となる情報の収集・管理等に用いており、政務調査活動以外の用途には使用していない。また、No5は、調査研究活動、議会活動及び市の施策等について、市民へ広報するための広報紙作成費用である。政党活動、後援会活動、選挙活動等の要素はない。なお、広報紙は、主に泉区内の市民に対し、郵送及び手渡しによって約3500部を配布している。(第1準備書面)	丙A5	3,072
28	3	橋本啓一	23.05.09	携帯料金4月使用分	2,165	100 政務調査用の携帯のため全額計上	同上	50%	1,082	同上	同上	同上	1,082
29	4	橋本啓一	23.06.08	携帯料金5月使用分	2,165	100 政務調査用の携帯のため全額計上	同上	50%	1,082	同上	同上	同上	1,082
30	5	橋本啓一	23.07.07	市政レポート印刷、折り並びに封筒代	341,250	100	広報紙には、「熱血通信」とのタイトルで、顔写真付きで議員個人の目標が掲げられている(丙A5)。これは、補助参加人が主張するような「調査研究活動、議会活動、及び市の施策等」ではなく、議員の選挙区民を対象に、議員個人のPRを目的として記載されたとしか評価しえないものである。また、裏面にも、議員個人の写真が大きく掲載され、吹き出しには「やるぞ熱血!!」と表現し、議員個人をPRするものとしか評価しえないものが掲載されている。 しかも、同議員は、この広報紙を合計34万1250円もかけて、市民向けに配布している。広報を希望するしないにかかわらず、不特定多数に送付しており、議員個人の政治活動としての性格を有することは明らかである。 したがって、支出額のうち、50%を超える部分は違法である(平成27年2月12日付準備書面)。 自らの選挙区の市民に対して、合計約3500部もの数を、しかも、議員個人の顔が大きく掲載された「熱血通信」なるものを発行すること自体、議員が宣伝的な目的を全く有していない等ということは考えられない(平成27年6月22日)。	50%	170,625	同上	No5は、調査研究活動、議会活動及び市の施策等について、市民へ広報するための広報紙作成費用であり、政党活動、後援会活動、選挙活動等の要素はない。(第1準備書面)	同上	170,625
31	6	橋本啓一	23.07.08	携帯料金6月使用分	2,165	100 政務調査用の携帯のため全額計上	携帯料金3月使用分記載の内容と同じ。	50%	1,082	同上	同上	同上	1,082
32	7	橋本啓一	23.08.09	携帯料金7月使用分	6,144	100 政務調査用の携帯のため全額計上	同上	50%	3,072	同上	同上	同上	3,072
小計					360,033				180,015				180,015
33	8	佐々木両道	23.06.28	大震災の現状と復興計画の印刷代	480,000	100	政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額は違法である。 自らの選挙区の市民に対して、合計約2100部もの数を議員個人名で発行すること自体、議員が宣伝的な目的を全く有していない等ということは考えられない(平成27年6月22日付準備書面)。	50%	240,000	使途・支出は認め、違法性は争う。	調査研究活動、議会活動及び市の施策等について、市民へ広報するための広報紙作成費用である。政党活動、後援会活動、選挙活動等の要素はないことから按分の必要はなく、何ら違法又は不当なものではない。 主に太白区内の市民に対し、1300部(「仙台市の大震災の現状と復興計画について」800部、「あすと長町施設立地等状況図」500部)を配布している。(第1準備書面、第2準備書面)	丙A6、A39	240,000
34	9	佐々木両道	23.06.28	あすと長町 印刷代	15,000	100		50%	7,500	同上	同上	丙A7	7,500
小計					495,000				247,500				247,500
35	10	佐藤嘉郎	23.04.12	プリンター4月分	7,183	100			0	否認	佐藤嘉郎議員によるものではない。	丙A8	
36	11	佐藤嘉郎	23.06.30	OCNプリンター5月分	2,047	100	請求を撤回する(平成27年4月10日付準備書面)。		0	同上	同上	同上	
小計					9,230				0				

37	12	新しい翼	23.08.01	電話料金7月分	2,152	100	政務調査外の目的も併存するか ら、50%を超える金額は違法である。 パソコン及びそのインターネットは、政務調査以外で利用 することも容易であるところ、補助参加人、プロバイダー契約 基本料の支払いによるパソコン及びインターネットの利用に ついて、政務調査活動に関するもの以外に利用したことが明 らかとなる客観的資料や証拠は提出されていない。 したがって、支出額のうち、50%を超える部分は違法で ある(平成27年2月12日付準備書面)。	50%	1,076	使途・支出 は認め、違 法性は争う。	会派控室におけるプロバイダー契約基本料である。会派内 の協議に必要となる資料、政務調査に関する資料、各議員 及び会派として調査した結果を集約し、当局へ提出する資料 等を作成するために使用するものである。政党活動、後援会 活動、選挙活動等の要索はない。 また、No14の支出は、平成23年8月分にかかる使用料を 平成23年9月に支払ったものである。 (第1準備書面)	丙A9、1.0	1,076
38	13	新しい翼	23.08.26	電話料金8月分	2,152	100		50%	1,076	同上	同上	同上	1,076
39	14	新しい翼	23.09.28	電話料金9月分	2,152	100	任期外の支出(訴状)。全額違法 予備的に同上	100%	2,152	同上	同上	同上	2,152
				小計	6,456				4,304				4,304
				資料作成費合計	1,063,919				528,419				528,419

40	1	跡部薫	23.04.09	震災の雑誌代	1,000	100	書籍について、いずれも具体的に同書籍をどのような目的 で購入し、いつ、どのような政務調査活動で利用したのか、全く 明らかになっていない。 よって、全額が違法である(平成27年2月12日付準備 書面)。	100%	1,000	使途・支出 は認め、違 法性は争う。	震災関連書籍、雑誌の購入費用であり、震災からの復旧情 報の発信、住民説明、個別相談、市政報告等に使用するた め、購入したものである。 (第1準備書面)	丙A11、1.2	0
41	2	跡部薫	23.04.19	震災関連書籍代	998	100	同上	100%	998	同上	同上	同上	0
42	3	跡部薫	23.04.22	震災関連雑誌代	840	100	同上	100%	840	同上	同上	同上	0
43	4	跡部薫	23.07.05	2011.01~ 2011.12	31,500	100	8ヶ月分を超える部分は違法であるから12分の4が違法で ある。 定期購読をしているものに関しては、年間契約料の月割によ る按分が可能であるにもかかわらず、これをしなかった理由 は何ら述べられていない。仙台市政務調査費の交付に関す る条例3条・4条において、政務調査費の交付は任期にした がって月割を行うことが定められており、支出に関しても同様 に扱うべきである。落選した議員について年間契約料を按分 しての政務調査費の返還を受けることは、住民監査請求や 住民訴訟でもない限り実際には極めて困難であるし、あるの かどうか分からない将来の任期の政務調査活動についての 政務調査費支出を許容することは、無秩序な政務調査費の 支出につながるおそれがある。したがって、政務調査費にお いて、あるのかどうか分からない将来の任期を見越して先行 支出することは許されるべきではない。年間契約をすることが 本来であろうが、どうしても年間契約をすることが必要な のであれば、月割などの合理的な方法によって按分すべきで ある。 したがって、支出のうち、12分の4を超える部分は違法 である(平成27年2月12日付準備書面)。	3分の1	10,500	同上	定期購読しており、平成23年9月以降についても市民の 負担に応え、政務調査活動を行うとの意思のもとに年間購読 し、年間払処理したものである。そして、改選後も、引き続き 活用されている。 (第1準備書面、第2準備書面)	同上	10,500
				小計	34,338				13,338				10,500
44	5	高橋次男	23.05.23	書籍代	1,687	100	具体的に同書籍をどのような目的で購入し、いつ、どの ような政務調査活動で利用したのか、全く明らかになってい ない(訴状)。 また、「秋保虫喰する」(丙A13)は、「虫の目線で描く短 歌とエッセイがコラボした作品」であり、仙台市秋保地区を題 材にしたという点以外は、通常の短歌集やエッセイ集と何ら 代わるものではない(甲A1)(平成27年2月12日付主張書 面)。同書籍に記載される内容は一般の娯楽としての範疇を 超えておらず(丙A50参照)、また、具体的にどのような政務 調査活動に活かす目的で購入したのか、具体的内容を明らか にしていない。 したがって、書籍購入の主たる目的は政務調査活動で はなく、個人の興味関心であったとしか考えられず、全額違 法である。仮に全額違法でないとしても、少なくとも50%を超 える部分は違法である(平成28年1月8日付準備書面)。	甲A1 100%	1,687	使途・支出 は認め、違 法性は争う。	震災関連書籍、雑誌の購入費用であり、震災状況の把握と 今後の復旧・復興の資料、地元経済の現状把握の一資料と して購入したものである。 甲A第1号証として提出されたものは、丙A第13号証とは 別の書籍である。 「秋保虫喰する」の著者は、教職員を退職後、秋保に移住し た方である。当該書籍において著者は、地域の住民が、その 地域のことを知っているつもりで実は見逃している点が多々 あることを指摘している。著者の捉え方や角度というものが、 地域の住民とは異なっており、その内容が意義深く、大変参 考となる書籍である。 一例をあげれば、秋保には、中世の史跡があるところ、政 令指定都市の中であって中世の史跡が残っていることは珍し いことであることを指摘している。秋保地域退出の市議会議 員として、中世の史跡を観光資源につなげ、秋保地域を活性 化させたい考え、そのための調査研究活動の一助になる資 料であるとして購入した書籍である。 (第1準備書面、第2準備書面、第6準備書面)	丙A13	700
				小計	1,687				1,687				700
				資料購入費合計	36,025				15,025				11,200

資料購入費

45	1	柿沼敏万	23.08.05	市議会ニュース 発送費	6,695	100	政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額は違法である。配布された広報誌の内容を開示しない(丙A14参照)。これは、配布された広報誌が、政務調査活動以外の要素を多分に含んでいたからに他ならない。 したがって、支出額のうち、50%を超える部分は違法である(平成27年2月12日付主張書面)。 自らの選挙区の市民に対して、合計3791部もの数を、しかも、議員個人の顔が大きく掲載されたニュースを発行すること自体、議員が宣伝的な目的を全く有していない等ということは考えられない(平成27年6月22日付準備書面)。	50%	3,347	使途・支出は認め、違法性は争う。	広報誌の発送費用である。主に太白区内の市民に延べ3791部配布している。(第1準備書面、第2準備書面)	丙A14	3,347
46	2	柿沼敏万	23.08.08	市議会ニュース 発送費	47,710	100	同上	50%	23,855	同上	同上	同上	23,855
47	3	柿沼敏万	23.08.09	市議会ニュース 発送費	61,620	100	同上	50%	30,810	同上	同上	同上	30,810
48	4	柿沼敏万	23.08.11	市議会ニュース 発送費	26,000	100	同上	50%	13,000	同上	同上	同上	13,000
49	5	柿沼敏万	23.08.12	市議会ニュース 発送費	62,100	100	同上	50%	31,050	同上	同上	同上	31,050
50	6	柿沼敏万	23.08.13	市議会ニュース 発送費	54,200	100	同上	50%	27,100	同上	同上	同上	27,100
51	7	柿沼敏万	23.08.14	市議会ニュース 発送費	27,430	100	同上	50%	13,715	同上	同上	同上	13,715
52	8	柿沼敏万	23.08.16	市議会ニュース 発送費	1,680	100	同上	50%	840	同上	同上	同上	840
				小計	287,435				143,717				143,717
53	9	鈴木勇治	23.07.03	南赤石集会所使用 代	5,000	100	政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額は違法である。議員が、誰を対象に、具体的にどのような内容の市政報告を行ったのか、明らかにされておらず、客観的に、政党活動や後援会活動と明確に区別されているとは言えない。また、茶菓子代の支出が認められるのは、政務調査活動と関連のある支出であり、しかも相当な範囲に限られるというべきであるが、補助参加人は、同会場に出席した人数や1人当たりの程度の茶菓子代を支出したか明らかにしていないため、茶菓子代の支出額が相当であることに関する主張立証を放棄している。 したがって、支出額のうち、50%を超える部分は違法である(平成27年2月12日付準備書面)。	50%	2,500	使途・支出は認め、違法性は争う	市政調査活動報告会の会場使用料である。(第1準備書面、第9準備書面)	丙A15、61	2,500
54	10	鈴木勇治	23.07.03	お茶代 7/3市政 調査報告会(南 赤石地区)	2,216	100	同上	50%	1,108	同上	市政調査活動報告会で使用したお茶代である。茶菓・飲料水の購入費は、政務調査費から支出することができることになっている。(第1準備書面)	乙全1、丙A15	1,108
55	11	鈴木勇治	23.07.05	政務調査報告紙 8000部	126,000	100	広報誌が8000部も印刷していることから、上記の報告会以外にも各地で同広報誌を配布していることが伺われる。また、その内容は、表面右側上部に議員の顔写真が大きく掲載され(丙A15)、自己のPRとしての側面が強く伺われる。また、写真の横には、市政報告とは直接関連しない、議員個人の今後の活動目標が掲げられており、これも議員個人のPRとしての側面が色濃く表れている。また、表面の議会報告も議員個人が質問した場面に焦点を絞って報告しており、しかも、議員個人の質疑の様子や市長出席に賛捐金贈呈の立会の様子が顔写真付きで掲載されており、一般的な広報というよりも、議員個人の宣伝的側面が強いと言える。 したがって、支出額のうち、50%を超える部分は違法である(平成27年2月12日付主張書面)。	50%	63,000	同上	市政調査活動報告会等に使用する資料の印刷費である。(第1準備書面)	丙A15	63,000
56	12	鈴木勇治	23.07.14	お茶代	5,880	100	53)に同じ	50%	2,940	同上	市政調査活動報告会で使用したお茶代である。茶菓・飲料水の購入費は、政務調査費から支出することができることになっている。(第1準備書面)	乙全1、丙A15	2,940
57	13	鈴木勇治	23.07.16	お茶代	1,160	100	同上	50%	580	同上	同上	同上	580
58	14	鈴木勇治	23.07.20	西多賀市民セン ター使用料	1,000	100	同上	50%	500	同上	市政調査活動報告会の会場使用料である。(第1準備書面、第9準備書面)	丙A15、63	500
59	15	鈴木勇治	23.07.27	富田集会所使用 料	3,000	100	同上	50%	1,500	同上	同上	丙A15、62	1,500
				小計	144,256				72,128				72,128

60	16	熊谷善夫	23.04.	8,000	100	政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額は違法である。広報紙(丙A16)には、「熊谷よしお通信0月号」とのタイトルで、議員個人の活動報告と、議員個人の当面の活動目標が記載されており、議員個人のPRとしての側面が強くなっている。また、市政レポート8月号には議員個人の写真付きで、「未曾有の大震災…復興に向けて…共に前へ」と表現し、議員が震災活動に対して熱心に取り組んでいる様子をアピールする内容も記載されている。加えて、アンケートも単に震災による被害に関する情報を収集するのみで、この情報を具体的にどのように役立てたのか、明らかにされていない。したがって、支出額のうち、50%を超える部分は違法である(平成27年2月12日付主張書面)。	50%	4,000	使途・支出は認め、違法性は争う。	東日本大震災後の議会及び議員活動と市当局の施策を広報するとともに、市民の意見と提言の提供を求めてアンケートを実施しており、これにかかる広報紙作成費用、郵送料である。政党活動、後援会活動、選挙活動等の要素はない。よって、按分の必要はなく、何ら違法又は不当なものではない。(第1準備書面)	丙A16	4,000
61	17	熊谷善夫	23.04.04	25,000	100	同上	50%	12,500	同上	同上	12,500	
62	18	熊谷善夫	23.04.05	20,000	100	同上	50%	10,000	同上	同上	10,000	
63	19	熊谷善夫	23.04.12	5,000	100	同上	50%	2,500	同上	同上	2,500	
64	20	熊谷善夫	23.04.18	4,000	100	同上	50%	2,000	同上	同上	2,000	
65	21	熊谷善夫	23.05.16	12,850	100	同上	50%	6,425	同上	同上	6,425	
66	22	熊谷善夫	23.05.16	19,520	100	同上	50%	9,760	同上	同上	9,760	
67	23	熊谷善夫	23.07.12	50,000	100	同上	50%	25,000	同上	同上	25,000	

広報広聴費

68	24	熊谷善夫	23.07.13	市政報告及び議会活動報告を記載したハガキ代及び意見・要望依頼状を送付する切手代(他の要素は一切ないので全額計上)	55,000	100	同上	50%	27,500	同上	同上	同上	27,500
69	25	熊谷善夫	23.07.15	市政報告及び議会活動報告を記載したハガキ代(他の要素は一切ないので全額計上)	100,000	100	同上	50%	50,000	同上	同上	同上	50,000
70	26	熊谷善夫	23.07.20	印刷代(他の要素は一切ないので全額計上)	56,700	100	同上	50%	28,350	同上	同上	同上	28,350
小計					356,070				178,035				178,035
71	27	岡部恒司	23.05.09	平成23年第1回臨時議会レポート作成代	123,900	100	政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額は違法である。 議員仙台市市議会レポート7月号を例にとると、広報誌の表面上部には、政務調査活動とは到底評価しえないサイズの顔写真が大きく掲載されており、さらに、発行人として議員の事務所住所どホームページに掲載されている(丙A17)。これは、補助参加人が主張するような「調査研究活動、議会活動、及び市の施策等」ではなく、議員の選挙区民を対象に、議員個人のPRを目的として記載されたとして評価しえないものである。また、裏面も、議員個人がホームページを開示したことや議員個人が議会で質問した場面に焦点を絞って議会報告しており、議員個人の宣伝的要素が極めて強い。 しかも、同議員は、この広報誌を、第1回につき12万3900円、第2回につき17万6400円を支出して市民向けに配布している。広報を希望するしないにかかわらず、不特定多数の市民宛に送付しており、議員個人の政治活動としての性格を有することは明らかである。 したがって、支出額のうち、50%を超える部分は違法である(平成27年2月12日付準備書面)。	50%	61,950	使途・支出は認め、違法性は争う。	調査研究活動、議会活動及び市の施策等について、市民へ広報するための広報誌作成費用である。政党活動、後援会活動、選挙活動等の要素はない。(第1準備書面)	丙A17	61,950
72	28	岡部恒司	23.07.08	平成23年第2回臨時議会レポート作成代	176,400	100	同上	50%	88,200	同上	同上	同上	88,200
小計					300,300				150,150				150,150
73	29	跡部薫	23.07.06	市政報告第39号発送代	319,352	100	政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額は違法である。 いずれの活動も、議員の選挙区民を対象にした報告会であり、また、配布された広報誌も、宣伝的要素が多分に含まれる。したがって、同議員による支出は、政党活動、後援会活動、選挙活動等と明確に区別できないことは客観的に見て明白である。 したがって、支出額のうち、50%を超える部分は違法である(平成27年2月12日付準備書面)。	50%	159,676	使途・支出は認め、違法性は争う。	広報誌の発送費用である。(第1準備書面)	丙A18	159,676
74	30	跡部薫	23.07.08	市政報告No39デザイン印刷代	222,153	100	同上	50%	111,076	同上	調査研究活動、議会活動及び市の施策等について、市民へ広報するための広報誌作成費用である。(第1準備書面)	同上	111,076
75	31	跡部薫	23.07.28	5/31市政報告ポステイング代	139,171	100	同上	50%	69,585	同上	広報誌のポステイングにかかる費用である。(第1準備書面)	同上	69,585
76	32	跡部薫	23.07.29	集会所使用料	3,000	100	同上	50%	1,500	同上	市政報告会、宅地被害調査報告会、懇談会の会場使用料である。(第1準備書面)	同上	1,500
77	33	跡部薫	23.08.08	平成23年度意見交換会資料代	1,000	100	同上	50%	500	同上	仙台圏域の介護事業サービスの向上等を目的とする「仙台介護サービスネットワーク」主催の平成23年度意見交換会に出席した際の資料代である。(第1準備書面)	同上	0

78	34	跡部薫	23.08.30	市政報告No40デザイン印刷代	98,380	100	同上	50%	48,195	同上	調査研究活動、議会活動及び市の施策等について、市民へ広報するための広報誌作成費用である。(第1準備書面)	同上	48,195
			小計		781,066				390,532				390,032
79	35	加藤和彦	23.07.01	印刷代	260,750	100	政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額は違法である。 記載されている議会の一般質問は、議員個人が質問した場面に焦点を絞って報告しており、議員個人をアピールする側面が強いことは明らかである。 したがって、同議員による支出は、政党活動、後援会活動、選挙活動等と明確に区別できないことから、支出額のうち、50%を超える部分は違法である(平成27年2月12日付準備書面)。	50%	130,375	使途・支出は認め、違法性は争う。	議員による調査研究活動を基礎として議会の一般質問を行っている。また、一般質問の要点は、仙台市議会だよりにも掲載されるが、誌面の都合上、詳細な内容までは掲載されていない。そのため、市民に広報すべき一般質問の内容を、議員の裁量において取捨選択し、掲載したものである。一般質問の内容を広報誌に掲載することは、広報広聴活動の目的を何ら逸脱するものではない。(第1準備書面、第2準備書面)	丙A19、乙金12	130,375
80	36	加藤和彦	23.07.15	7/19折込2500枚分	24,412	100	同上	50%	12,206	同上	同上	同上	12,206
81	37	加藤和彦	23.07.15	7/19折込3500枚分	34,177	100	同上	50%	17,088	同上	同上	同上	17,088
82	38	加藤和彦	23.07.28	折込料1800枚分	17,010	100	同上	50%	8,505	同上	同上	同上	8,505
					336,349				168,174				168,174
83	39	岡征男	23.06.17	議会、政務調査報告書のハガキ代	1,000	100	政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額は違法である。 記載されている議会の一般質問は、議員個人が質問した場面に焦点を絞って報告しており、議員個人をアピールする側面が強いことは明らかである。 したがって、同議員による支出は、政党活動、後援会活動、選挙活動等と明確に区別できないことから、支出額のうち、50%を超える部分は違法である(平成27年2月12日付準備書面)。	50%	500	使途・支出は認め、違法性は争う。	調査研究活動(震災復興)、議会活動及び市の施策等について、市民へ広報するための広報誌印刷費用、折込費用である。政党活動、後援会活動、選挙活動等の要素はないことから按分の必要はない。(第1準備書面)	丙A20	500
84	40	岡征男	23.06.23	議会、政務調査報告書の郵送代	2,240	100	同上	50%	1,120	同上	同上	同上	1,120
85	41	岡征男	23.07.25	議会、政務調査報告書の郵送代	5,770	100	同上	50%	2,885	同上	同上	同上	2,885
86	42	岡征男	23.07.25	議会、政務調査報告書の切手代	2,400	100	同上	50%	1,200	同上	同上	同上	1,200
87	43	岡征男	23.07.28	議会政務調査レポート作成印刷代	136,500	100	同上	50%	68,250	同上	同上	同上	68,250
88	44	岡征男	23.07.28	議会、政務調査報告書のハガキ代	8,000	100	同上	50%	4,000	同上	同上	同上	4,000
89	45	岡征男	23.08.03	議会政務調査レポート作成印刷代	255,150	100	同上	50%	127,575	同上	同上	同上	127,575
90	46	岡征男	23.08.03	議会政務調査レポート封筒代	50,400	100	同上	50%	25,200	同上	同上	同上	25,200
91	47	岡征男	23.08.03	議会政務調査レポート郵送代	207,684	100	同上	50%	103,842	同上	同上	同上	103,842
92	48	岡征男	23.08.04	PCラベル	3,308	100	同上	50%	1,654	同上	同上	同上	1,654
93	49	岡征男	23.08.11	議会、政務調査報告書の郵送代	6,080	100	同上	50%	3,040	同上	同上	同上	3,040
94	50	岡征男	23.08.15	議会、政務調査報告書の郵送代	11,490	100	同上	50%	5,745	同上	同上	同上	5,745
95	51	岡征男	23.08.17	議会、政務調査報告書の郵送代	630	100	同上	50%	315	同上	同上	同上	315
			小計		690,652				345,326				345,326
96	52	佐藤嘉郎	23.04.16	会場費(政務調査及び市政報告、全額計上)	3,000	100	政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額は違法である。 議員が、誰を対象に、具体的にどのような内容の市政報告を行ったのか、明らかにされておらず、客観的に政党活動や後援会活動と明確に区別されているとはいえない。 したがって、支出額のうち、50%を超える部分は違法である(平成27年2月12日付準備書面)。	50%	1,500	使途・支出は認め、違法性は争う。	市政報告及び地域住民の要望・意見(津波被害、建物被害の状況、避難所の課題、名取川河川敷復旧に関する質問等)を広聴するために開催した広聴会の会場使用料である。政党活動、後援会活動、選挙活動等の要素はないことから按分の必要はない。(第1準備書面、第9準備書面)	丙A21、64	1,500
97	53	佐藤嘉郎	23.05.10	会場費(政務調査及び市政報告、全額計上)	3,000	100	同上	50%	1,500	同上	同上	同上	1,500
98	54	佐藤嘉郎	23.05.17	会場費(政務調査及び市政報告、全額計上)	3,000	100	同上	50%	1,500	同上	同上	同上	1,500

99	55	佐藤嘉郎	23.05.31	会場費(政務調査及び市政報告、全額計上)	3,000	100	同上		50%	1,500	同上	同上	丙A21. 67	1,500
100	56	佐藤嘉郎	23.06.19	会場費(政務調査及び市政報告、全額計上)	3,000	100	同上		50%	1,500	同上	同上	丙A21. 68	1,500
101	57	佐藤嘉郎	23.06.26	会場費(政務調査及び市政報告、全額計上)	3,000	100	同上		50%	1,500	同上	同上	丙A21. 69	1,500
102	58	佐藤嘉郎	23.07.28	会場費(政務調査及び市政報告、全額計上)	3,000	100	同上		50%	1,500	同上	同上	丙A21. 70	1,500
				小計	21,000					10,500				10,500
				広報広聴費合計	2,917,128					1,458,562				1,458,062

103	1	柿沼敏万	23.08.13	議会だより発送事務手当	20,000	100	平成23年度の仙台市議会議員選挙は、平成23年8月19日に告示され、同月28日に投票されたのであるが、少なくとも同月15日以降は、通常政務調査活動を行う職員も選挙活動に従事していたはずである。したがって、平成23年8月分の人件費のうち、8月15日以降の人件費に相当する2分の1が違法である。 そうすると、人件費については原則として2分の1で按分すべきであることと差し合わせると、平成23年8月の人件費については、4分の3が違法であるというべきである(訴状)。		75%	15,000	使途・支出は認め、違法性は争う。	広報誌発送事務にかかる人件費である。特定の業務に特化して依頼したものであり、政党活動、後援会活動、選挙活動等の要素はないことから按分の必要はない。(第1準備書面)	丙A22	10,000
				小計	20,000					15,000				10,000
104	2	鈴木勇治	23.04.27	4月分の給与	120,000	2/3	議員が雇用していた者の具体的な活動内容が明らかではなく、客観的に政党活動や後援会活動と明確に区別されているとは言えない。したがって、支出額のうち、50%を超える部分は違法である(平成27年2月12日付準備書面)。		50%	30,000	使途・支出は認め、違法性は争う。	常勤職員にかかる人件費である。専ら政務調査活動の補助業務にあたるためのものとして雇用しているが、政務調査活動以外の事務もっており、活動実態を踏まえて政務調査活動以外の業務を多めに見積もって3分の1と想定し、政務調査活動業務の割合を3分の2として按分したものである。よって、何ら違法不当はない。(第1準備書面)	丙A23	30,000
105	3	鈴木勇治	23.05.26	5月分の給与	120,000	2/3	同上		50%	30,000	同上	同上	同上	30,000
106	4	鈴木勇治	23.06.28	6月分の給与	120,000	2/3	同上		50%	30,000	同上	同上	同上	30,000
107	5	鈴木勇治	23.07.26	7月分の給与	90,000	2/3	同上		50%	22,500	同上	同上	同上	22,500
108	6	鈴木勇治	23.07.31	ポスティングアルバイト料	143,375	100	同上		50%	71,687	同上	臨時職員にかかる人件費である。広報誌のポスティングという特定の業務に特化して依頼したものであり、政党活動、後援会活動、選挙活動等の要素はない。(第1準備書面)	同上	71,687
				小計	593,375					184,187				184,187
109	7	熊谷善夫	23.05.25	調査研究補助5月 5000円×2日	10,000	100	同上		50%	5,000	使途・支出は認め、違法性は争う。	政務調査活動の必要性に応じて臨時に特定の業務(現地調査、広報誌作成及び発送)に特化して依頼した者に対する人件費であり、政党活動、後援会活動、選挙活動等の要素はない。(第1準備書面)	丙A24. 25	5,000
110	8	熊谷善夫	23.06.16	調査研究補助6月 5000円×3日	15,000	100	同上		50%	7,500	同上	同上	同上	7,500
111	9	熊谷善夫	23.07.24	市政レポート作成費 7000円×5日	35,000	100	同上		50%	17,500	同上	同上	同上	17,500
112	10	熊谷善夫	23.08.10	給料	25,000	50	No.103のとおり		75%	12,500	同上	常勤職員にかかる人件費である。専ら政務調査活動の補助業務にあたるためのものとして雇用しているが、政務調査活動以外の事務もっており、月額15万円を支給しているところ、8月については10日分2万5000円(月額支給額の約17%)のみ支給したものである。政党活動、後援会活動、選挙活動等の要素はない。(第1準備書面)	同上	0
113	11	熊谷善夫	23.08.10	調査補助	16,000	50	No.103のとおり		75%	8,000	同上	政務調査活動の必要性に応じて臨時に特定の業務(現地調査、広報誌作成及び発送)に特化して依頼した者に対する人件費であり、政党活動、後援会活動、選挙活動等の要素はない。(第1準備書面)	同上	0
				小計	101,000					50,500				30,000

人 件 費	114	12	岡部恒司	23.04.30	補助員人件費	50,000	100	議員が雇用していた者の具体的な活動内容が明らかではなく、客観的に政党活動や後援会活動と明確に区別されているとは言いがたい。したがって、支出額のうち、50%を超える部分は違法である(平成27年2月12日付準備書面)。	50%	25,000	使途・支出は認め、違法性は争う。	政務調査活動の必要性に応じて臨時に特定の業務(地域課題の取組作業、広報誌のポスティング、陳情・相談の聴き取り、現地調査、議会資料作成等)に特化して依頼した者(2名)に対する人件費であり、政党活動、後援会活動、選挙活動等の要素はない。(第1準備書面)	丙A26	25,000
	115	13	岡部恒司	23.04.30	調査補助員人件費	50,000	100	同上	50%	25,000	同上	同上	同上	25,000
	116	14	岡部恒司	23.05.16	調査補助員人件費	35,000	100	同上	50%	17,500	同上	同上	同上	17,500
	117	15	岡部恒司	23.05.31	調査補助員人件費	50,000	100	同上	50%	25,000	同上	同上	同上	25,000
	118	16	岡部恒司	23.05.31	補助員人件費	80,000	100	同上	50%	40,000	同上	同上	同上	40,000
	119	17	岡部恒司	23.06.15	調査補助員人件費	35,000	100	同上	50%	17,500	同上	同上	同上	17,500
	120	18	岡部恒司	23.06.30	補助員人件費	70,000	100	同上	50%	35,000	同上	同上	同上	35,000
	121	19	岡部恒司	23.06.30	補助員人件費	40,000	100	同上	50%	20,000	同上	同上	同上	20,000
	122	20	岡部恒司	23.07.15	調査補助員人件費	25,000	100	同上	50%	12,500	同上	同上	同上	12,500
	123	21	岡部恒司	23.07.30	調査補助員人件費	45,000	100	同上	50%	22,500	同上	同上	同上	22,500
					小計	480,000					240,000			240,000
	124	22	橋本啓一	23.04.25	臨時調査研究補助	30,000	100	同上	50%	15,000	使途・支出は認め、違法性は争う。	政務調査活動の必要性に応じて臨時に特定の業務(行政や各種団体、書籍等からの資料収集・整理、データ入力処理、資料作成等)に特化して依頼した者(2名)に対する人件費であり、政党活動、後援会活動、選挙活動等の要素はない。(第1準備書面)	丙A27	15,000
	125	23	橋本啓一	23.04.25	臨時調査研究補助	30,000	100	同上	50%	15,000	同上	同上	同上	15,000
	126	24	橋本啓一	23.05.30	臨時調査研究補助	30,000	100	同上	50%	15,000	同上	同上	同上	15,000
	127	25	橋本啓一	23.05.31	臨時調査研究補助	30,000	100	同上	50%	15,000	同上	同上	同上	15,000
	128	26	橋本啓一	23.06.27	臨時調査研究補助	30,000	100	同上	50%	15,000	同上	同上	同上	15,000
	129	27	橋本啓一	23.06.27	臨時調査研究補助	30,000	100	同上	50%	15,000	同上	同上	同上	15,000
	130	28	橋本啓一	23.07.25	臨時調査研究補助	30,000	100	同上	50%	15,000	同上	同上	同上	15,000
	131	29	橋本啓一	23.07.28	臨時調査研究補助	30,000	100	同上	50%	15,000	同上	同上	同上	15,000
				小計	240,000					120,000			120,000	
132	30	加藤和彦	23.08.31	8月分報酬	25,000	50	No.103のとおり	75%	12,500	使途・支出は認め、違法性は争う。	政務調査活動の必要性に応じて臨時に特定の業務(資料作成・整理、事務処理、来訪者対応等)に特化して依頼した者に対する人件費である。50%に按分した額を政務調査費に計上したものであり、かつ、別途設置した選挙事務所の選挙活動に関与していないことから、更なる按分の必要はない。(第1準備書面)	丙A28	0	
				小計	25,000					12,500			0	
133	32	佐々木両道	23.08.25		75,000	50	No.103のとおり	75%	37,500	使途・支出は認め、違法性は争う。	常勤職員にかかる人件費である。50%に按分した額を政務調査費に計上したものであり、かつ、選挙活動に関与していないことから、更なる按分の必要はない。(第1準備書面)	丙A29	25,000	
				小計	75,000					37,500			25,000	
134	33	高橋次男	23.04.14	政務調査補助	4,400	100	議員が雇用していた者の具体的な活動内容が明らかではなく、客観的に政党活動や後援会活動と明確に区別されているとは言いがたい。したがって、支出額のうち、50%を超える部分は違法である(平成27年2月12日付準備書面)。	50%	2,200	使途・支出は認め、違法性は争う。	政務調査活動の必要性に応じて臨時に特定の業務(資料作成・整理、現地調査の運転業務等)に特化して依頼した者に対する人件費である。政党活動、後援会活動、選挙活動等の要素はない。(第1準備書面)	丙A30	2,200	
135	34	高橋次男	23.04.30	政務調査補助	4,400	100	同上	50%	2,200	同上	同上	同上	2,200	
136	35	高橋次男	23.05.09	政務調査補助業務	4,400	100	同上	50%	2,200	同上	同上	同上	2,200	
137	36	高橋次男	23.05.31	政務調査補助	4,400	100	同上	50%	2,200	同上	同上	同上	2,200	
138	37	高橋次男	23.06.10	調査補助(一般質問原稿校正)	5,500	100	同上	50%	2,750	同上	同上	同上	2,750	

139	38	高橋次男	23.06.30	調査補助(資料等の整理)	8,800	100	同上	50%	4,400	同上	同上	同上	4,400
140	39	高橋次男	23.06.05	調査補助	3,300	100	同上	50%	1,650	同上	同上	同上	1,650
141	40	高橋次男	23.06.07	調査補助	5,500	100	同上	50%	2,750	同上	同上	同上	2,750
142	41	高橋次男	23.07.23	調査補助	3,300	100	同上	50%	1,650	同上	同上	同上	1,650
143	42	高橋次男	23.07.29	政務調査補助業務	4,400	100	同上	50%	2,200	同上	同上	同上	2,200
144	43	高橋次男	23.07.30	調査補助(運転送迎)	3,300	100	同上	50%	1,650	同上	同上	同上	1,650
145	44	高橋次男	23.08.06	調査補助(送迎)	3,300	100	同上	50%	1,650	同上	同上	同上	1,650
146	45	高橋次男	23.08.31	調査補助(事務整理)	8,800	100	No.103のとおり	75%	6,600	同上	同上	同上	4,400
			小計		63,800				34,100				31,900
147	46	新しい翼	23.04.21	常勤調査研究補助	80,000	100	議員が雇用していた者の具体的な活動内容が明らかではなく、客観的に政党活動や後援会活動と明確に区別されているとは言い難い。したがって、支出額のうち、50%を超える部分は違法である(平成27年2月12日付準備書面)。	50%	40,000	使途・支出は認め、違法性は争う。	会派雇用の政務調査補助員2名の人件費である。その支給総額のうち、市議会各会派に対する職員雇用費交付規則(昭和60年仙台市規則第5号)に基づく職員雇用費として交付される額(一人あたり11万0400円)に加え、政務調査費から各々8万円ずつを支給している。政務調査費から支出している人件費は、当該補助員が政務調査にかかる事務補助(会派政務調査研究補助、資料収集、資料整理、現地調査他)に従事している部分のうち、時間外休日労働分に充てているものである。政党活動、後援会活動等の要案はなく、選挙活動にも関与していない。(第1準備書面)	丙A31、9	0
148	47	新しい翼	23.04.21	常勤調査研究補助	80,000	100	同上	50%	40,000	同上	同上	同上	0
149	48	新しい翼	23.05.20	常勤調査研究補助	80,000	100	同上	50%	40,000	同上	同上	同上	0
150	49	新しい翼	23.05.20	常勤調査研究補助	80,000	100	同上	50%	40,000	同上	同上	同上	0
151	50	新しい翼	23.06.21	常勤調査研究補助	80,000	100	同上	50%	40,000	同上	同上	同上	0
152	51	新しい翼	23.06.21	常勤調査研究補助	80,000	100	同上	50%	40,000	同上	同上	同上	0
153	52	新しい翼	23.07.21	常勤調査研究補助	80,000	100	同上	50%	40,000	同上	同上	同上	0
154	53	新しい翼	23.07.21	常勤調査研究補助	80,000	100	同上	50%	40,000	同上	同上	同上	0
155	54	新しい翼	23.08.19	常勤調査研究補助	80,000	100	No.103のとおり	75%	60,000	同上	同上	同上	16,533
156	55	新しい翼	23.08.19	常勤調査研究補助	80,000	100	同上	75%	60,000	同上	同上	同上	16,533
			小計		800,000				440,000				33,066
			人件費合計		2,398,175				1,133,787				674,153

事務所費	157	1	加藤和彦	23.08.30	事務所賃賃	20,000	50%	10,000	使途・支出は認め、違法性は争う。	専ら政務調査活動に使用する事務所の賃料である。50%に按分した額を政務調査費に計上したものであり、かつ、選挙事務所は別途設置していることから、更なる按分の必要はない。(第1準備書面)	丙A32	6,666
				事務所賃合計	20,000			10,000				6,666

事務費	158	1	鈴木勇治	23.04.18	パソコンリース代、保守管理料金	17,150	2/3	補助参加人は、政務調査目的以外で利用することはないと主張するが、これを裏付ける客観的な資料はない。したがって、支出額のうち、50%を超える部分は違法である(平成27年2月12日)。	50%	4,287	使途・支出は認め、違法性は争う。	No1, 5, 6, 10, 14は、パソコンリース代及び保守管理料である。事務所にはパソコンを3台設置しており、事務費として計上しているのは、そのうちの1台であり、他のパソコンと区別して政務調査専用として設置しているものである。所期の目的に照らせば按分の必要はないものの、3分の2を按分計上している。更なる按分の必要はなく、何ら違法又は不当なものではない。 No2~4, 7~9, 11~13, 15~17は、電話回線、FAX回線、インターネット回線使用料である。電話回線は他に1回線設置しており、事務費として計上しているのは、政務調査専用として設置している回線である。よって、按分の必要はなく、何ら違法又は不当なものではない。 (第1準備書面)	丙A33	4,287	
	159	2	鈴木勇治	23.05.10	4月分電話料金	3,913	100	同上	50%	1,956	同上	同上	同上	1,956	
	160	3	鈴木勇治	23.05.10	4月分電話料金	2,979	100	同上	50%	1,489	同上	同上	同上	1,489	
	161	4	鈴木勇治	23.05.10	4月分電話料金	2,470	100	同上	50%	1,235	同上	同上	同上	1,235	
	162	5	鈴木勇治	23.05.18	パソコンリース代、保守管理料金	17,150	2/3	同上	50%	4,287	同上	同上	同上	4,287	
	163	6	鈴木勇治	23.06.07	パソコンリース代、保守管理料金	17,150	2/3	同上	50%	4,287	同上	同上	同上	4,287	
	164	7	鈴木勇治	23.06.10	5月分電話料金	2,413	100	同上	50%	1,206	同上	同上	同上	1,206	
	165	8	鈴木勇治	23.06.10	5月分電話料金	3,113	100	同上	50%	1,556	同上	同上	同上	1,556	
	166	9	鈴木勇治	23.06.10	5月分電話料金	2,337	100	同上	50%	1,168	同上	同上	同上	1,168	
	167	10	鈴木勇治	23.07.07	パソコンリース代、保守管理料金	17,150	2/3	同上	50%	4,287	同上	同上	同上	4,287	
	168	11	鈴木勇治	23.07.11	6月分電話料金	3,284	100	同上	50%	1,642	同上	同上	同上	1,642	
	169	12	鈴木勇治	23.07.11	6月分電話料金	3,179	100	同上	50%	1,589	同上	同上	同上	1,589	
	170	13	鈴木勇治	23.07.11	6月分電話料金	2,313	100	同上	50%	1,156	同上	同上	同上	1,156	
	171	14	鈴木勇治	23.08.08	パソコンリース代、保守管理料金	17,150	2/3	同上	50%	4,287	同上	同上	同上	4,287	
	172	15	鈴木勇治	23.08.10	7月分電話料金	2,504	100	同上	50%	1,252	同上	同上	同上	1,252	
	173	16	鈴木勇治	23.08.10	7月分電話料金	2,997	100	同上	50%	1,498	同上	同上	同上	1,498	
	174	17	鈴木勇治	23.08.10	7月分電話料金	2,285	100	同上	50%	1,142	同上	同上	同上	1,142	
					小計	119,537					38,324				38,324
		175	18	岡部恒司	23.04.	電話料金4月分	6,135	100	同上	50%	3,067	使途・支出は認め、違法性は争う。	No18, 20, 22, 24は電話回線使用料である。政務調査専用回線として設置しているものである。電話回線は他に1回線設置しており、事務費として計上しているのは、政務調査専用として設置している回線である。よって、按分の必要はなく、何ら違法又は不当なものではない。 No19, 21, 23, 25, 26は、電話代行サービス料(電話転送・ボイスワープサービス)である。電話代行サービスは、政務調査、地域課題等の収集、各種団体、市民からの要望、相談のために設置している。政党活動、後援会活動、選挙活動等の要素はない。よって、按分の必要はなく、何ら違法又は不当なものではない。 なお、No28は、9月分の使用料の前払いであるところ、年間定額契約のため、前月27日まで支払わなければならないこととなり、当該支出日を基準として政務調査費に計上したものである。このような考え方は、前記5(1)の趣旨が当てはまるものであり、改選後(平成23年8月28日以降)も引き続きサービスを使用していることから、何ら違法又は不当なものではない。 (第1準備書面)	丙A34, 35	3,067
		176	19	岡部恒司	23.04.20	電話代行サービス	18,165	100	同上	50%	9,082	同上	同上	同上	9,082
		177	20	岡部恒司	23.05.	電話料金5月分	11,025	100	同上	50%	5,512	同上	同上	同上	5,512
		178	21	岡部恒司	23.05.27	電話代行サービス6月度分(4/1~4/30)	17,887	100	同上	50%	8,943	同上	同上	同上	8,943
		179	22	岡部恒司	23.06.21	電話料金6月分	6,487	100	同上	50%	3,243	同上	同上	同上	3,243
		180	23	岡部恒司	23.06.27	電話代行サービス7月度分	18,007	100	同上	50%	9,003	同上	同上	同上	9,003
	181	24	岡部恒司	23.07.18	電話料金7月分	5,027	100	同上	50%	2,513	同上	同上	同上	2,513	

182	25	岡部恒司	23.07.28	電話代行サービス8月度分	18,007	100	同上	50%	9,003	同上	同上	同上	9,003
183	26	岡部恒司	23.08.27	電話代行サービス9月度分	18,007	100	任期外の支出。 金額適法(訴状)	100%	18,007	同上	同上	同上	18,007
				小計	118,747				68,373				68,373
184	27	橋本啓一	23.05.20	電話代5月分	5,535	2/3	補助参加人は、政務調査目的以外で利用することはないと主張するが、これを裏付ける客観的な資料はない。したがって、支出額のうち、50%を超える部分は違法である(平成27年2月12日)。	50%	1,383	使途・支出は認め、違法性は争う。		丙A36	1,383
185	28	橋本啓一	23.06.22	電話代6月分	4,684	2/3	同上	50%	1,171	同上	同上	同上	1,171
186	29	橋本啓一	23.07.29	電話代7月分	7,765	2/3	同上	50%	1,941	同上	同上	同上	1,941
				小計	17,984				4,495				4,495
187	30	加藤和彦	23.04.20	4月分電話料金	9,472	100	同上	50%	4,736	使途・支出は認め、違法性は争う。		丙A37、甲2	4,736
188	31	加藤和彦	23.05.20	5月分電話料金	4,780	100	同上	50%	2,390	同上	同上	同上	2,390
189	32	加藤和彦	23.06.20	6月分電話料金	6,571	100	同上	50%	3,285	同上	同上	同上	3,285
190	33	加藤和彦	23.07.20	7月分電話料金	6,517	100	同上	50%	3,258	同上	同上	同上	3,258
191	34	加藤和彦	23.08.20	8月分電話料金	5,670	100	選挙活動による利用が主要な目的(訴状)。理由はNo.103のとおり	75%	4,252	同上	同上	同上	3,780
				小計	33,010				17,921				17,449
192	35	新しい翼	23.05.02	4月分電話料金	451	100	補助参加人は、政務調査目的以外で利用することはないと主張するが、これを裏付ける客観的な資料はない。したがって、支出額のうち、50%を超える部分は違法である(平成27年2月12日)。	50%	225	使途・支出は認め、違法性は争う。		丙A38、9	225
193	36	新しい翼	23.05.31	5月分電話料金	461	100	同上	50%	230	同上	同上	同上	230
194	37	新しい翼	23.06.08	4月分電話料金	5,302	100	同上	50%	2,651	同上	同上	同上	2,651
195	38	新しい翼	23.06.08	5月分電話料金	5,302	100	同上	50%	2,651	同上	同上	同上	2,651
196	39	新しい翼	23.06.30	6月分電話料金	5,302	100	同上	50%	2,651	同上	同上	同上	2,651
197	40	新しい翼	23.06.30	6月分電話料金	115	100	同上	50%	57	同上	同上	同上	57
198	41	新しい翼	23.06.30	6月分電話料金	115	100	同上	50%	57	同上	同上	同上	57
199	42	新しい翼	23.08.01	7月分電話料金	766	100	同上	50%	383	同上	同上	同上	383
199	42	新しい翼	23.08.01	7月分電話料金	766	100	選挙活動による利用が主要な目的(訴状)。理由はNo.103のとおり	75%	3,976	同上	同上	同上	3,534
199	42	新しい翼	23.08.26	8月分電話料金	5,302	100	選挙活動による利用が主要な目的(訴状)。理由はNo.103のとおり	75%	354	同上	同上	同上	314
200	43	新しい翼	23.08.31	8月分電話料金	472	100	選挙活動による利用が主要な目的(訴状)。理由はNo.103のとおり	75%	354	同上	同上	同上	314
				小計	23,473				13,178				12,696
				事務費合計	312,751				142,291				141,337
				合計					3,487,878				2,819,837

(別紙5)

第2 民主クラブ仙台関係

原告										被告ら		裁判所		
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	控分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
[方格 ソ 研 究 費 代 表]	201	1 安孫子雅浩	2011.08.18	ガソリン	3,215	50%	<p>・選挙期間における支出なので、100%違法である(別紙)。</p> <p>・安孫子議員は平成23年8月18日午後6時30分にガソリン(水巻き耐含む)を、高田議員は同日午後6時50分にガソリンを購入している(甲B1・2)ので、これらは社会通念上、夏休み19日以降、つまり選挙告示日以降に選挙活動においてすべて使用されたと考えられる。また平成23年8月上旬以降、仙台市議会議員は選挙活動に入って政務調査活動は行っていなかったと考えられるので、平成23年8月18日までに買消された計39,297円のうち、14,000円以上のガソリンは、政務調査活動に充てられたのではなく、専ら選挙活動に使われたものといえる(第1準備書面(民主クラブ仙台)1頁以下)。</p> <p>・本件表紙2条1項(5)でこの議員に政務調査費を充てることが禁止された(選挙活動)とは、公職選挙法上の「選挙運動」と異なり、選挙を目的としてなされる一切の活動である。立候補の準備行為(有識者の意向調査、名簿作成、供託金の担保など)や選挙運動の準備行為(選挙運動費用の調達、選挙事務所借入れの内交渉、選挙運動員又はボランティアになることの内交渉、ポスターの作成など)、政治活動(政策宣伝、党勢維持等の活動など)、後援会活動などは、公職選挙法で禁止された準備行為ではないとされるが、選挙を目的とした活動であって、その結果に政務調査費を充てることが禁止された「選挙活動」に該当するとは認められない。選挙に立候補し当選するためには何らかの事前準備が欠かせないのであり、特に告示日に近い時期にこれを行う必要性が高くなるのであって、多くの議員がこれに集中し、そうでなくても多くの候補が経費を削いでいることは想像に及ばない。先の仙台市議会議員選挙においても、平成27年7月24日の告示日直近になると、少ない候補議員が選挙目的としか思えない街頭挨拶を始めたことは公知の事実である。</p> <p>民主クラブ仙台において、平成23年8月上旬以降も政務調査活動を行っていたことについては、選挙活動を行っていないということについても、客観的資料に基づき具体的な立証はなされていないのであるから、平成23年8月上旬以降、仙台市議会議員は選挙活動に入って政務調査活動は行っていないことが客観的に認められる(第2準備書面(民主クラブ仙台)8頁~9頁)。</p> <p>・安孫子議員が専ら自転車を利用して選挙活動を行ったと主張するが、安孫子議員が当該選挙期間中に自転車に乗ったのは3日だけであり、毎日スタンドスピーカーを積んだワゴン車で奥区内30キロ以上を移動して街頭演説等を行った(甲B3)。専ら自転車を利用したという主張はあからざる虚構である(第2準備書面(民主クラブ仙台)9頁)。</p>		100%	3,215	使途・支出額は認め、違法性は争う。	<p>・選挙告示日(平成23年8月19日)前までの政務調査活動等に使用したガソリン代を、2分の1の控分で選挙告示日前である8月18日に政務調査費から支出したものであり、何ら違法なものではない。(第1準備書面1頁)</p> <p>・原告は、「本来政務調査活動に充てられるべきなのは、政務調査費の支出によって購入したガソリンの方である」旨主張するが、そのように解する論理的必然性は全くなく、むしろ、実際に政務調査活動のために使用したガソリンを補充するための費用を政務調査費から支出するのが合理的である。(第3準備書面1頁)</p> <p>・選挙告示前に選挙運動をすることは公職選挙法で禁止されている(公職選挙法129条)。また、選挙告示前の時点で、市議会議員は選挙態勢に入っており政務調査活動は行っていない、というのは地方議会議員の実態にも反する。地方議会の議員は、選挙期間中といえども、市民からの意見、要望の聴取等の政務調査活動を並行して行っており、ましてや選挙告示前において、政務調査活動を行わず選挙態勢に集中している、などということはない。(第3準備書面1頁以下、第6準備書面8頁以下)</p> <p>・安孫子議員は、平成23年8月の選挙の際は、被災者に配慮して自らは自転車を利用して選挙活動を行っていた(丙B25)。選挙活動に利用した自動車は、スタンドスピーカーを付けた軽ワゴン車と電気カーのみであった(甲B6)。平成23年8月18日にガソリンを入れた安孫子議員の日常車「プリウス」は選挙活動には一切利用していない。(第3準備書面2頁、第6準備書面9頁)</p>	甲B8 丙B25	0
	202	2 池田友信	2011.08.18	ガソリン	994	50%	<p>・同上</p> <p>・池田議員は、選挙運動用自動車の燃料代について、仙台市から支給を受けているので政務調査費からガソリン代を支出していないと主張するが、提出されている証拠(丙B26の1~3)のみではこれに係るガソリンを選挙運動に使用したかどうかは定かではなく、仮にこれを選挙活動に使用したとしても、他にも選挙活動に使用する自動車があるのが通常であるから、政務調査費の支出に係るガソリンについて選挙活動のために買消した事実を認定する上で何ら妨げになるものではない(第2準備書面(民主クラブ仙台)9頁~10頁)。</p>		100%	994	同上	<p>・同上</p> <p>・池田議員に関しては、選挙運動用自動車「日産リパティ」(仙台500さ95)の燃料代については、条例に基づき仙台市より支給を受けており(丙B26)にも車両ナンバーが記載されている。政務調査費から選挙運動用のガソリン代を支出した事実はない。(第3準備書面2頁、第6準備書面9頁)</p>	丙B26の1 ~3	0
調査研究費合計					4,209					4,209				0
[研 修 費]	203	1 日下富士夫	2011.07.29	東京 震災から 学ぶ自治体広報 セミナー参加	31,660	100%	<p>・実費との差額(少なくとも10%)が違法である(訴状)。</p> <p>・調査研究費の支出につき必要性がある場合であっても、調査研究費としての支出が認められるのは実費分のみである(平成26年10月15日付準備書面(共通)6頁以下)。</p>		10%	3,166	同上	<p>・手引書及び要綱7条に基づき、いわゆる旅費条例に基づき支給する場合の額を旅費として支出したものである。このような旅費の支出方法は、冗費・濫費の防止や事務手続の簡素化等の合理性があり、「国家公務員等の旅費に関する法律」による支出方法にも準じるもので、地方議会議員の旅費支出方法として社会的相当性を有するものであることは明らかである。(第1準備書面5頁、第3準備書面2頁)</p> <p>・原告は、抽象的に旅費条例に基づき算出した支出額の少なくとも10%が違法と主張するのみで、旅費の支出について、使途基準に合致した政務調査費の支出がなされなかったことを惟認させる一般的、外形的な事実の主張立証すらなされていない。(第1準備書面2頁)</p>		0
	204	2 渡辺公一 上-一彦 村	2011.07.25	京都 民主党政 令指定都市政策 協議会研修会 2 名参加	126,000	100%	同上		10%	12,600	同上	同上		0
研修費合計					157,660					15,760				0

			総論的主張		・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である(訴状)。 ・一般的、外形的には宣伝活動ないし選挙活動としての要素を分かつがたく含む広報活動に、政務調査費の支出が許される場合があるとされているが、当該広報活動によって調査対象たる市民が議員の問題意識や議会活動の内容の理解を深めた上で、議員に対して意見を伝えるといった、双方のやり取りが活性化し円滑化し、当該議員の市政に関する事実認識や問題意識が改善、改良等され、もって議会の審議能力の向上に資すると考えられるからであり、その限りでは政務調査費の支出は認められるべきではない。手引書には「広報費」ではなく「広報広聴費」という支出項目となっているもの、そのような趣旨からである。まして調査対象者と対面で行う市政報告会などとも違い、基本的に一方的な情報発信に適さない会派・ニュース等広報紙の作成、配布に関しては、当該広報紙の内容によって調査対象者との双方向的なコミュニケーションにつながる可能性がどの程度あるのか、広報紙を受け取った調査対象者からの反応が議員の事実認識や問題意識を改善させ議会の審議能力向上に資する可能性があるといえるのか、といった観点からも、使途基準適合性を慎重に判断すべきである(第1準備書面(民主クラブ)3頁~4頁)。 ・民主クラブ仙台及びその所属議員が配布した広報紙(ニュース)は、その多くの部分が「被災者支援情報」で占められているが、これについても政務調査費としての実質が認められるためには、かかる記載が市民の意思・意見を把握し議会にそれを反映させるための前提となる活動と認められる必要がある。しかし民主クラブ仙台の「被災者支援情報」の記載からは、被災者に対し有益な情報を整理して提供しようという意図は汲み取れるものの、実施されている被災者支援政策について市民の意思・意見を把握しようという意図を汲み取ることが出来ない。したがってその実質において、双方向性のある調査研究活動とは蓋しなから、政務調査費からの経費の支出は許されるべきではない(第2準備書面(民主クラブ)7頁)。				・原告は、いかなる根拠に基づいて「政務調査費外の目的も併存する」と主張するのか不明である。広報紙は会派の基本政策や仙台市政等に関する広報を目的としたものであり、後援会活動、政党活動、選挙活動など他の目的と併存していないから、100%政務調査費から支出することに何ら問題はなく、控分する必要はない。(第1準備書面3頁) ・市政の現状、会派及びその所属議員の議会活動や政務調査活動等を市民に広報することは、市政に関する市民の要望や意見を聴取する上で重要な活動であり、広報広聴活動は、重要な政務調査活動の一つである。全国市議会議長会が策定した規則案においても、広報紙等に要する経費の政務調査費からの支出は、当然に想定されている。(第3準備書面3頁) ・双方向性のある調査研究活動であることは、要綱上も手引書上もそもそも広報広聴費の支出の要件とはされていない。たとえ直接的な双方向的コミュニケーションがなされることが当然には予定されていない場合でも、市民から市政に関する要望や意見を聴取する前提として、市政の現状や議会活動及び政務調査活動等を市民に広報すること自体にも重要な意義がある。広報紙の配布対象者との直接的なコミュニケーションがなされるような場合に支出を限定すると、広報広聴費として支出可能な範囲は極めて限定され、広報広聴活動への要給効果を生ずることとなりかねない。(第3準備書面3頁以下、第6準備書面7頁) ・広報紙で会派や議員の議会活動等を紹介することが、会派や議員の活動に対する認知度を上げ、結果的に、議員のイメージアップや選挙の際にプラスに作用するということが仮にあったとしても、これはいわば副次的効果に過ぎないものであり、明らかに政党活動や後援会活動、選挙活動に関する記述が認められない限り、結果として他の活動にも役立つという副次的効果がありうることを理由として広報紙等の経費について目的外支出が含まれるものと解すべきではない。(第3準備書面4頁) ・「被災者支援情報」に関しては、当該広報を行ったことにより、市民から被災者支援策に関する多数の意見、要望が会派に寄せられ、これをもとに会派として調査研究を進め、議会における質問をはじめ行政への様々な働きかけを行い、被災者支援策の充実、改善を実現したものであり(丙B27)、まさに広報広聴活動の趣旨にかなうものとなっている。(第6準備書面7頁)	乙1 丙B24 丙B40 丙B41の1 ~4
205	岡本あき子	2011.06.30	民主クラブ仙台 ニュース7月号 15000部	135,000	100%	丙ニュースは全6頁である。その1頁目及び2頁目において、両議員を含む民主クラブ仙台所属議員の様々な議会活動や政務調査活動を行っているのはほぼまったく記載されていない一方で、同年6月20日現在の仙台市の被災者支援情報が多数記載されているほか、会派を跨ぎ、代表の挨拶、被災地等の写真が掲載されている。被災者支援情報においては、申請者、申請内容や連絡先電話番号などは記載されているが、掲載議員が仙台市の被災者支援情報についていかなる問題意識を持っているのかは分かる記載はまったくないため、仙台市政についてこれを受け取った者と双方向的コミュニケーションにつながる余地はほぼなく「★より詳細な(大規模半壊または全壊)が実施されたら、すぐ申請してください。★より」などの記載の仕方からすれば、被災者支援活動といえるが、被災者支援のための情報提供と併せて期待して行っているとは分り認められない。これは民主クラブ仙台の本来すべき選挙に備えたイメージアップ活動にまつ広報活動であり、選挙活動の一環と認めるべきであるが、丙にそこまで書かないとしても、広報活動の範囲に属するものであり、調査研究としての実質を伴った広報活動と見なすべきではない。仙台市政が実施していた被災者支援策についての情報提供は、本党仙台市が実行すべきものであり、現在仙台市は、ホームページや市政だよりなどの媒体によってこのような広報活動を行っている。	60%	67,500	使途、支出額は認め、違法性は争う。 ・総論的主張と同様 ・当該広報紙は、会派や議員の活動、東日本大震災に関連する仙台市政等に関する広報を目的としたものであり、後援会活動、政党活動、選挙活動に関する記述は認められないから、控分の必要はない。(第3準備書面5~6頁) ・当該広報紙は、東日本大震災という未曾有の大災害に当たり、会派として、様々な被災者支援策、被災者支援情報の中から仙台市民にとって必要な、優先順位等を調査・研究した上で、その結果を整理・取り扱ったものである。また、被災者支援策についても、会派としての調査研究を踏まえ、行政側に対して様々な働きかけを行い実現したもので(丙B27)も含まれており、「市政に関する政策等の広報」に該当することは明らかである。(第3準備書面5~6頁) ・会派や議員の名称や題字、挨拶等の記載については、市民が要望や意見を述べる前提として、当該広報活動がいかなる会派・議員によりなされているかは極めて重要な情報であるし、また、その連絡先も必須な情報であるから、これらの記載も調査研究活動としての広報広聴活動に必要な記載である。(第3準備書面5~6頁) ・広報広聴活動を行うにあたっては、市民にとって読みやすい紙面であることも重要である。ひたすら文字のみが羅列されている紙面に比較して、ある程度写真やイラスト等も盛りつけた紙面の方が、市民にとって読みやすく、ひいては広報広聴活動の実も上がるものであることは明らかである。(第3準備書面5~6頁) ・原告は、会派及び岡本議員の議会質問の記載に関し、答弁の内容が記載されていないこと、概要の記載に過ぎないことなどを問題としているが、市民にとって読みやすくするために、ある程度要約した記載とすることも必要であるから、原告の主張は不当である。(第3準備書面5~6頁)	丙B1 丙B27 丙B40 丙B41の1 ~4 67,500

資料作成費

206	2	岡本あき子	2011.08.03	市政報告ニュース	301,875	100%	同ニュースは、全部で4頁ある。そのうち1頁目は、7月号(丙B1)の4頁目とほぼ内容は同じである。 2頁目乃至4頁目については、ほぼ全面に同年7月20日現在の仙台市の被災者支援情報制度が記載されており、その趣旨は7月号(丙B1)と同じと解される。 よって、同ニュースについては、資料作成費No.1の民主クラブ仙台ニュース2011年7月号とその実質はほぼ同じである。やはり同様の理由で、少なくともその作成経費に要した2分の1の支出は違法である。既に7月号(丙B1)で掲載した情報とほぼ同じ内容を翌月頃岡本議員名義の市政報告という形で作成・配布したことについては、政務調査活動としての必要性も合理性もなく、時期的にも内容的にも選挙活動と評価されて然るべきである(第1準備書面(民主クラブ)6頁)。	50%	150,937	同上	総論的主張及び資料作成費No.1と同様。	丙B2	150,937
207	3	小野寺健	2011.04.26	市政報告印刷代	100,000	100%	同ニュースについては、冒頭部分に会派名、議員名、選挙区等が記載されている上、会派所属議員一同各義で被災者へのお見舞いや抽象的な復興の決意が記載されており、これらは宣伝的要素の記載といふべきである。その他の大部分は、平成23年4月1日現在の仙台市の被災者支援情報の提供となっている。写真の掲載については、被災者支援情報提供の一環と見られる。 被災者支援情報としては、仙台市の各役所、支所の電話番号の他、「り災証明書は必ず申請を」というり災証明の申請を呼び掛ける文言、災害申請金、災害復旧資金等の申請、金銭、問い合わせ先などが記載されている。この他、融資制度の案内、保険料や税金の減免制度の案内、仮設住宅の案内、ライフラインの状況等についての情報提供がなされている。 よって、同ニュースの作成・配布は、資料作成費No.1の民主クラブ仙台ニュース2011年7月号と同様、被災者支援のための情報を仙台市に代わって提供するものとして見られない。そこに双方向的なコミュニケーションによって議員の問題意識等の向上につながる余地はほぼなく、政務調査活動というよりは、選挙活動若しくは単なる慈善活動である。同ニュースの作成については、すべてが小野寺議員の政務調査活動の一環であるとは到底言えず、少なくともその支出の2分の1は違法と言ふべきである(第1準備書面(民主クラブ)6頁~7頁)。	50%	50,000	同上	同上	丙B3	50,000
208	4	日下富士夫	2011.04.27	民主クラブ仙台ニュース2011年特別号2000部	35,000	100%	同ニュースは、冒頭における議員の氏名と被災者支援情報の日付が異なる以外は、上記3(小野寺健議員)のニュース(丙B3)と内容が同じである。やはり上記3と同様の理由でその支出の2分の1は違法である(第1準備書面(民主クラブ)7頁)。	50%	17,500	同上	同上	丙B4	17,500
209	5	日下富士夫	2011.07.06	民主クラブ仙台ニュース7月号500部	45,000	100%	同上。	50%	22,500	同上	同上	丙B5	22,500
210	6	民主クラブ仙台	2011.04.16	市政報告資料作成アルバイト代	2,400	100%	市政活動報告会が、いつ、どこで、誰が、誰を対象に行ったもので、報告した内容が具体的にどのようなものであったのか、作成した資料がそれぞれどのようなものであるのかは、まったく明らかになっていない。手引書には、透明性の確保や議長が証拠書類等の資料の提出を求めることが出来る旨が記載されており、広報広聴費の項目には政務調査費によって作成した印刷物はその成果物を保管するよう記載されていることからすれば、当該アルバイトによって作成された資料も当然保管されなければならない。そうであるにもかかわらず民主クラブ仙台が作成資料の提出をしないのは、作成された資料を提出すれば、当該市政活動報告会が政務調査活動とは無関係なものであることが明らかになるからである。時期的にも震災直後であるから、調査研究活動としての市政活動報告会が行われたとは考えにくい。少なくともこの支出の50%は違法である(第1準備書面(民主クラブ)7頁~8頁)。	50%	1,200	同上	当該市政活動報告は、日下議員が、毎月、市民を対象として、会派の仙台市に対する予算要望の内容及びそれに対する仙台市の回答、定例会における質疑の概要、その他仙台市政の課題等について、関連資料や会派ニュースを配布して報告を行ったものである。当該市政活動報告会が、市政に関する広報広聴活動の一環であることは明らかであり、按分する必要はない。(第3準備書面7~8頁)	丙B28	1,200

211	7	民主クラブ仙台	2011.05.02	複写料	66,928	100%	<p>・会派控室は一般的、外形的に、各会議出席のための準備、待機・休憩が基本的な用途であり、そこにおける印刷・コピーはその性質上、政務調査以外の活動においても行われるものである。使用実態について客観的な立証が限り2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと、当該印刷代等が2分の1を超えて政務調査活動に利用されていたとの立証は何もないから、上記各支出の少なくとも2分の1は違法である(第1準備書面(民主クラブ)8頁)。</p> <p>・民主クラブ仙台は抽象的に「政務調査活動以外の活動には用いていない」と述べるに過ぎず、具体的にパソコン、コピー機でどのような政務調査活動を行っているのかさえ主張立証していないのであるから、その主張を認めるべきでないのは当然である(第2準備書面(民主クラブ)6頁)。</p>	50%	33,464	同上	<p>・政務調査に関する資料の作成に関する支出であり、後援会活動、政党活動、選挙活動など「他の目的も併存」している事実はなく、按分の必要はない。(第1準備書面4頁)</p> <p>・仙台市議会内会派控室は、会派における政務調査活動の拠点であり、もっぱら政務調査活動に使用している。民主クラブ仙台においては、会派控室における政党活動、後援会活動、選挙活動は禁止しており、これらの活動に使用されることはない。(第3準備書面8頁)</p> <p>・会派控室では、議会開催中よりもより議会開催前においても、会派や各議員の政策等に沿った日々の調査研究活動のほか、本会議や各委員会における議案の調査や質問案の作成等の活動も行われている。これらの議会準備活動は、議会活動の前提となる活動であるが、議会審議の活性化、議会の審議能力の強化に資する活動にほかならないから、これらの活動もまた政務調査活動に含まれることは明らかである。(第3準備書面8頁)。なお、「議会活動」は、本会議への出席、委員会への出席、全員協議会への出席、議員派遣等の活動をいい、議会活動に係る調査や議会活動に係る資料の作成などは、「政務調査活動」に分類される。(第6準備書面4～5頁)</p> <p>・「選挙活動を禁止したのは、それまでは選挙活動等が行われていたから」という原告の主張には著しい論理の飛躍がある。民主クラブ仙台における会派控室の使用に関する申合せは、民主クラブ仙台の前身ともいべき会派からの申合せを継承したものであり、それまで選挙活動等が行われていたなどという事実は一切ない。(第6準備書面4～5頁)</p> <p>・議会活動上の政策・主張・目的などを共有する議員により構成される会派は、何よりも議員同士の信頼関係が重要であり、明示の申合せに違反する議員がいた場合には、罰則などを設けるまでもなく、もはやその信頼関係は失われ、会派にとどまることはできなくなる。議員同士の明示的な合意に反することは議員にとって極めて重いことであり、殊更に罰則を設けなくともその実効性に疑いはない。(第6準備書面4～5頁)</p>	丙B18 丙B38 丙B39の1 丙A49	33,464
212	8	民主クラブ仙台	2011.05.18	資料作成コピー代	18,450	100%	同上。	50%	9,225	同上	同上	丙B18 丙A49	9,225
213	9	民主クラブ仙台	2011.05.20	市政報告資料作成アルバイト代	2,400	100%	資料作成費No.6と同様。	50%	1,200	同上	資料作成費No.6と同様	丙B28	1,200
214	10	民主クラブ仙台	2011.05.30	コピー代	1,900	100%	資料作成費No.7と同様。	50%	950	同上	資料作成費No.7と同様	丙B18 丙A49	950
215	11	民主クラブ仙台	2011.05.31	複写料	50,575	100%	資料作成費No.7と同様。	50%	25,287	同上	資料作成費No.7と同様	丙B18 丙A49	25,287
216	12	民主クラブ仙台	2011.06.09	市政報告資料作成アルバイト代	1,600	100%	資料作成費No.6と同様。	50%	800	同上	資料作成費No.6と同様	丙B28	800
217	13	民主クラブ仙台	2011.06.30	複写料	111,212	100%	資料作成費No.7と同様。	50%	55,606	同上	資料作成費No.7と同様	丙B18 丙A49	55,606
218	14	民主クラブ仙台	2011.07.26	市政報告資料作成アルバイト代	2,400	100%	資料作成費No.6と同様。	50%	1,200	同上	資料作成費No.6と同様	丙B28	1,200
219	15	民主クラブ仙台	2011.08.01	複写料	66,204	100%	資料作成費No.7と同様。	50%	33,102	同上	資料作成費No.7と同様	丙B18 丙A49	33,102
220	16	民主クラブ仙台	2011.08.02	市政報告資料作成アルバイト代	1,600	100%	資料作成費No.6と同様。	50%	800	同上	資料作成費No.6と同様	丙B28	800
221	17	民主クラブ仙台	2011.08.31	複写料	42,589	100%	<p>・新しい任期における支出なので、全額違法である(訴状)。</p> <p>・時期的に選挙活動にも要した支出である(第1準備書面(民主クラブ)8頁)。</p>	100%	42,589	同上	<p>・資料作成費No.6と同様</p> <p>・任期終了前に使用した分を後日支払したものであり、原告の主張は失当である。(第1準備書面4頁)</p> <p>・原告は時期的に選挙活動にも要した支出なので全額違法である旨主張しているが、これらは、任期終了前に使用した分について、後日請求を受けて支払をしたものである。(第3準備書面8頁)</p>	丙B29の1 丙B29の2	21,294
222	18	民主クラブ仙台	2011.09.29	複写料	25,798	100%	同上。	100%	25,798	同上	同上	丙B29の1 丙B29の2	12,899
				資料作成費合計	1,010,931				539,658				505,464

資料購入費	223	1	岡本あきこ	2011.04.19	河北ネット年間購読料	21,000	100%	<p>・5か月分を超える部分は違法であるから、12分の7が違法である(新状)。</p> <p>・民主クラブ仙台は、年間契約料の月割による按分が可能であるにもかかわらず、これをしなかった理由は何ら述べていない。仙台市政務調査費の交付に関する条例3条・4条において、政務調査費の交付は任期にしたがって月割を行うことが定められており、支出に際しても同様に扱うべきである。落選した議員について年間契約料を按分しての政務調査費の返還を受け取ることは、住民監査請求や住民訴訟でもない限り実際には極めて困難であるし、あるのかどうか分からない将来の任期の政務調査活動についての政務調査費支出を許容することは、無秩序な政務調査費の支出につながる可能性がある。したがって、政務調査費において、あるのかどうか分からない将来の任期を見越して先行支出することは許されるべきではない。年間契約をすることが本来であるが、どうしても年間契約をすることが必要なのであれば、月割などの合理的な方法によって按分すべきである(第1準備書面(民主クラブ)9頁)。</p>	12分の7	12,249	同上	<p>・原告は、当該支出について「5か月分を超える部分は違法であるから、12分の7が違法である」旨主張するが、仙台市議会議員選挙は、東日本大震災の影響により延期されることになり、平成23年8月28日の投票が正式に決定されたのは同年7月1日であった。したがって、当該支出がなされた平成23年4月時点では、議員の任期が最終的にいつまでになるかは固まっておらず、従前どおり年間契約としたものである。そして、平成23年9月以降においてもこれを有効に利用している。(第1準備書面5頁)</p> <p>・年間契約とすることにより、月間契約よりも割安となっており、政務調査費の支出の効率性の点からも合理性が認められる。(第1準備書面5頁)</p> <p>・そもそも、政務調査費の支出について月間契約としなければならない義務はない。(第3準備書面9頁)</p>	12,249	
	224	2	日下富士夫	2011.04.01	議員NAVI(23.4月～24.3月)	25,200	100%	同上。	12分の7	14,699	同上	同上	14,699	
	225	3	民主クラブ仙台	2011.05.02	D-file年間購読料	55,000	100%	同上。	12分の7	32,083	同上	同上	32,083	
	226	4	民主クラブ仙台	2011.06.24	地方行政読本 1800×11	20,800	100%	<p>・全員に配布する必要はないので、10冊分が違法である(新状)。</p> <p>・「地方行政読本」は、民主党系の宮城県議会議員である藤原範典氏が執筆し2011年5月に刊行された書籍であり(甲B4、5)、民主クラブ仙台が所属議員の数だけ購入した動機は、調査研究活動において必要だと考えたからではなく、宮城県における同党派議員どうしの人的な交際・交流によるものであると強く推認される。</p> <p>・手引書では資料購入費について、「購入数量については、調査研究活動に資するという目的を考慮し、適正な数量としてください」とあるにもかかわらず、民主クラブ仙台は、当該書籍が地方行政についての見識を深めるために極めて有益な書物だと述べるに止まり、各議員がそれぞれどのようにこの書籍を調査研究に役立てたのかはもとより、そもそも各議員がこの書籍を読んだのかどうかさえ明らかにしていない。少なくとも10冊分の支出は違法であるという他ない(第1準備書面(民主クラブ)10頁)。</p>	10冊分	19,000	同上	<p>・当該書籍は、地方行政に関する様々な取組等が記載されているものであり、その内容に照らしても、地方議会議員向けの専門書ともいえるべきものであり、地方行政についての見識を深めるために極めて有益な書物である。そのため、全所属議員がそれぞれ手元に置いて活用することを会派総会において決定し、全議員分を購入したものであり、その内容に照らしても何ら違法なものではない。(第1準備書面5～6頁、第3準備書面9頁)</p> <p>・実際に、当該書籍は、地方公共団体の行政改革や地方自治体の経営マネジメントのあり方、専業任分けや財政健全化への取組、震災後の効率的・効果的な議会運営の検討の参考として有効に活用している。(第3準備書面15頁)</p>	丙B30	0
	227	5	民主クラブ仙台	2011.07.14	日経グローバル年間購読料(2011年8月～2012年7月)	88,200	100%	<p>・新しい任期における支出なので、全額違法である(新状)。</p> <p>・当該年間購読料は、選挙日が決定した後の2011年7月14日に支出されている上、年間購読料は同年8月から翌2012年7月分までのものである。11か月分は当該任期中に購読できないことは予め分かっていた上、残りの1か月(2011年8月)については選挙態勢に入るため調査研究活動の一環として購読することは不可能であることから、全額が違法という他ない。</p> <p>・また、民主クラブ仙台は月割で按分支出しなかった理由を何ら述べていない。会派の基本的な流れの権限総会で確認したと主張するが、仮にそうだとすると、その合意が改選後にどのような効力を持つかは選挙の結果次第である。民主クラブ仙台は、平成23年8月の厳しい選挙結果を受け、「市民フォーラム仙台」へと名称が変わり、一部所属議員の落選もあって構成員が変更になっているが、このような場合でも按分を要しないとなれば、任期を無視した無秩序な政務調査費の支出を許容することにもつながりかねない(第1準備書面(民主クラブ)10頁～11頁)。</p>	100%	88,200	同上	<p>・民主クラブ仙台では、改選後も仮にメンバーや会派名に変更があったとしても、会派の基本的な流れは継続していくことを会派総会で確認したうえで、従前から年間購読していた誌根拠を引き継ぎ年間購読することを決定したものであり(たまたま7月が年間購読の更新時期であったに過ぎない)、現に、平成23年9月以降においてもこれを有効に活用しており、按分の必要はない。(第1準備書面6頁、第3準備書面9～10頁)</p> <p>・日経グローバルは、当該年度においても、議会質問を検討するにあたっての参考資料として有効に活用している。(第3準備書面16頁)</p>		80850
228	6	民主クラブ仙台	2011.07.07	地方議会人年間購読料 660×12(23年4月～24年3月)	7,820	100%	<p>・5か月分を超える部分は違法であるから、12分の7が違法である(新状)。</p> <p>・資料購入費No.1と同様の理由(第1準備書面(民主クラブ)11頁)。</p>	12分の7	4,619	同上	・資料購入費No.1と同様	4,619		
				資料購入費合計	218,220				170,850			144,800		

229	1	安孫子雅浩	2011.05.13	会派ニュース配布料	33,017	100%	同上	50%	16,508	同上	資料作成費の総論的主張及び資料作成費No.1と同様	丙B6	16,508
								<p>・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である(折状)。 民主クラブ仙台ニュース2011年特別号(丙B6、丙B9、丙B3、丙B15、丙B9)、同7月号(丙B7、丙B10、丙B1、丙B12、丙B13、丙B16、丙B17)、同No.2(丙B11)、市政活動レポート震災復興初号(丙B8)、民主クラブ仙台ニュース2011年臨時増刊号(丙B2)については、資料作成費No.1、2、3と同様の理由で、各記載内容等からすれば少なくともその記載の2分の1は調査研究活動の一環としての広報活動とみることはできないから、印刷及び配布に係る支出額の少なくとも2分の1は違法である(第1準備書面(民主クラブ)11頁)。</p>					
230	2	安孫子雅浩	2011.06.01	会派ニュース配布料 785部	62,206	100%	同上	50%	31,103	同上	同上	丙B6	31,103
231	3	安孫子雅浩	2011.06.29	会派ニュース配布料29880部	164,019	100%	同上	50%	82,009	同上	同上	丙B7	82,009
232	4	安孫子雅浩	2011.06.30	市政レポート初号	241,500	100%	同上	50%	120,750	同上	同上	丙B8	120,750
233	5	安孫子雅浩	2011.07.31	会派ニュース配布料	164,025	100%	同上	50%	82,012	同上	同上	丙B8	82,012
234	6	安孫子雅浩	2011.08.03	会派ニュース政策、印刷	225,000	100%	同上	50%	112,500	同上	同上	丙B8	112,500
235	7	安孫子雅浩	2011.08.31	会派ニュース配布料	11,970	100%	同上	50%	5,985	同上	同上	丙B8	5,985
236	8	池田友信	2011.05.09	会派ニュース配布料7000部	42,630	100%	同上	50%	21,315	同上	同上	丙B9	21,315
237	9	池田友信	2011.07.04	会派ニュース政策、印刷	135,000	100%	同上	50%	67,500	同上	同上	丙B10	67,500
238	10	池田友信	2011.08.04	会派ニュース配布料14475部	88,152	100%	同上	50%	44,076	同上	同上	丙B11	44,076
239	11	池田友信	2011.08.18	印刷代 市政報告5万枚	341,250	100%	同上	50%	170,625	同上	同上	丙B11	170,625
240	12	池田友信	2011.09.12	配布料47,385部	189,066	100%	同上	50%	94,533	同上	同上	丙B11	94,533
241	13	岡本あきこ	2011.05.09	会派ニュース配布料4000部	24,360	100%	同上	50%	12,180	同上	同上	丙B9	12,180
242	14	岡本あきこ	2011.06.11	被災者支援情報郵便代	15,210	100%	同上	50%	7,605	同上	同上	丙B9	7,605
243	15	岡本あきこ	2011.08.03	会派ニュース配布料16000部	100,590	100%	同上	50%	50,295	同上	同上	丙B1	50,295
244	16	岡本あきこ	2011.08.10	被災者支援情報郵便代	28,458	100%	同上	50%	14,229	同上	同上	丙B2	14,229
245	17	岡本あきこ	2011.08.10	被災者支援情報郵便代	50,320	100%	同上	50%	25,160	同上	同上	丙B2	25,160
246	18	小野寺健	2011.04.01	市政報告ニュース郵送料	16,000	100%	同上	50%	8,000	同上	同上	丙B3	8,000
247	19	小野寺健	2011.04.04	第一種定型80×116	9,280	100%	同上	50%	4,640	同上	同上	丙B3	4,640
248	20	小野寺健	2011.04.05	第一種定型80×120	9,600	100%	同上	50%	4,800	同上	同上	丙B3	4,800
249	21	小野寺健	2011.04.05	第一種定型80×121	9,680	100%	同上	50%	4,840	同上	同上	丙B3	4,840
250	22	小野寺健	2011.04.07	第一種定型80×124	9,920	100%	同上	50%	4,960	同上	同上	丙B3	4,960
251	23	小野寺健	2011.04.07	第一種定型80×113	9,040	100%	同上	50%	4,520	同上	同上	丙B3	4,520
252	24	小野寺健	2011.04.10	市政報告ニュース郵送料	16,000	100%	同上	50%	8,000	同上	同上	丙B3	8,000
253	25	小野寺健	2011.04.13	第一種定型80×102	8,180	100%	同上	50%	4,090	同上	同上	丙B3	4,090
254	26	小野寺健	2011.05.16	会派ニュース配布料	126,906	100%	同上	50%	63,453	同上	同上	丙B3	63,453
255	27	小野寺健	2011.05.27	第一種定型80×91	7,280	100%	同上	50%	3,640	同上	同上	丙B3	3,640
256	28	小野寺健	2011.06.30	市政報告配布料	162,012	100%	同上	50%	81,006	同上	同上	丙B12	81,006
257	29	小野寺健	2011.07.06	メール便料	147,996	100%	同上	50%	73,998	同上	同上	丙B12	73,998
258	30	小野寺健	2011.07.14	第一種定型80×74	5,920	100%	同上	50%	2,960	同上	同上	丙B12	2,960
259	31	木村勝好	2011.05.06	会派ニュース配布料2000部	12,180	100%	同上	50%	6,090	同上	同上	丙B9	6,090

200	32	木村勝好	2011.06.07	第一種定型 80×107	8,560	100%	同上。		50%	4,280	同上	同上	丙B9	4,280
261	33	木村勝好	2011.06.20	第一種定型 80×62	4,960	100%	同上。		50%	2,480	同上	同上	丙B9	2,480
262	34	木村勝好	2011.07.12	会派ニュース政策、印刷	189,000	100%	同上。		50%	94,500	同上	同上	丙B13	94,500
263	35	木村勝好	2011.08.30	会派ニュース配布料21865部	133,157	100%	同上。		50%	66,578	同上	同上	丙B13	66,578
264	36	日下富士夫	2011.04.04	民主クラブ仙台ニュース春号郵送料	128,115	100%	・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である(訴状)。 ・民主クラブ仙台ニュース2011年春号(丙B14)には、平成23年度予算に対する会派の要望と仙台市当局の対応がまとめられている一方で、会派の題字が冒頭に大きく掲載されている他、観光地(城)の写真があり、宣伝的要素が含まれることは明らかである。また、仙台市当局に対する要望と回答の記載についても、選挙を見据えた会派の実績アピールという要素を包含すると言える。末尾には、民主クラブ仙台所属各議員の選挙区、顔写真、党役職、当選回数も記載されている上、日下議員のイラストなども掲載され、選挙活動的な記載になっている。以上からすれば、民主クラブ仙台ニュース2011年春号も、政務調査活動以外の目的が併存した内容となっていることから、配布に要した支出額の2分の1が違法と判断すべきである(第1準備書面(民主クラブ)12頁)。	50%	64,057	同上	・同上 ・同広報紙は、ほとんどが会派の仙台市に対する平成23年度予算に対する要望と、それに対する仙台市当局の回答が記載されたものであり、すべてが「議会活動及び市政に関する政策等の広報」(規則2条(6))に該当することは明白である。(第3準備書面10～11頁) ・原告は、写真の存在や文字の大きさ、イラストなどを「宣伝的要素」などとして問題としているが、市民向けの広報紙においては、市民にとって読みやすいものであることも重要である。広報誌活動の重要な意義の一つである。市民からの意見や要望を(み)上げるためには、発行者である会派や所属議員の氏名、連絡先等を分かりやすく記載することも必要な情報である。(第3準備書面10～11頁) ・原告は、仙台市当局に対する要望と回答の記載について「選挙を見据えた会派の実績アピール」という要素を包含する」などと主張するが、「議会活動及び市政に関する政策等の広報」(規則2条(6))そのものであることは明白であり、原告の主観的な決めつけと言っほかない。(第3準備書面10～11頁)	丙B14	64,057	
265	37	日下富士夫	2011.04.14	民主クラブ仙台ニュース春号郵送料	110,435	100%	同上。		50%	55,217	同上	同上	丙B14	55,217
266	38	日下富士夫	2011.04.14	民主クラブ仙台ニュース春号郵送料	54,145	100%	同上。		50%	27,072	同上	同上	丙B14	27,072
267	39	日下富士夫	2011.04.14	民主クラブニュース発送作業アルバイト料	6,400	100%	同上。		50%	3,200	同上	同上	丙B14	3,200
268	40	日下富士夫	2011.04.16	メール送料	2,240	100%	同上。		50%	1,120	同上	同上	丙B14	1,120
269	41	日下富士夫	2011.04.25	民主クラブ仙台ニュース配布料	9,226	100%	同上。		50%	4,613	同上	同上	丙B14	4,613
270	42	佐藤わかこ	2011.05.27	会派ニュース配布料	30,450	100%	広報広聴費No.1と同様の理由。		50%	15,225	同上	資料作成費の総論的主張及び資料作成費No.1と同様	丙B15	15,225
271	43	佐藤わかこ	2011.06.29	インクジェットラベル(市政レポート宛名シール)	1,760	100%	同上。		50%	880	同上	同上	丙B16	880
272	44	佐藤わかこ	2011.08.30	インクジェットラベル(市政レポート宛名シール)	7,340	100%	同上。		50%	3,670	同上	同上	丙B16	3,670
273	45	民主クラブ仙台	2011.04.14	民主クラブニュース春号発送作業アルバイト料	6,400	100%	広報広聴費No.36と同様の理由。		50%	3,200	同上	広報広聴費No.36と同様	丙B14	3,200
274	46	民主クラブ仙台	2011.04.14	民主クラブニュース発送作業アルバイト料	6,400	100%	同上。		50%	3,200	同上	同上	丙B14	3,200
275	47	民主クラブ仙台	2011.04.14	民主クラブニュース発送作業アルバイト料	6,400	100%	同上。		50%	3,200	同上	同上	丙B14	3,200
276	48	民主クラブ仙台	2011.04.14	第一種定型外 120×14 140×41 200×7 240×1	9,060	100%	同上。		50%	4,530	同上	同上	丙B14	4,530
277	49	民主クラブ仙台	2011.04.27	会派ニュース政策、印刷174000部	950,000	100%	同上。		50%	475,000	同上	同上	丙B9	475,000

広報広聴費

278	50	民主クラブ仙台	2011.05.02	NTTコミュニケー ションズ	5,775	100%	<p>・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である(訴状)。 ・民主クラブ仙台は、会内での議員の申し合わせにより、会派運営を支援する活動、選挙活動、政務調査等に使用することを禁止していることであるが、会内での申し合わせが行われたいえ、目的も、会派運営の利用目的を第三者が調査する機会もないから、その実効はほぼ無効とし、議員の活動は多岐にわたって、申し合わせによって明示的に禁止された支援活動、選挙活動、政務調査以外の活動が、すべて政務調査費の支出対象となる活動であるといことは出来ない。むしろ会派運営は本来的に、例えば選挙に関する配布資料の積み込みや会派内の1階席その他の設備等の整備、自費及び体積を主たる用途としているものであり、これらはその性質に政務調査費の支出が許される活動とはいえない。会派運営の電話及びインターネットはその性質上多岐にわたって使用されるものであり、専ら政務調査活動に用いられているとの客観的な証拠が何ら提出されていないことから、少なくともこの支出の2分の1は違法というべきである。</p> <p>また、民主クラブ仙台は、政務調査活動と密接不可分の関係にある議会活動には政務調査費の支出が許されることを前提としているようであるが、議会活動に政務調査費の支出を許す旨の規定は法律にも条例にも要綱にも手引書にも存在しない。これに対して政務調査費の支出が許されるとはいえない。およそあらゆる議員としての活動は、専ら政務調査活動及び議会活動と密接不可分の関係にあるものであり、専ら政務調査活動と密接不可分というだけで議会活動に政務調査費を支出してよいということにはならない(第1準備書面(民主クラブ)12ないし13頁)。</p> <p>民主クラブ仙台が会派運営を支援する活動、選挙活動、政務調査等に使用することを禁止したことは、それまで選挙活動等が会派運営で行われていたことの根拠とすべきである。会派運営内で選挙活動等を行うことが想定できないのであれば、このような申し合わせはそもそも不要であり、禁止しようという趣旨すらなかったはずである。また、申し合わせで会派運営の利用禁止や会派運営等の費用が認められなかったのは、この申し合わせを撤回するまで各議員が着していなかったからである。その撤回の申し合わせで、それまで会派運営内で行われてきた選挙活動等を防止できるはずがない。</p> <p>議員本来の職務たる本会議、委員会等委員会への出席及びそこで行う質問の内容や各議員の職務などの議事活動、待機や休会など、本会議の出席のために必用と認むべき活動にのみを合わせて「議会活動等」という。この結果に政務調査費の支出は許されるべきではない。議会活動等は、政務調査費制度が施行される以前より議員によってなされていたものであり、この性質を踏勘する趣旨で地方自治法が改正され政務調査費制度が別れたわけではない。政務調査費制度は、専ら政務調査の推進を目的とするため、議員の政務調査に関する経費の一般として支出されるものであり、支出される対象は議員の職務のための経費でなければならない(第2準備書面(民主クラブ)4～5頁)。</p>	50%	2,887	同上	<p>・民主クラブ仙台では、仙台市議会内会派控室を後援会活動、選挙活動、政党活動等に使用することを禁止しており(丙B18)、政務調査活動にしか使用していない。会派控室の通信費は、政務調査活動に要する費用であり、按分の必要はない。(第1準備書面8～9頁)</p> <p>・資料作成費No.7と同様</p>	2,887	
279	51	民主クラブ仙台	2011.05.02	東日本電信電話 株	6,647	100%	同上	50%	3,323	同上	同上	3,323	
280	52	民主クラブ仙台	2011.05.02	NTTコミュニケー ションズ	1,365	100%	同上	50%	682	同上	同上	682	
281	53	民主クラブ仙台	2011.05.08	市政ニュースメ ール便料	206,963	100%	広報広聴費No.1と同様の理由。	50%	103,481	同上	資料作成費の秘論的主張及び資料作成費No.1と同様	丙B9	103,481
282	54	民主クラブ仙台	2011.05.09	会派ニュース配 布料80000部	487,200	100%	広報広聴費No.1と同様の理由。	50%	243,600	同上	同上	丙B9	243,600
283	55	民主クラブ仙台	2011.05.17	HP更新分	8,105	100%	<p>・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である(訴状)。 ・民主クラブ仙台によるとその基本的流れは継続しているところの「市民フォーラム仙台」のホームページを見る限り(甲B7)(「民主クラブ仙台」のホームページは現在ウェブ上での閲覧はできない。)、会派の名称や挨拶文につづき、所属議員がその選挙区とともに顔写真入りで紹介され、宣伝的要素が強い各議員のホームページにもすぐにアクセスできるようになっている。PDFで閲覧可能となっている会派ニュースもすべてが政務調査活動としての要素と見られるとはいえない。その上、連合宮城、民主宮城、民主宮城連及び民主宮城とのリンクは、明らかに政務調査活動としての要素と見られる。このように事実上から民主クラブ仙台のホームページは、その半分以上が政務調査活動としての要素を伴うものとは言えないから、その更新・管理料については少なくともその支出の2分の1は違法である(第1準備書面(民主クラブ)13頁)。 ・民主クラブ仙台のホームページは、会派ないし各議員が政務活動や後援会活動、選挙活動等政務調査活動以外の活動を行う上でも、広報活動や広く意見を募る活動において極めて重要な手段となるものであり、その実効からしても2分の1の按分が相当である(第2準備書面(民主クラブ)8頁)。</p>	50%	4,052	同上	<p>・会派ホームページは、会派の基本政策や政務調査活動などを市民に広報したり、市民からの意見聴取などの広報活動のために開設しているものであり、政党活動、後援会活動、選挙活動等に関する記述は一切なく、按分の必要はない。(第1準備書面9頁、第3準備書面11頁～12頁)</p> <p>・広報紙と同様、ホームページにおいても、市民から要望や意見を受け取るための前提として、発行主体の会派や議員に関する情報、その連絡先等の記載は必要かつ重要である。また、PDFで閲覧可能となっている会派ニュースの掲載は、「議会活動及び市政に関する政策等の広報」そのものである。(第3準備書面11頁～12頁)</p> <p>・連合宮城等へのリンクの存在は、リンクそのものは単に他のホームページへの移動を簡単にするものにとすぎず、そもそもホームページの記載とすりかえるかは疑問であり、この点とごらに問題とすること自体失当である。(第3準備書面11頁～12頁)</p> <p>・原告は、ホームページに関する支出について、その内容如何にかかわらず、一律に2分の1の按分をすべきと主張しているものと見受けられるが、このような考え方は、政務調査費の支出項目の1つとして「広報広聴費」を設けた趣旨を没却するものであり、ことに内容如何に関わらず一律に2分の1の按分を求めることは極めて不合理である。(第6準備書面8頁)</p>	4,052	
284	56	民主クラブ仙台	2011.05.27	NTTコミュニケー ションズ	5,775	100%	広報広聴費No.50と同様。	50%	2,887	同上	広報広聴費No.50と同様		2,887
285	57	民主クラブ仙台	2011.05.27	東日本電信電話 株	6,706	100%	広報広聴費No.50と同様。	50%	3,353	同上	同上		3,353
286	58	民主クラブ仙台	2011.05.27	NTTコミュニケー ションズ	1,365	100%	広報広聴費No.50と同様。	50%	682	同上	同上		682

316	88	渡辺公一	2011.08.04	会派ニュース配布料31630部	192,626	100%	同上。		50%	96,313	同上	同上	丙B22	96,313
				広報広聴費合計	7,266,262					3,633,116				3,633,116

人件費	317	1	佐藤わかこ	2011.08.31	8月分	35,250	50%	<p>平成23年8月分の人件費は4分の3が違法である(折状)。 ・会派にとって選挙は、次の任期中どれだけ議会で影響力を行使できるかが決定づけられる一大事であり、議員にとって選挙は、正に戦を失うか生き残るかの瀬戸際である。選挙に勝たなければ政務調査をしても意味がなくなるのであるから、会派及び議員は、少なくとも約2週間の選挙期間中は政務調査活動を止めて選挙に集中し、雇用されている議員の職務も、もっぱら選挙に向けられていたと見るのは当然である。よって、佐藤議員および民主クラブ仙台が支出した平成23年8月分の人件費はそれぞれ4分の3が政務調査活動に充てられた支出ということではない(第1準備書面(民主クラブ)14頁)。 ・会派議員雇用費補助について、民主クラブ仙台は、本件要綱8条の按分に係る規定を待ち出し、当該支出にかかる金額全額の2分の1を上限とした支出が許されると主張する。しかし、仙台市から補助される職員雇用費よりも政務調査費の方が優先的に政務調査活動の経費に充当できるという根拠はない。仙台地裁判決は、職員雇用費交付規則上、当該議員の業務内容にかかわらず会派議員雇用費補助は定額で交付されるものと解されることを根拠にして、政務調査費と会派議員雇用費補助との優先充当関係はないことを前提に、会派議員雇用費補助は、会派の恣意によって政務調査活動以外の活動の経費に限定して充当させることはできないとしたものであり、何ら根拠はない。民主クラブ仙台の主張する通り、会派控室の基本的用途が、会派の政務調査活動の拠点としての機能にあるのであれば、尚更会派議員雇用費補助が政務調査活動以外の部分だけに充当されることを前記規則が想定しているとは考えがたい(第2準備書面(民主クラブ)6頁)。</p>	4分の3	17,625	同上	<p>原告は、当該支出について「平成23年8月分の人件費は4分の3が違法である」旨主張するが、議員は選挙期間中といえども議員であることに変わりはなく、通常の政務調査活動も並行して行っており、8月15日以降は政務調査活動は一切行っていないとする原告の主張は何らの根拠もなく、誤りであることは明らかである。当該議員は、選挙期間中においても通常の政務調査活動の補助業務等に従事しているのだから、何ら違法なものではない。(第1準備書面10頁、第3準備書面12～13頁)</p> <p>・佐藤わかこ議員は、その個人事務所「せんだい子育て支援・情報室」(丙B34)「おこまりごと相談室」(丙B35)を開業し、随時、市民からの相談や意見、要望の聴取活動を行っており、当該選挙期間中も事務所を開業し、これらの業務を継続していた。これら市民から市政に関する意見や要望を聴取する活動は重要な政務調査活動の1つであることは明らかであるが、雇用職員は、選挙期間中も通常どおり出勤し(丙B36)、これらの業務に従事していた。(第3準備書面12～13頁)</p>	丙B34 丙B35 丙B36	11,750
	318	2	民主クラブ仙台	2011.08.19	調査研究活動の補助	46,000	100%	同上。	4分の3	34,500	同上	<p>原告は、当該支出について「平成23年8月分の人件費は4分の3が違法である」旨主張するが、議員は選挙期間中といえども議員であることに変わりはなく、通常の政務調査活動も並行して行っており、8月15日以降は政務調査活動は一切行っていないとする原告の主張は何らの根拠もなく、誤りであることは明らかである。当該議員は、選挙期間中においても通常の政務調査活動の補助業務等に従事しているのだから、何ら違法なものではない。(第1準備書面10頁、第3準備書面12～13頁)</p> <p>・民主クラブ仙台においては、会派控室における選挙活動は禁止しており(丙B18)、かつ、民主クラブ仙台においては同一選挙区における候補者も複数おり、仮に会派雇用職員が一部の議員の選挙の手伝いなどをすれば、著しい不平等が生じることは明らかである。このような事情もあり、会派雇用職員は、選挙活動には一切関わっていない。当該選挙期間中、会派雇用職員は、通常どおり会派控室に出勤し(丙B32)、行政当局や市民への対応、政務調査に関する資料の整理、平成23年度上期の調査研究活動報告のとりまとめ(丙B33)、政務調査費の支出、領収証や帳簿の整理等の政務調査活動の補助業務に従事していた。(第3準備書面12～13頁)</p> <p>・当該職員に支給される給与の内110,400円は仙台市からの職員雇用費補助によりまかなわれており、政務調査費から支出しているのは30%未満の金額に過ぎないから、原告の主張にはその前提に誤りがある(第8準備書面1～2頁)</p>	丙B32 丙B33 丙B43 丙B44	0
					人件費合計	81,250				52,125				

事務所費	319	1	安孫子雅浩	2011.08.27	事務所家賃 光熱費、駐車場含む	20,000	50%	同上	・平成23年8月分の事務所費は4分の3が違法である(新状)。 ・選挙期間中の議員は選挙に集中している。議員として生き残るかどうかの戦いをしている最中に、その事務所が一切関与しないということはまったくない。落選すれば政務調査活動は何ら意味をなさないのだから、通常の政務調査活動を継続することはあり得ない(第1準備書面(民主クラブ)14頁)。 ・選挙の前には通常の時期よりも多くの要望や意見が寄せられるかもしれないが、これに議員が対応出来るとは考え難く、仮に対応しているとしても、それはむしろ選挙活動としての実質を有するとは言えない(第2準備書面(民主クラブ)10頁)。	4分の3	10,000	同上	・原告は、当該支出について、「平成23年8月分の事務所費は4分の3が違法である」旨主張するが、議員は選挙期間中といえども議員であることには変わりなく、通常の政務調査活動も並行して行っており、8月15日以降は政務調査活動は一切行っていないとする原告の主張は何らの根拠もなく、誤りである。(第1準備書面11頁) ・選挙事務所は通常の事務所とは別に開設しており、当該支出に係る事務所を選挙活動に使用したことは一切ない。(第1準備書面11頁)	6,666
	320	2	池田友信	2011.08.03	事務所家賃 8月分	27,500	50%	同上	同上	同上	同上	同上	9,166	
	321	3	岡本あき子	2011.08.03	事務所家賃 8月分	15,000	50%	同上	同上	同上	同上	同上	同上	5,000
	322	4	木村耕好	2011.09.15	水道代(7月~8月)	2,093	50%	同上	同上	4分の3	1,046	同上	・本村議員については、7月分及び8月分の水道代が問題とされているところ、選挙活動のために水道を利用することはほとんど考えられず、選挙事務所としても利用していたことを理由として、水道代について50%を超える控分をすべき理由はない。	348
	323	5	佐藤わかこ	2011.08.01	駐車場1台	15,750	50%	同上	同上	4分の3	7,875	同上	事務所費No.1と同様	5,250
	324	6	佐藤わかこ	2011.08.01	室料8月、共益8月、電気7月	48,219	50%	同上	同上	4分の3	24,109	同上	同上	16,073
					事務所費合計	128,562					64,280			42,503

事務費	325	1	安孫子雅浩	2011.06.10	切手 100枚	8,000	100%	同上	・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である(新状)。 ・資料作成費No.3と同様の理由(第1準備書面(民主クラブ)15頁)。	50%	4,000	同上	資料作成費の総論的主張及び資料作成費No.1と同様	4,000	
	326	2	小野寺健	2011.04.05	パソコンサポート代	6,000	100%	同上	・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である(新状)。 ・資料作成費No.7と同様の理由(第1準備書面(民主クラブ)15頁)。	50%	3,000	同上	資料作成費No.7と同様	3,000	
	327	3	民主クラブ仙台	2011.04.12	パソコンサポート代	6,000	100%	同上	・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である(新状)。 ・資料作成費No.7と同様の理由(第1準備書面(民主クラブ)15頁)。	50%	3,000	同上	同上	3,000	
	328	4	民主クラブ仙台	2011.05.02	使用料 口座引き落とし	1,389	100%	同上	同上	50%	694	同上	同上	694	
	329	5	民主クラブ仙台	2011.05.02	インクカートリッジ	8,909	100%	同上	同上	50%	4,454	同上	同上	4,454	
	330	6	民主クラブ仙台	2011.06.29	領収書添付用箋	8,925	100%	同上	・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である(新状)。 ・領収書添付用箋は例えば確定申告や会計報告など領収証の提出を要する他の機会にも使用可能である。 また、政務調査費は、議員の政務調査活動のために充てられるべきものであり、政務調査費の受領のために充てられるべきではない。 政務調査費の受領のために、領収証を提出することは必要であるが、領収書添付用箋は別にあり、領収証を貼るための台紙は必ずしも必要ないのであるから、支出の必要性・合理性にも欠ける(第1準備書面(民主クラブ)15頁~16頁)。	50%	4,462	同上	・平成23年4月以降、条例改正によりすべての領収証の添付が必要となったことから、領収証の貼付用紙が大変に必要となるが予想されたところ、これらの用紙をコピーして使用するよりも、むしろ印刷した方が経費が低額になると考えられたことから、丙B37号証の4種類の用紙を各1000部印刷したものである。その内容、形状を見れば明らかのように、政務調査費の支出にしか利用できず、原告が主張するような、確定申告や会計報告などの機会に利用することなどできようもないものである。当該支出は、政務調査費の支出に伴い必ず必要となるものに関する経費であり、かつ、政務調査活動以外の用途に使用することも考えられないことから、100%政務調査費から支出することに何ら問題はなく、控分する必要はない。(第1準備書面13頁、第3準備書面15頁、第6準備書面10頁)	丙B37	0
	331	7	民主クラブ仙台	2011.06.30	使用料 口座引き落とし	1,149	100%	事務所費No.3と同様	同上	50%	574	同上	資料作成費No.7と同様	574	
	332	8	民主クラブ仙台	2011.08.01	使用料 口座引き落とし	1,337	100%	事務所費No.3と同様	同上	50%	668	同上	同上	668	
	333	9	民主クラブ仙台	2011.08.31	使用料 口座引き落とし	2,931	100%	事務所費No.3と同様	同上	50%	1,465	同上	同上	1,465	
	334	10	民主クラブ仙台	2011.09.27	パソコンサポート代	9,000	100%	事務所費No.3と同様	同上	50%	4,500	同上	同上	4,500	

335	(1)	民主クラブ仙台	2011.09.29	使用料	694	100%	事務費№3と同様。		50%	347	同上	同上	347
				事務費合計	54,334					27,164			22,702
合計										4,507,168			4,360,035

第3 改革フォーラム関係

調査研究費(旅費規程による出張)	原告										被告ら		裁判所		
	総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率(原告主張)	請求額	使途・支出額への認否		主張の骨子への反論	証拠
調査研究費(旅費規程による出張)	336	1	田村 稔	23.07.19	広島市	97120	100	・実費との差額(10%)が違法 ・90%を超える部分は違法(訴状)		10%	9712	使途・支出は認め、違法性は争う。	手引書、要綱第7条が引用する特別給付と条例に則り、「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の標準的な実費」(職員等の旅費に関する条例第7条参照)により計算された金額を支出しているのだから、何ら違法又は不当なものではない。(第1準備書面)	乙全1	0
	337	2	鈴木繁雄	23.06.02	仙台—東京 東京都南部	51260	100	同上		10%	5126	同上	同上	同上	0
	338	3	鈴木繁雄	23.06.08	仙台—東京 浦安市、久喜市	52690	100	同上		10%	5269	同上	同上	同上	0
	339	4	伊藤新治郎	23.06.08	仙台—東京 東京都南部	51260	100	同上		10%	5126	同上	同上	同上	0
	340	5	赤間次彦	23.05.25	仙台—東京 東京都南部	51260	100	同上		10%	5126	同上	同上	同上	0
	341	6	赤間次彦	23.07.18	仙台—名古屋 名古屋	93220	100	同上		10%	9322	同上	同上	同上	0
	342	7	佐藤正昭	23.04.06	市役所仙台—東京 東京都南部	47280	100	同上		10%	4728	同上	同上	同上	0
	343	8	佐藤正昭	23.05.16	仙台—東京 東京都南部	51260	100	同上		10%	5126	同上	同上	同上	0
	344	9	佐藤正昭	23.06.18	仙台—北九州—博多—鳥原—諫早	120520	100	同上		10%	12052	同上	同上	同上	0
	345	10	佐藤正昭	23.07.03	仙台—東京 東京都南部	51260	100	同上		10%	5126	同上	同上	同上	0
			小計		667130					66713				0	
調査研究費(ガソリン代)	346	1	佐竹久美子	23.04.30	ガソリン代	2213	50	選挙期間中の支出であり、政務調査活動の実態がなく全額が違法 なお、同議員は、かかる支出について「相談内容のうち、任期中に解決できなかったものについては、会派や市・区役所の担当者に引き継いでいる。」としている。しかしながら、改革フォーラムはその具体的な調査内容については「記録にとどめていない。」と主張している。記録にとどめていないという点に関わらず、相談内容を引き継ぐというのは極めて不自然である。よって、政務調査活動の実態は認められないというべきである(平成27年10月27日付準備書面)。		100%	2213	使途・支出は認め、違法性は争う。	選挙告示日以後に政務調査活動を行ってはならないという法令はない。特にこの時期は、東日本大震災発生から間もない時期でもあり、被災者からの要望や相談、現地調査等により復興へ向けたニーズや課題を汲み上げなければならない時期でもあったことから、任期満了まで議員としての職務を全うすべく、精力的に政務調査活動を行っていたものである。震災直後の時期であり、震災被害や復旧・復興に関する市民からの相談、現地視察の要望を受けて対応した際の移動にかかるガソリン代であったと記憶している。平成23年8月の選挙に立候補しなかったものの、相談内容のうち、任期中に解決できなかったものについては、会派や市・区役所の担当者に引き継いでいる。(第1準備書面、第2準備書面、第5準備書面)	丙C1	2213
	347	2	大内久雄	23.05.31	ガソリン代	5865	7/10	選挙期間中の支出であり、政務調査活動の実態がなく全額が違法 政務調査活動の実態が認められるとしても、自動車はその性質上、適宜必要に応じて使用するものであるから、同一の自動車を調査研究活動とそれ以外の活動に用いている以上、これをいかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難である(平成27年10月27日付準備書面)。		100%	5865	同上	平成23年8月の選挙に立候補していないが、立候補していない議員が選挙告示日以後に政務調査活動を行ってはならないという法令はない。特にこの時期は、被災者からの要望や相談、現地調査等により復興へ向けたニーズや課題を汲み上げなければならない時期でもあったことから、任期満了まで議員としての職務を全うすべく、精力的に政務調査活動を行っていた。 若林区内で津波により被災した市民が多く集まる避難所等を訪問し、被災した市民の現状把握に務めていた。その際、市民から、日々の困りごと(食べ物や飲み物、生活物資の不足等)や震災に関する諸制度、今後の生活再建の見通し等についての質問を受けるなど、震災後の復旧復興に関する相談を受けていた。 なお、市民からの相談を受け、仙台市当局あるいは他の議員に引き継いだ。(第1準備書面、第2準備書面、第5準備書面)	丙C2	5865
	348	3	大内久雄	23.06.30	ガソリン代	3369	7/10	同上		100%	3369	同上	同上	同上	3369
			小計		11447					11447				11447	

総番号	番号	議員名	年月日	用途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	被告ら		証拠	認容額		
											用途・支出 額への認否	主張の骨子への反論				
調査研究費(その他)	349	1	大内久雄	23.04.11	運転手及び車代 自動車燃料代 4/3分	9000	100%	政務調査活動の実態が不明であり、自家用車を所有しているにも関わらずその他に運転手及び車を借りる必要性も認められない(訴状)。視察の内容につき何ら客観的な資料が存在せず、その支出が違法であることは明らかである(平成27年2月12日付準備書面、平成27年6月22日付準備書面)。また、上記支出に関する調査票(丙C3)によれば、上記支出にかかる具体的な成果物は何ら存在しないというのである。改革フォーラムの主張するとおり、上記支出が「被災の現場確認」「被災者の生活再建に関する要望の聴取」「市の復興策についての説明」を行ったのであれば、現場確認状況についてのメモ、被災者の要望をまとめたメモ、市の復興策の説明資料等が何ら存在しないというは極めて不自然である(平成28年5月12日付準備書面)。よって、全額違法。		100	9000	用途・支出は認め、違法性は争う。	複数の場所を1日かけて調査する必要がある場合、特定の個人の車を借り上げ、運転を依頼し、被災の現場確認、被災者の生活再建に関する要望の聴取、市の復興策についての説明などを行った。その際、車の借上料、運転代、ガソリン代込みで1日9,000円と取り決め、支出したものである。(第1準備書面)	丙C3	4500	
	350	2	大内久雄	23.05.01	運転手及び車代 自動車燃料代	9000	100%	同上		100	9000	同上	同上	同上	4500	
	351	3	大内久雄	23.05.21	運転手及び車代 自動車燃料代	9000	100%	同上		100	9000	同上	同上	同上	4500	
	352	4	大内久雄	23.06.04	運転手及び車代 自動車燃料代	9000	100%	同上		100	9000	同上	同上	同上	4500	
	353	5	大内久雄	23.07.02	運転手及び車代 自動車燃料代	9000	100%	同上		100	9000	同上	同上	同上	4500	
	354	6	大内久雄	23.07.08	会場費とコピー (寿司処佳しま)			支払がなされたため撤回する								
	355	7	大内久雄	23.07.17	運転手及び車代 自動車燃料代	9000	100%	政務調査活動の実態が不明であり、自家用車を所有しているにも関わらずその他に運転手及び車を借りる必要性は認められない(訴状)。視察の内容につき何ら客観的な資料が存在せず、その支出が違法であることは明らかである(平成27年2月12日付準備書面、平成27年6月22日付準備書面)。また、上記支出に関する調査票(丙C3)によれば、上記支出にかかる具体的な成果物は何ら存在しないというのである。改革フォーラムの主張するとおり、上記支出が「被災の現場確認」「被災者の生活再建に関する要望の聴取」「市の復興策についての説明」を行ったのであれば、現場確認状況についてのメモ、被災者の要望をまとめたメモ、市の復興策の説明資料等が何ら存在しないというは極めて不自然である(平成28年5月12日付準備書面)。よって、全額違法。		100	9000	用途・支出は認め、違法性は争う。	複数の場所を1日かけて調査する必要がある場合、特定の個人の車を借り上げ、運転を依頼し、被災の現場確認、被災者の生活再建に関する要望の聴取、市の復興策についての説明などを行った。その際、車の借上料、運転代、ガソリン代込みで1日9,000円と取り決め、支出したものである。(第1準備書面)	丙C3	4500	
	356	8	大内久雄	23.07.18	運転手及び車代 自動車燃料代	9000	100%	同上		100	9000	同上	同上	同上	4500	
	357	9	大内久雄	23.07.30	運転手及び車代 自動車燃料代	9000	100%	同上		100	9000	同上	同上	同上	4500	
	358	10	大内久雄	23.07.31	運転手及び車代 自動車燃料代	9000	100%	同上		100	9000	同上	同上	同上	4500	
	359	11	大内久雄	23.08.13	運転手及び車代 自動車燃料代	9000	100%	同上		100	9000	同上	同上	同上	4500	
	360	12	大内久雄	23.08.14	運転手及び車代 自動車燃料代	9000	100%	同上		100	9000	同上	同上	同上	4500	
					小計	99000					99000				49500	
				調査研究費合計	777577					177160				60947		

原告							被告ら				裁判所			
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への割合	主張の骨子への反論	証拠	認容額
	361	1	改革フォーラム	23.04.00	飲料代	5385	100%	政務調査活動の実態が不明であるから全額違法 なお、改革フォーラムは当該支出について具体的な調査内容 は記録にとどめていない。』としており、政務調査活動の実態 がないことは明らかである(平成27年10月27日付準備書 面)。		5385	使途・支出 法性は争う。	すべて市政に関する調査研究及び市政に関する政策等の 広報広聴等のために、仙台市二役をはじめ担当職員、有識 者等との打ち合わせの際に使用した茶菓に相当する費用であ る。すべて政務調査活動に使用することを目的に購入したも のであり、その額も社会通念上相当な額である。 震災直後の時期であり、若林区内で津波により被災した市 民が集まる避難所等を訪問し、被災者の現状把握に務めて いた。市民からは、日々の困りごと(食べ物や飲み物、生活 物資の不足等)や震災に関する諸制度、今後の生活再建の 見通し等についての質問を受けるなど、震災後の復旧復興 に関する相談を受けていたと記憶している。 議事録等は作成していない。 (第1準備書面、第5準備書面、第10準備書面)	丙C4	2692
	362	2	改革フォーラム	23.04.01	和菓子	682	100%	同上		682	同上	同上	同上	341
	363	3	改革フォーラム	23.04.05	お茶、コーヒー	502	100%	同上		502	同上	同上	同上	251
	364	4	改革フォーラム	23.04.05	コーヒー	367	100%	同上		367	同上	同上	同上	183
	365	5	改革フォーラム	23.04.07	お茶、和菓子	2181	100%	同上		2181	同上	同上	同上	1090
	366	6	改革フォーラム	23.04.07	カカオリッチ	262	100%	同上		262	同上	同上	同上	131
	367	7	改革フォーラム	23.04.12	お菓子、お茶代	1149	100%	同上		1149	同上	同上	同上	574
	368	8	改革フォーラム	23.04.13	コーヒー	1270	100%	同上		1270	同上	同上	同上	635
	369	9	改革フォーラム	23.04.19	ガムシロップ	210	100%	同上		210	同上	同上	同上	105
	370	10	改革フォーラム	23.04.19	お菓子代	2115	100%	同上		2115	同上	同上	同上	1057
	371	11	改革フォーラム	23.04.19	1037X098015B0 Xフルーツ	1050	100%	同上		1050	同上	同上	同上	525
	372	12	改革フォーラム	23.04.20	ココア、コーヒー、 ジュース、お茶	1419	100%	同上		1419	同上	同上	同上	709
	373	13	改革フォーラム	23.04.21	お菓子代	1357	100%	同上		1357	同上	同上	同上	678
	374	14	改革フォーラム	23.04.22	コーヒー	1498	100%	同上		1498	同上	同上	同上	749
	375	15	改革フォーラム	23.04.26	お菓子代、コー ヒー	1357	100%	同上		1357	同上	同上	同上	678
	376	16	改革フォーラム	23.04.27	飲料代	7398	100%	同上		7398	同上	同上	同上	3698
	377	17	改革フォーラム	23.04.28	お菓子代	907	100%	同上		907	同上	同上	同上	453
	378	18	改革フォーラム	23.05.00	飲料代	3443	100%	同上		3443	同上	同上	同上	1721
	379	19	改革フォーラム	23.05.02	お茶、水	891	100%	同上		891	同上	同上	同上	445
	380	20	改革フォーラム	23.05.06	コーヒー	380	100%	同上		380	同上	同上	同上	190
	381	21	改革フォーラム	23.05.12	ココア、コーヒー、 お茶	1001	100%	同上		1001	同上	同上	同上	500
	382	22	改革フォーラム	23.05.13	お茶	1224	100%	同上		1224	同上	同上	同上	612
	383	23	改革フォーラム	23.05.27	饅頭	420	100%	同上		420	同上	同上	同上	210
	384	24	改革フォーラム	23.05.27	玄米茶	1050	100%	同上		1050	同上	同上	同上	525
	385	25	改革フォーラム	23.05.29	おーいお茶緑茶	298	100%	同上		298	同上	同上	同上	149
	386	26	改革フォーラム	23.05.31	お菓子、飲物代	2670	100%	同上		2670	同上	同上	同上	1335
	387	27	改革フォーラム	23.06.00	飲料代	6028	100%	同上		6028	同上	同上	同上	3014
	388	28	改革フォーラム	23.06.01	お茶、菓子	2253	100%	同上		2253	同上	同上	同上	1126
	389	29	改革フォーラム	23.06.01	飲料代	6691	100%	同上		6691	同上	同上	同上	3345
	390	30	改革フォーラム	23.06.06	コーヒー	380	100%	同上		380	同上	同上	同上	190
	391	31	改革フォーラム	23.06.07	おーいお茶緑茶	596	100%	同上		596	同上	同上	同上	298
	392	32	改革フォーラム	23.06.10	ローソン氷	484	100%	同上		484	同上	同上	同上	242
	393	33	改革フォーラム	23.06.13	あんみつ、洋カ ン、水	2460	100%	同上		2460	同上	同上	同上	1230
	394	34	改革フォーラム	23.06.14	コーヒー、ガムシ ロップ	565	100%	同上		565	同上	同上	同上	282
	395	35	改革フォーラム	23.06.16	お茶、紙コップ	951	100%	同上		951	同上	同上	同上	475
	396	36	改革フォーラム	23.06.20	キクスイ生菓子	1050	100%	同上		1050	同上	同上	同上	525
	397	37	改革フォーラム	23.06.22	おーいお茶緑 茶、ローソン氷	838	100%	同上		838	同上	同上	同上	419
	398	38	改革フォーラム	23.06.24	お茶、菓子	1606	100%	同上		1606	同上	同上	同上	803
	399	39	改革フォーラム	23.06.24	水、お茶	508	100%	同上		508	同上	同上	同上	254
	400	40	改革フォーラム	23.06.27	キクスイ抹茶クロ	1008	100%	同上		1008	同上	同上	同上	504
	401	41	改革フォーラム	23.06.27	コーヒー	380	100%	同上		380	同上	同上	同上	190
	402	42	改革フォーラム	23.06.28	ローソン氷、おー いお茶	782	100%	同上		782	同上	同上	同上	391
	403	43	改革フォーラム	23.06.28	氷、お茶	982	100%	同上		982	同上	同上	同上	491
	404	44	改革フォーラム	23.06.30	おーいお茶緑茶	596	100%	同上		596	同上	同上	同上	298
	405	45	改革フォーラム	23.07.00	飲料代	6351	100%	同上		6351	同上	同上	同上	3175
	406	46	改革フォーラム	23.07.04	お茶、ポカリス エット	760	100%	同上		760	同上	同上	同上	380
	407	47	改革フォーラム	23.07.04	1049X015004 ナ シ2	1365	100%	同上		1365	同上	同上	同上	682

会議費

総番号	番号	議員名	年月日	用途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	被告ら		証拠	認容額
											用途・支出 額への認容	主張の骨子への反論		
											6059	同上	同上	3029
408	48	改革フォーラム	23.07.04	飲料代	6059	100%	同上		100		6059	同上	同上	419
409	49	改革フォーラム	23.07.06	氷、ガムシロップ、コーヒー、レッシュ	839	100%	同上		100		839	同上	同上	410
410	50	改革フォーラム	23.07.11	氷、お茶、柿の種	820	100%	同上		100		820	同上	同上	157
411	51	改革フォーラム	23.07.12	お茶	315	100%	同上		100		315	同上	同上	228
412	52	改革フォーラム	23.07.13	氷、水	452	100%	同上		100		452	同上	同上	208
413	53	改革フォーラム	23.07.14	サントリーウーロン茶	416	100%	同上		100		416	同上	同上	512
414	54	改革フォーラム	23.07.15	ローソン氷、おーいお茶	1024	100%	同上		100		1024	同上	同上	448
415	55	改革フォーラム	23.07.19	氷、お茶、ジュース	897	100%	同上		100		897	同上	同上	537
416	56	改革フォーラム	23.07.28	サントリーウーロン茶	1075	100%	同上		100		1075	同上	同上	612
417	57	改革フォーラム	23.07.29	スタンプで判読不能	1224	100%	同上		100		1224	同上	同上	1079
418	58	改革フォーラム	23.07.29	お茶、氷、コーヒー	2159	100%	同上		100		2159	同上	同上	1993
419	59	改革フォーラム	23.08.00	飲料代	3986	100%	同上		100		3986	同上	同上	4191
420	60	改革フォーラム	23.08.01	飲料代	8383	100%	同上		100		8383	同上	同上	315
421	61	改革フォーラム	23.08.02	玄米茶	630	100%	同上		100		630	同上	同上	242
422	62	改革フォーラム	23.08.05	氷	484	100%	同上		100		484	同上	同上	142
423	63	改革フォーラム	23.08.08	緑茶	284	100%	同上		100		284	同上	同上	268
424	64	改革フォーラム	23.08.10	ローソン氷、ボスコヒー	536	100%	同上		100		536	同上	同上	524
425	65	改革フォーラム	23.08.17	ローソン氷、おーいお茶	1048	100%	同上		100		1048	同上	同上	917
426	66	改革フォーラム	23.08.23	飲料代	1834	100%	同上		100		1834	同上	同上	54780
				会議費合計	109585						109585			

資料作成費	427	1	田村裕	23.07.20	ハーベスト印刷代 143718円のうち 115833円のみ計上	115833	丙C第15号証によれば、田村議員の顔写真が大きく掲載されるとともに、後援会の紹介がなされている。しかも、発行者は同議員の後援会事務局である。したがって、丙C15は、同議員の政治活動としてなされたものとみるのが相当であり、その印刷代にかかる支出は全額違法というべきである(平成27年6月22日付準備書面)。	丙C15	100%	115833	用途・支出は認め、違法性は争う。	有限会社イーピーに対する支払総額は「287,437円」であるところ、その50%にあたる「143,718円」のうち、「115,833円」のみを資料作成費として計上したものである。すでに50%を超える割合で按分しており、按分額をさらに按分する必要はない。 当該広報誌の発行主体として後援会事務局が明記されていることについては争わない。しかし、広報誌(丙C15)2枚目には、「2011市議会報告 第二回定例会・代表質疑」との見出しのもと、田村議員が行った定例会における代表質疑の内容が記載・報告されている。 手引書(乙全1)16頁によれば、議会活動について市民へ広報するために必要な経費の支出を「広報広聴費」として認めているところ、当該広報誌において報告されている定例会の代表質疑の内容は、政務調査活動において認められているところの「広報広聴費」の趣旨に沿う内容である。(第1準備書面、第5準備書面、第10準備書面)	丙C5、15、25	0
	428	2	大泉鉄之助	23.07.29	市政報告書4000部印刷代	123900	100	政務調査活動以外の活動も併存するから50%違法なお、年4回発行する議会報告書のうち、年2回分については私費から支出していることと主張しているが、かかる主張を裏付ける資料は何ら提出されていない(平成27年2月12日付準備書面)。		50%	61950	同上	議会報告書作成のために要した印刷、製本、郵送費用である。議会報告書の内容は、本会議、予算審査特別委員会、東日本大震災対策特別委員会等の質疑・質問や、震災復興ビジョンについて、広く市民に報告し、説明を行うものである。議会報告書は、年4回発行しており、2回分を資料作成費として政務調査費に計上し、他の2回分を私費から支出している。実質的に50%の按分がなされていることから更なる按分の必要はない。(第1準備書面)	丙C6

原告							被告ら					裁判所		
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
429	3	赤間次彦	23.08.16	写真代 30×73枚	2190	100	視察の内容は不明確である。また、「東日本大震災の資料」というだけでは、当然に政務調査活動のみに使用される資料ということではない(平成27年2月12日付準備書面)。また、原告は、同議員が印刷した写真をデータで提出するとともに、各写真につき印刷した枚数の内訳、その写真の使途(保存資料としたのか配布資料としたのか、配布した場合はその配布先)等を客観的資料とともに明らかにしよう求めたが(平成27年6月22日付準備書面)、改革フォーラムは写真を提出したのみで、その写真の使途について何ら明らかにしない。当該写真が政務調査活動のみに使用されたということではない(平成28年5月12日付準備書面)。よって、政務調査活動以外の活動も併存するから50%違法		50%	1095	同上	視察先で撮影した写真及び東日本大震災の資料として撮影した写真の現像代であり、すべて政務調査活動に使用することを目的に撮影・現像したものである。 視察先や被災状況を撮影し、記録に残すことは、資料収集活動に他ならない。原告は、「当然に政務調査活動のみに使用される資料ということではない」と主張するが、政務調査活動以外に使用されたという具体的事実を、原告において具体的に主張立証されたい。 写真の印刷枚数は、73枚及び190枚である。 視察の状況を記録した写真からは、被災3県(宮城・岩手・福島)におけるアンテナショップを視察した際の状況や名古屋を視察した際の調査活動状況(ネーミングライツ)、東日本大震災における職員派遣、科学館に関する調査等が確認できる。 東日本大震災の被災状況を記録した写真からは、道路の損傷状況や建物の倒壊・損傷状況、擁壁の倒壊状況等が確認できる。 いずれの写真についても、調査研究活動の記録として撮影したものであり、配布資料とはしていない。 (第1準備書面、第2準備書面、第5準備書面、第10準備書面)	丙C7、27	0
430	4	赤間次彦	23.08.16	写真代 60×190枚	11400	100	同上		50%	5700	同上	同上	同上	0
資料作成費合計					253323					184578	0			61950

資料購入費	431	1	改革フォーラム	23.07.26	地方議会人年 間購読料	7920	100	改革フォーラムは改選後、「自由民主党・仙台」に引き継がれており、雑誌についても、「自由民主党・仙台」に引き継がれており、按分の必要性はない旨主張する。しかしながら、政務調査費は、当然、議員ないし会派の在籍中の活動についてのみ支出が許容されるものである。さもないと、仮に議員が選挙で落選した場合、その後の支出について政務調査に何ら関連のない利得を許容することになるからである(平成27年2月12日付準備書面)。よって、改選前5か月分を越える部分は違法であるから、12分の7が違法である。		7/12	4620	使途・支出は認め、違法性は争う。	前年度から定期購読をしており、平成23年9月以降についても市民の負担に充て、政務調査活動を行うとの意思のもとに年間購読し、年間払処理したものである。そして、改選後も、会派「改革フォーラム」は「自由民主党・仙台」に引き継がれており、当該雑誌についても、「自由民主党・仙台」に引き継がれ、活用されている。 改革フォーラムにおいて「利得」したことはない。 (第1準備書面、第2準備書面)		4620
	432	2	斎藤範夫	23.04.12	日経グローバル 23年4月～24年3月	88200	100	同上		7/12	51450	同上	同上		51450
	433	3	斎藤範夫	23.04.18	月刊ガバナンス 23年4月号～24年3月号	9600	100	同上		7/12	5600	同上	同上		5600
	434	4	斎藤範夫	23.05.30	季刊 自治体法 務研究23年夏号～24年春号	4800	100	同上		7/12	2800	同上	同上		2800
	資料購入費合計					110520					64470				64470

	435	1	改革フォーラム	23.04.05	お茶代	2362	100%	政務調査の実態が不明であり全額違法なお、改革フォーラムは当該支出について「具体的調査内容は記録にとどめていない。」としており、政務調査活動の実態がないことは明らかである(平成27年10月27日付準備書面)。		100	2362	使途・支出は認め、違法性は争う。	すべて市政に関する調査研究及び市政に関する政策等の広報広聴等のために、仙台市二役をはじめ担当職員、有識者等との打ち合わせの際に使用した茶菓にかかる費用である。すべて政務調査活動に使用することを目的に購入したものであり、その額も社会通念上相当な額である。 震災直後の時期であり、その多くは、各議員が受けた震災被害や復旧・復興に関する市民からの相談・要望内容の報告、現地視察を行った結果を踏まえての市に対する要望、震災に関する諸制度の把握等であったと記載している。 (第1準備書面、第5準備書面)	丙C8	1181
	436	2	改革フォーラム	23.04.05	お菓子代	1134	100%	同上		100	1134	同上	同上		567
	437	3	改革フォーラム	23.04.06	お菓子代	1260	100%	同上		100	1260	同上	同上		630
	438	4	改革フォーラム	23.04.16	お茶代	1050	100%	同上		100	1050	同上	同上		525

原告										被告ら			裁判所	
総番号	番号	議員名	年月日	用途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
439	5	改革フォーラム	23.05.23	お菓子代	2420	100%	同上		100	2420	同上	同上	同上	1210
440	6	改革フォーラム	23.06.14	ポルビック 生 茶代	4700	100%	同上		100	4700	同上	同上	同上	2350
441	7	改革フォーラム	23.06.20	ミニクリ饅 頭	735	100%	同上		100	735	同上	同上	同上	367
442	8	改革フォーラム	23.06.24	お菓子代 市民 広場出店	1810	100%	同上		100	1810	同上	同上	同上	905
443	9	改革フォーラム	23.06.27	お茶代	622	100%	同上		100	622	同上	同上	同上	311
444	10	改革フォーラム	23.07.13	亀田 ワサビカキ の種	280	100%	同上		100	280	同上	同上	同上	140
445	11	改革フォーラム	23.07.15	ポルビック コーヒー代	5640	100%	同上		100	5640	同上	同上	同上	2820
446	12	改革フォーラム	23.07.15	麦茶 伊衛門 生 茶	7100	100%	同上		100	7100	同上	同上	同上	3550
447	13	改革フォーラム	23.07.27	ロッテ アクオクリ アブルーミントボ トル	698	100%	同上		100	698	同上	同上	同上	349
448	14	改革フォーラム	23.08.10	ポルビック ガ ムシロップ代	5078	100%	同上		100	5078	同上	同上	同上	2539
449	15	斎藤範夫	23.07.05	品代、紙代として	14175	100%	政務調査以外の目的も併存するから50%違法 なお、同議員の市政報告は、議員の顔写真・プロフィール・同 議員のホームページ及び事務所の紹介がなされており、同 議員の宣伝的要素を多分に含む文書であることは明らかで あるから、その支出は按分すべきである(平成27年2月12 日付準備書面)。なお、改革フォーラムは、広報紙の宣伝的 効果について「専らこれを目的として広報紙が作成されてい るとの事情がない限り」使途基準に反しないと主張している。 しかしながら、政務調査費の支出は、政務調査に関連する限 度で認められるものであり、副次的であれ宣伝的效果を有す る以上、宣伝を目的としない場合でも、その支出を按分す ることが相当である(平成27年6月22日付準備書面)。	丙C9	50	7087	同上	調査研究活動、議会活動及び市の施策、東日本大震災に おける住宅支援等に対する各種支援制度等について、市民 へ広報するための広報誌発行経費及び配布経費である。会 派及び議員が市民に対し、積極的に広報誌活動を行 うことにより、市民が市政や施策等に関心を抱くようになり、 市民が会派及び議員に要望や意見等を寄せられる環境を作り 出せるようにし、ひいては、これを汲み上げた会派及び議 員が市政に反映させるよう活動していくことが、広報誌活 動の究極的な目的である。 また、市政や施策等に対する市民の要望、意見等を聴取す ることも広報誌活動の内容とされていることから、誰に対 して要望、意見等を伝えるかということも考慮した紙面作りが求 められる。分かりやすい内容、見やすい紙面にすることも重 要であるが、イラストや写真を掲載することも、議員の特定 という意味で、最低限許容されるものと考えられる。宣伝等の 効果を持つとしても、それは副次的な効果にすぎず、専らこ れを目的として広報誌が作成されているとの事情がない限 り、このような側面があることのみを理由として、使途基準に 反する支出であるとは認定すべきでない。 (第1準備書面、第2準備書面)	丙C9	7087
450	16	斎藤範夫	23.07.08	第一種定型215 通	17200	100%	同上		50	8600	同上	同上	同上	8600
451	17	斎藤範夫	23.07.11	品代、紙代として	14175	100%	同上		50	7087	同上	同上	同上	7087
452	18	斎藤範夫	23.07.15	区内特別基106 2通	69030	100%	同上		50	34515	同上	同上	同上	34515
453	19	斎藤範夫	23.07.22	区内特別基136 6通	88790	100%	同上		50	44395	同上	同上	同上	44395
454	20	斎藤範夫	23.07.22	区内特別基156 4通	101660	100%	同上		50	50830	同上	同上	同上	50830
455	21	斎藤範夫	23.07.28	区内特別基100 通	6500	100%	同上		50	3250	同上	同上	同上	3250
456	22	佐竹久美子	23.08.02	記念切手80×1 00 広報紙郵送 用	8000	100%	佐竹議員の市政報告は、単に仙台市の実施する被災者支援 情報を掲載しているのみであり、何ら調査研究の実質を伴っ た広報活動と見ることができない(平成27年2月12日付準 備書面)。 したがって、その支出は少なくとも按分すべきである。		50	4000	同上	同上。 なお、被災者支援の情報は、市の施策等に関するものであ る。 (第1準備書面、第2準備書面)	丙C10、乙 全1	4000
457	23	佐竹久美子	23.08.18	切手80×100	8000	100%	同上		50	4000	同上	同上	同上	4000
458	24	佐竹久美子	23.08.19	切手80×100	8000	100%	同上		50	4000	同上	同上	同上	4000
459	25	佐竹久美子	23.08.19	切手80×100	8000	100%	同上		50	4000	同上	同上	同上	4000
460	26	佐竹久美子	23.08.19	切手80×100	8000	100%	同上		50	4000	同上	同上	同上	4000
461	27	佐竹久美子	23.08.19	切手80×100	8000	100%	同上		50	4000	同上	同上	同上	4000

広報誌
経費

原告											被告ら			裁判所
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
462	28	大泉鉄之助	23.07.21	第一種定型1213通	97040	50%	政務調査以外の目的も併存するから50%違法。なお、年4回発行する議会報告書のうち、年2回分について私費から支出していると主張しているが、かかる主張を裏付ける資料は何ら提出されていない(平成27年2月12日付準備書面)。		50	48520	同上	議会報告書作成のために要した印刷、製本、郵送費用である。議会報告書の内容は、本会議、予算審査特別委員会、東日本大震災対策特別委員会等の質疑・質問や、震災復興ビジョンについて、広く市民に報告し、説明を行うものである。議会報告書は、年4回発行しており、2回分を資料作成費として政務調査費に計上し、他の2回分を私費から支出している。実質的に50%の按分がなされていることから更なる按分の必要はない。(第1準備書面)	丙C11	48520
463	29	大泉鉄之助	23.07.21	区内特別基1427通	92755	50%	同上		50	46377	同上	同上	同上	46377
464	30	大泉鉄之助	23.07.21	区内特別基774通	50310	100%	同上		50	25155	同上	同上	同上	25155
465	31	鈴木繁雄	23.08.26	活動報告印刷代559624円の内	522734	100%	鈴木議員の市政報告は、同議員の顔写真・プロフィールが掲載されている。同議員の宣伝的要素を多分に含む文書であることは明らかであるから、その支出は按分すべきである(平成27年2月12日付準備書面)。	丙C12	50	261367	同上	調査研究活動、議会活動及び市の施策、東日本大震災における住宅支援等に対する各種支援制度等について、市民へ広報するための広報誌発行経費及び配布経費である。(第1準備書面)	丙C12	261367
466	32	鈴木繁雄	23.08.26	活動報告印刷製本代	203316	100%	同上		50	101658	同上	同上	同上	101658
467	33	赤間次彦	23.07.28	印刷代	100800	100%	同議員の市政報告は、単に仙台市の実施する被災者支援情報を掲載しているのみであり、何ら調査研究の実費を伴った広報活動と見ることができない(平成27年2月12日付準備書面)。したがって、その支出は少なくとも按分すべきである。		50	50400	同上	同上	同上	50400
468	34	赤間次彦	23.08.01	印刷代	150000	100%	同上		50	75000	同上	同上	同上	75000
	小計				1611374					823130				805685
469	1	改革フォーラム	23.04.21	4月分常勤調査研究補助費	120000	100	調査研究活動の補助のみに従事しているのかが不明であるから50%違法。人件費については、本判決は議員の証言や説明だけでは2分の1を超える部分を正当化する理由にならない。また、支給総額のうち会派職員雇用費補助(月額11万0400円)を受領し、それで足りない人件費の残額についてのみ政務調査費から支出をしているから按分する必要はない旨反論がなされているが、控室業務を調査研究活動の補助業務とそれ以外の業務に明確に区分することは困難であることからすれば、会派職員雇用費補助が控室に配置された議員の業務のうち調査研究活動の補助業務以外の業務に優先して交付されるものであると認めると足りず、上記議員の業務全体に対して交付されるものというべきである(平成27年2月12日付準備書面(共通)3項(2)ウ参照)。		50	60000	使途・支出は認め、違法性は争う。	会派雇用の政務調査補助員2名の人件費である。その支給総額のうち、市議会各会派に対する職員雇用費交付規則(昭和60年仙台市規則第5号)に基づく職員雇用費として交付される額(一人あたり11万0400円)との差額を政務調査費として計上している。政務調査費から支出している人件費は、当該補助員が政務調査にかかる事務補助に従事している部分に充てるためのものである。(第1準備書面)		0
470	2	改革フォーラム	23.05.20	5月分常勤調査研究補助費	123000	100	同上		50	61500	同上	同上		0
471	3	改革フォーラム	23.06.21	6月分常勤調査研究補助費	125000	100	同上		50	62500	同上	同上		0
472	4	改革フォーラム	23.07.21	7月分常勤調査研究補助費	128000	100	同上		50	64000	同上	同上		0
473	5	改革フォーラム	23.08.19	8月分常勤調査研究補助費	115750	100	同上。もっとも当該支出については、選挙期間中の活動を含むから75%違法(訴状別表)		75	86812	同上	同上		3567

原告							被告ら				裁判所				
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額	
人 件 費	474	6	田村 稔	23.08.27	政務調査補助費	475000	100	<p>調査研究活動の補助のみに従事しているのか否かが不明であるから50%違法。 改革フォーラムは、当該支出の対象である職員の給与について各月25万5000円であり、人件費の支出は9万5000円の約37%にすぎないと主張している。 しかしながら、一方は「宗教法人田村神社」という神社からの支出であった。政務調査費取扱手引書は、按分の趣旨として「会派及び議員の活動は、政務調査活動以外にも、政党活動、後援会活動等と多面的であり、これらの活動を必ずしも明確に区分できるとは限らないと記載している(乙全1、8頁参照)。そうすると、按分の割合を決する上で考慮すべき政務調査以外の業務は、政党活動、後援会活動等議員としての活動に限られるというべきである。 月額16万円の支出について、「宗教法人田村神社」が支出している以上、かかる給与は、同宗教法人の活動に従事した対価に他ならない。 宗教法人としての活動は、議員の活動でないことは明らかである。 よって、按分の割合を決する上で考慮すべき業務とは言えないから、当該支出について上記支出を考慮することは許されない。 (平成27年12月14日付準備書面、平成28年3月23日付準備書面)</p>	丙C16	75	356250	同上	<p>政務調査補助員の人件費である。1か月9万5000円とし、6か月分を一括して計上したものである。当該補助員には、1か月につき25万5000円を給与として支給しているが、そのうち9万5000円が政務調査にかかる事務補助に従事している部分として支給しているものである。 平成23年4月から同年8月にかけて、各月25万5000円を支給している。このうち、政務調査費に計上されているのは、9万5000円である。平成23年8月27日付け領収証には47万5000円が一括して記載されているが、その内訳は、9万5000円×5か月分ということである。補助員に対する支給総額のうち、政務調査費による支給額の占める割合は約37%となる。 政務調査費取扱手引書によれば、政務調査費から人件費を支出する際、雇用する補助員が政務調査に関する事務以外に従事している場合には、勤務日数・時間など、その実態に合わせて、経費を按分しなければならないが、「その方法により難い場合は、按分の割合を1/2を上限として計算した額を支出額」とすることが認められている。 按分した場合における政務調査費以外からの支出分については、その原資に何ら制約がない。このように、政務調査費以外からの支出分にかかる原資について何ら制約がない以上、当該原資に何をを用いるかについては、議員の裁量に委ねられているものと解される。 (第1準備書面、第2準備書面、第8準備書面、第9準備書面)</p>	丙C16～18、28、29、乙全1	253333
	475	7	斎藤 範夫	23.04.28	4月分賃金71400円、通勤手当5000円	50933	2/3	<p>調査研究活動の補助のみに従事している時間が不明であるから50%違法。会派控室や議員の事務所などで働く職員に関しては、政務調査活動と関連性が認められない業務を含め広く議員の活動全般に関する補助業務に従事しているため、被告ないし補助参加人において、その業務内容等を明らかにし、政務調査活動の占める割合が2分の1を超えることを具体的に主張立証しないかぎり、2分の1で按分される 丙C19～24をみても、職員がいかなる業務に従事していたのか不明である。よって、その支出は按分すべきである(平成27年6月22日付準備書面)。</p>		50	12733	同上	<p>政務調査補助員の人件費である。時給800円とし、専ら政務調査活動に従事している。しかし、それ以外の業務に従事することもあり、他業務の割合が3分の1を下回ることから、按分して3分の2を政務調査費に計上したものである。 補助員(常勤)に勤務表を作成させ、政務調査活動以外の他業務従事時間を算出し、政務調査活動に関する業務分についてのみ政務調査費から人件費を支出している。 また、平成23年8月分については、8月19日以降、政務調査活動に従事していないため、政務調査費から人件費を支出していない。 さらに、日当、半日当(No10～12)については、常勤の補助員以外の者3名に対し、広報紙の発送という特定の業務を委託したものである。 なお、選挙期間中の勤務はなかったことから、その期間にかかる人件費は、そもそも政務調査費として計上されていない。 (第1準備書面、第2準備書面)</p>	C19～24	12733
	476	8	斎藤 範夫	23.05.31	5月分賃金67150円、通勤手当5000円	48100	2/3	同上		50	12025	同上	同上	同上	12025
	477	9	斎藤 範夫	23.06.30	6月分賃金70550円、通勤手当5000円	50386	2/3	同上		50	12591	同上	同上	同上	12591
	478	10	斎藤 範夫	23.07.15	半日当	3000	100	同上		50	1500	同上	同上	同上	1500
	479	11	斎藤 範夫	23.07.15	日当	6000	100	同上		50	3000	同上	同上	同上	3000
	480	12	斎藤 範夫	23.07.15	日当2日分	12000	100	同上		50	6000	同上	同上	同上	6000
	481	13	斎藤 範夫	23.08.01	7月分賃金81600円、通勤手当5000円	57733	2/3	同上		50	14433	同上	同上	同上	14433
	482	14	斎藤 範夫	23.08.18	8月分賃金59500円、通勤手当5000円	43000	2/3	同上。さらに、選挙期間中の活動を含むから75%違法(訴状別表)		75	26875	同上	同上	同上	10750

原告							被告ら				裁判所			
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
483	15	伊藤新治郎	23.08.27	調査研究補助	30000	50	会派控室や議員の事務所などで働く職員に関しては、政務調査活動と関連性が認められない業務を含め広く議員の活動全般に関する補助的業務に従事しているため、被告ないし補助参加人において、その業務内容を明らかにし、政務調査活動の占める割合が2分の1を超えることを具体的に主張立証しないかぎり、2分の1で按分されるべきである(平成27年2月12日付準備書面)。さらに、選挙期間中の活動を含むから75%違法(訴状別表)。		75	15000	同上	政務調査補助員の人件費である。50%に按分した額を政務調査費に計上したものであり、かつ、選挙活動に参与していないことから、更なる按分の必要はない。なお、既に50%に按分して計上していることから、「75%違法」との主張に理由はない。(第1準備書面)		10000
484	16	伊藤新治郎	23.08.27	調査研究補助 8 月分	17000	50	同上		75	8500	同上	同上		5666
485	17	赤間次彦	23.08.18	調査研究補助 8 月分給与	15750	50	同上		75	7875	同上	政務調査補助員の人件費である。50%に按分した額を政務調査費に計上したものであり、かつ、選挙活動に参与していないことから、更なる按分の必要はない。また、8月分にかかる人件費は、選挙告示前までの業務に対して支給したものである。(第1準備書面)		5250
486	18	赤間次彦	23.08.18	調査研究補助 8 月分給与	50000	50	同上		75	25000	同上	同上		16666
人件費合計					1470632					836594	同上			367514
事務所費	487	鈴木繁雄	23.08.27	事務所賃賃料 ¥35000 備品賃 賃料 ¥35000 8 月分	35000	50	政務調査以外の目的も併存し、選挙期間中の活動を含むから75%違法。選挙期間中においては、議員にとって選挙は、正に職を失うか生き残るかの瀬戸際である。選挙に勝たなければ政務調査をしていても意味がなくなるから、議員は、少なくとも約2週間の選挙期間中は政務調査活動を止めて選挙に集中し、もっぱら選挙に向けていたことは一般的、外形的に明らかである(平成27年2月12日付準備書面)。		75%	17500	使途・支出 は認め、違 法性は争う。	50%に按分した額を政務調査費に計上したものであり、更なる按分の必要はない。平成23年8月の選挙は、東日本大震災直後の選挙であり、被災した市民の心情に配慮し、選挙期間中の選挙運動が自派傾向にあったことは、仙台市においては周知の事実である。議員は、震災後の復旧に関する様々な事案で政務調査活動を行っていたのであって、50%按分という方法も社会通念上合理的な裁量の範囲にある。(第1準備書面、第2準備書面)		11666
事務所費合計					35000					17500				11666
事務費	488	1	23.05.31	改革フォーラム	5817	100	政務調査以外の目的も併存するから50%違法。会派や議員が行う活動は、調査研究活動以外にも政党活動や選挙活動、後援会活動など極めて広範かつ多岐にわたるものであるところ、一般的、外形的には、会派控室は、各会議出席のための準備、待機・休憩が基本的な用途であることから、そこに備え付けられている備品等について、政務調査以外にも使用されていることが容易に推認される(平成27年2月12日付準備書面(共通)3項・(2)参照)。		50	2908	使途・支出 は認め、違 法性は争う。	事務用品や事務機器、電話、インターネット等に係る支出については、すべて市政に関する調査研究及び市政に関する政策等の広報広聴等のために使用及び利用している。(第1準備書面)		2908
	489	2	23.05.31	改革フォーラム	2152	100	同上		50	1076	同上	同上		1076
	490	3	23.05.31	改革フォーラム	10540	100	同上		50	5270	同上	同上		5270
	491	4	23.06.17	改革フォーラム	9000	100	同上		50	4500	同上	同上		4500
	492	5	23.06.18	改革フォーラム	503	100	同上		50	251	同上	同上		251
	493	6	23.06.30	改革フォーラム	5817	100	同上		50	2908	同上	同上		2908
	494	7	23.06.30	改革フォーラム	2152	100	同上		50	1076	同上	同上		1076
	495	8	23.06.30	改革フォーラム	15102	100	同上		50	7551	同上	同上		7551
	496	9	23.07.19	改革フォーラム	252	100	同上		50	126	同上	同上		126
	497	10	23.08.01	改革フォーラム	5817	100	同上		50	2908	同上	同上		2908
	498	11	23.08.01	改革フォーラム	2152	100	同上		50	1076	同上	同上		1076
	499	12	23.08.01	改革フォーラム	19363	100	同上		50	9681	同上	同上		9681
	500	13	23.08.18	改革フォーラム	672	100	同上		50	336	同上	同上		336
	501	14	23.08.31	改革フォーラム	125	100	同上		50	62	同上	同上		62
	502	15	23.08.31	改革フォーラム	5817	100	同上		50	2908	同上	同上		2908
	503	16	23.08.31	改革フォーラム	2152	100	同上		50	1076	同上	同上		1076
	504	17	23.08.31	改革フォーラム	23422	100	同上		50	11711	同上	同上		11711
	505	18	23.09.26	改革フォーラム	325	100	同上		50	162	同上	同上		162
	506	19	23.09.26	改革フォーラム	5817	100	同上		50	2908	同上	同上		2908
	507	20	23.09.26	改革フォーラム	2152	100	同上		50	1076	同上	同上		1076
	508	21	23.09.26	改革フォーラム	6578	100	同上		50	3289	同上	同上		3289
事務費合計					125727					62859				62859
合計										2287323				1489871

第4 公明党仙台市議員関係

原告							被告ら				裁判所			
総番号	番号	議員名	年月日	用途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
509	1	鈴木広康、小田島久美子、鎌田城行、小野寺利裕	23.06.02～06.03	神戸市議会(みなと総局技術部) (公)ひょうご震災記念21世紀研究機構	308800	100%	<p>実費原則によるべきであり、実費との差額(少なくとも10%)が違法である。</p> <p>調査研究費の支出につき必要性がある場合であっても、調査研究費としての支出が認められるのは実費分のみである。</p> <p>ア 調査研究費は実費分のみ認められることについて</p> <p>政務調査費は公益上必要がある場合にのみ支出がなされるべきである(地方自治法100条14項参照)。地方自治法100条14項を受けて、仙台市政務調査費の交付に関する条例第1条では、市政に関する調査研究活動に資するため必要な経費の一部としてのみ政務調査費が交付されると規定されている。</p> <p>そして、政務調査費のうち調査研究費は、「市政に関する調査研究活動及び調査委託等に要する経費」のみに充てることができる。とすれば、調査研究費として支出可能な金額は、まさに「市政に関する調査研究活動及び調査委託等に要する経費」といえる「実費分」(実際に支出した分)のみであることは明白である。</p> <p>イ 手引書及び要綱7条は根拠にならない</p> <p>手引書は、「調査研究活動に要する旅費の支出にあたっては、『特別職給与条例に基づき支出する場合の金額を上限とします。』と規定しており、旅費の支出につき上限を規定したものにすぎないことを明確にしている。</p> <p>また、政務調査費取扱い手引書の上位規範である要綱7条1項も、「旅費要綱に基づき支給する場合の旅費の額に相当する額を超えて支出することはできない。」と支給の上限を規定するのみである。そして、条例10条は、必要経費として支出した額を控除して得た額に残余がある場合には清算して返還することを規定していることに鑑みても、支給された金額と実際に費消した額と間に残余があれば、返還する義務を負うものであり、実費を超えて支給された部分を利得することは許されないというべきである。</p> <p>なお、職員等の旅費に関する条例13条2項は、「概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない」と定めている。これは、仮に概算払いによって旅費が支給された場合であっても、実費による支給が原則であることを明確にしたものである。</p> <p>(訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通))</p>		10%	30880	使途・支出は認め、違法性は争う。	手引書、要綱7条が引用する特別職給与条例に則り、「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の標準的な実費」(職員等の旅費に関する条例第7条参照)により計算された金額を支出しているのであって、何ら違法又は不当なものではない。 (第1準備書面)	乙全1	0
510	2	笠原哲、菊地昭一、山口津世子、嶋中貴志	23.06.06～06.07	神戸市議会(対応、都市計画総局住宅部) 神戸市議会(対応、産業振興局商業部)	308800	100%	同上		10%	30880	同上	同上	同上	0
511	3	笠原 哲	23.07.06～07.07	三陸沿岸地域の漁港・港湾・漁村	38899	100%	同上		10%	3889	同上	同上	同上	0
512	4	菊地昭一	23.05.04～05.05	気仙沼市、陸前高田市、釜石市、大槌町	43139	100%	同上		10%	4313	同上	同上	同上	0
513	5	菊地昭一	23.05.25～05.26	八戸市、久慈市、野田村、譜代村、田老町、宮古市	63321	100%	同上		10%	6332	同上	同上	同上	0
514	6	菊地昭一	23.06.11～06.12	岩手県宮古市、山田町、大槌町	57117	100%	同上		10%	5711	同上	同上	同上	0
515	7	山口津世子	23.07.13～07.16	函館市、奥尻町役場	123480	100%	同上		10%	12348	同上	同上	同上	0
	小計				943558					94355				0

調査研究費(旅費規程による出張)

原告								被告ら				裁判所			
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額	
調査研究費(1km37円によるもの)	516	1	笠原 哲	23.08.19	自宅～宮城野区 内他	666	100%	<p>・選挙期間における支出なので、100%違法である。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))</p> <p>・選挙期間中の支出として、調査研究のための必要性に欠けるものであったこととかわせる具体的事実が認められるにもかかわらず、支出の正当性を裏付ける適切な立証は行われていないため、当該政務調査費の支出は本件使途基準に合致しない違法な支出であると判断されるべきである。また、立候補をしていない者については、政務調査の成果を活用するために引継ぎ等をしていったか、していたとすれば、誰に何を引き継いだのか等について、求釈明に対する具体的な釈明、主張・立証がなく、支出の正当性を裏付ける適切な立証は行われていないため、当該政務調査費の支出は本件使途基準に合致しない違法な支出であると判断されるべきである。(平成28年9月7日付け準備書面(公明))</p>		100%	666	使途・支出は認め、違法性は争う。	<p>平成23年8月の選挙に立候補していないが、立候補していない議員が選挙告示日以後に政務調査活動を行ってはならないという法令はない。特にこの時期は、被災者からの要望や相談、現地調査等により復興へ向けたニーズや課題を汲み上げなければならない時期でもあったことから、任期満了まで議員としての職務を全うすべく、精力的に政務調査活動を行っていたものである。当該支出はすべて政務調査活動を行うための移動に要した経費であるから、按分の必要はなく、何ら違法又は不当なものではない。</p> <p>時々刻々と変化する被災地のニーズに対応すべく、現地に直接足を運び、被災地の現状を調査し、復旧のための提言等を会派所属議員、仙台市の職員に報告し、対応策等について協議・検討を行った。</p> <p>平成23年8月26日改訂、同月28日施行の「政務調査費取扱い手引書」では、「自動車運行記録簿」(収支報告様式第4号)が整備されている。この様式によると、会派又は議員は、自動車を利用した際、日付、用務、経路、走行距離を記入することとされている。そして、用務欄については、その概要を報告すれば足りる様式とされている。補助参加人では、「自動車運行記録簿」(収支報告様式第4号)に準じたものを監査委員に提出している。地方公共団体がその実績に応じて定めた様式に準じて調査研究内容を明らかにしており、報告すべき内容としても必要十分なものである。</p> <p>たとえ選挙期間中であっても調査研究活動は行われていた。特に、平成23年8月は、東日本大震災の発生から半年足らずという時期でもあり、選挙によって復旧復興に空白を生じさせることは許されない状況にあった。選挙運動自体が自粛され、時々刻々と変化する被災地・被災者のニーズに対応すべく、現地に直接足を運び、被災地の現状を調査し、復旧のための提言等をするなど、調査研究活動を実施していたというのが実情である。</p> <p>選挙期間中に調査研究活動を行ってはならないという規定は存在しない。 (第1準備書面、第2準備書面、第5準備書面)</p>	丙D1、丙A 40	666
		517	2	笠原 哲	23.08.20	自宅～宮城野区 内他	481	100%	同上	100%	481	同上	同上	同上	481
		518	3	笠原 哲	23.08.21	自宅～泉・宮城 野区内他	1184	100%	同上	100%	1184	同上	同上	同上	1184
		519	4	笠原 哲	23.08.22	自宅～宮城野区 内他	629	100%	同上	100%	629	同上	同上	同上	629
		520	5	笠原 哲	23.08.23	自宅～宮城野区 内他	518	100%	同上	100%	518	同上	同上	同上	518
		521	6	笠原 哲	23.08.24	自宅～宮城野区 内他	629	100%	同上	100%	629	同上	同上	同上	629
		522	7	笠原 哲	23.08.25	自宅～宮城野区 内他	1147	100%	同上	100%	1147	同上	同上	同上	1147
		523	8	笠原 哲	23.08.26	自宅～宮城野区 内他	814	100%	同上	100%	814	同上	同上	同上	814
		524	9	笠原 哲	23.08.27	自宅～宮城野区 内他	999	100%	同上	100%	999	同上	同上	同上	999
		525	10	山口津世子	23.08.19	上野山、八木山 個人宅	1665	100%	同上	100%	1665	同上	同上	丙D2	1665
		526	11	山口津世子	23.08.20	袋原、佐保山個 人宅	1110	100%	同上	100%	1110	同上	同上	同上	1110
		527	12	山口津世子	23.08.21	向山、日本平	1184	100%	同上	100%	1184	同上	同上	同上	1184
		528	13	山口津世子	23.08.22	秋保、南光台	2886	100%	同上	100%	2886	同上	同上	同上	2886
		529	14	山口津世子	23.08.23	会派控室、太白、 緑ヶ丘	1702	100%	同上	100%	1702	同上	同上	同上	1702
		530	15	山口津世子	23.08.24	四郎丸、羽黒台 個人宅	1517	100%	同上	100%	1517	同上	同上	同上	1517
		531	16	山口津世子	23.08.25	泉区、人來田、秋 保	3293	100%	同上	100%	3293	同上	同上	同上	3293

原告										被告ら				裁判所	
総番号	番号	議員名	年月日	用途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額	
	532	17	山口津世子	23.08.26	市役所、金剛沢、鹿野地区	1184	100% 同上			100%	1184	同上	同上	同上	1184
	533	18	山口津世子	23.08.27	長町、人來田、鉤取方面	1147	100% 同上			100%	1147	同上	同上	同上	1147
	小計				22755					22755				22755	
調査研究費(駐車料)	534	1	笠原 哲	23.08.27	タイムズ'仙台幸町駐車場	300	100%	・選挙期間における支出なので、100%違法である。 (断状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通)) ・選挙期間中の支出として、調査研究のための必要性に欠けるものであったこととをわががわの具体的事実が認められるにもかかわらず、支出の正当性を裏付ける適切な立証は行われていないため、当該政務調査費の支出は本件使途基準に合致しない違法な支出であると判断されるべきである。(平成28年9月7日付け準備書面(公明))		100%	300	使途・支出は認め、違法性は争う。	平成23年8月の選挙に立候補していないが、立候補していない議員が選挙告示日以後に政務調査活動を行ってはならないという法令はない。特にこの時期は、被災者からの要望や相談、現地調査等により復興へ向けたニーズや課題を汲み上げなければならない時期でもあったことから、任期満了まで議員としての職務を全うすべく、精力的に政務調査活動を行っていたものである。当該支出はすべて政務調査活動を行うための移動に要した経費であるから、按分の必要はなく、何ら違法又は不当なものではない。 (第1準備書面)	丙D3	300
	535	2	山口津世子	23.08.26	菅原パーキング	600	100% 同上			100%	600	同上	同上	同上	600
	536	3	嶋中貴志	23.08.30	テニカルパーク春日町第6			請求を撤回する(平成28年4月10日付準備書面)				否認する。	当該支出については、既に市に対して返還がなされている(甲第2号証51頁「Ⅲ 駐車料」)では、「請求人は、…(…嶋中議員12件…)の駐車料金の支出について、…違法不当であるというべきである旨主張する。…これらの支出のうち、…嶋中議員の12件…については、既に会派から市に対し返還されている。」との記載がある。)	甲2	900
	小計					900					900				900
調査研究費(タクシー代)	537	1	笠原 哲	23.04.07	自宅～河原町	2010	100%	政務調査活動の実態が不明であり、タクシーを利用しなければならない必要性も不明である。 自家用車が使用できなかった等の理由が付されているものがあるが、それは私的な懇談会において飲酒したために運転できなかったからであると推認できる。 また、個人宅への訪問は、支援者との懇談等、政務調査以外の活動によるものであることが明らかである。 さらに、約束の時間が迫っていた、急を要したといった理由については、あらかじめ時間を調整すれば対応可能であったものであり、そのような理由により支出が正当化されることにはならない。 (断状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通)) ・調査研究費においては、①議員の調査研究に資する意見交換等が現になされたのか、②市政に関する具体的な調査研究が現になされたのか、③それが予定されていたのか、等について釈明し、積極的に立証すべきであるが、これらの点について支出の正当性を裏付ける適切な立証は行われていない。(平成28年9月7日付け準備書面(公明))		100%	2010	使途・支出は認め、違法性は争う。	当該支出はすべて政務調査活動を行うための移動に要した経費であるから、按分の必要はなく、何ら違法又は不当なものではない。 「私的な懇談会において飲酒」したこと、「支援者との懇談」であったとの主張は、単なる憶測にすぎず、説得力を伴う外形的事実の主張立証には当たらない。 また、短距離、短時間の移動にタクシーを利用してはならない等の使用制限規定は存在しないことから、「時間が迫っていた」、「急を要した」という理由でタクシー代を政務調査費から支出したとしても、何ら違法ではない。 自家用車を所有していても、例えば自宅以外の場所から移動する、自宅に戻り自家用車で移動する時間的余裕がない、公共交通機関を待っている間に間に合わない等の諸事情によりタクシーを利用することは何ら問題ない。 (第1準備書面、第2準備書面、第5準備書面)	丙D5	1005
	538	2	笠原 哲	23.04.27	市役所～宮城支所	3930	100% 同上			100%	3930	同上	同上	同上	1965
	539	3	笠原 哲	23.04.28	岩切～市役所	1530	100% 同上			100%	1530	同上	同上	同上	765
	540	4	笠原 哲	23.05.02	自宅～松森	2010	100% 同上			100%	2010	同上	同上	同上	1005
	541	5	笠原 哲	23.05.05	高砂～自宅	2730	100% 同上			100%	2730	同上	同上	同上	1365
	542	6	笠原 哲	23.05.16	自宅～得監	2890	100% 同上			100%	2890	同上	同上	同上	1445
	543	7	笠原 哲	23.05.21	自宅～花壇	2250	100% 同上			100%	2250	同上	同上	同上	1125
	544	8	笠原 哲	23.05.27	五橋～自宅	1600	100% 同上			100%	1600	同上	同上	同上	800
	545	9	笠原 哲	23.06.02	八幡町～自宅	2010	100% 同上			100%	2010	同上	同上	同上	1005
	546	10	笠原 哲	23.06.03	自宅～川平	1930	100% 同上			100%	1930	同上	同上	同上	965
	547	11	笠原 哲	23.06.04	福室～自宅	1580	100% 同上			100%	1580	同上	同上	同上	790

原告							被告ら				裁判所			
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
									100%	1370	同上	同上	同上	685
548	12	笠原 哲	23.06.17	市役所→荒巻	1370	100%			100%	2010	同上	同上	同上	1005
549	13	笠原 哲	23.07.02	一番町→自宅	2010	100%			100%	2010	同上	同上	同上	1005
550	14	笠原 哲	23.07.04	市役所→卸町	2010	100%			100%	1450	同上	同上	同上	725
551	15	笠原 哲	23.08.03	市役所→荒巻	1450	100%			100%	650	同上	同上	同上	325
552	16	笠原 哲	23.08.03	仙台駅→電力ビル	650	100%			100%		同上	同上	同上	
553	17	山口津世子	23.07.11	慰霊祭会場→市役所まで	1050	100%			100%	1050	同上	同上	丙D6	525
554	18	菊地昭一	23.04.01	連坊→大和町	1290	100%			100%	1290	同上	同上	丙D7	645
555	19	菊地昭一	23.04.12	自宅→二日町	2060	100%			100%	2060	同上	同上	同上	1030
556	20	菊地昭一	23.04.26	仙台駅→市役所→大和町	2060	100%			100%	2060	同上	同上	同上	1030
557	21	菊地昭一	23.05.05	大和町→連坊	810	100%			100%	810	同上	同上	同上	405
558	22	菊地昭一	23.05.07	市役所→自宅	2010	100%			100%	2010	同上	同上	同上	1005
559	23	菊地昭一	23.05.13		2060	100%			100%	2060	同上	同上	同上	1030
560	24	菊地昭一	23.05.20	大和町→二日町	1690	100%			100%	1690	同上	同上	同上	845
561	25	菊地昭一	23.06.18	大和町→連坊	1850	100%			100%	1850	同上	同上	同上	925
562	26	菊地昭一	23.06.22	二日町→大和町	2570	100%			100%	2570	同上	同上	同上	1285
563	27	菊地昭一	23.06.23	大和町→木ノ下	890	100%			100%	890	同上	同上	同上	445
564	28	菊地昭一	23.07.02		1820	100%			100%	1820	同上	同上	同上	910
565	29	菊地昭一	23.07.17	大和町→二日町	2490	100%			100%	2490	同上	同上	同上	1245
566	30	菊地昭一	23.07.30	東二番丁→荒井	2170	100%			100%	2170	同上	同上	同上	1085
	小計				56780					56780				28390
567	1	公明党 仙台市議団	23.04.21	調査研究のための 補助員	210000	100%	・政務調査活動以外の活動も併存する。 (訴状、平成26年10月16日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通)、同日付け準備書面(公明))		50%	105000	使途・支出 は認め、選 法性は争う。	会派で雇用する政務調査補助員2名分の人件費である。1名は、政務調査に関する情報・資料の収集管理に従事している部分に充てたものである。また、もう1名は、被災地における現場調査等に特化して従事している部分に充てたものである。2名とも政務調査事務補助員以外の業務には従事させていないこと、選挙活動には従事させていないことから按分の必要はなく、当該人件費の支出は、何ら違法又は不当なものではない。 1名(No.2, 3, 6, 8, 10)は、主に会派控室において、政務調査活動の補助業務を行っていた者である。もう1名(No.1, 4, 5, 7, 9)は、主に被災地における調査活動の補助業務を行っていた者である。 2名の補助員以外に支出の対象となった補助員はいない。 (第1準備書面、第2準備書面、第5準備書面)	105000	
568	2	公明党 仙台市議団	23.04.21	調査研究のための 人件費	40000	100%			50%	20000	同上	同上		20000
569	3	公明党 仙台市議団	23.05.20	調査研究費の為 に人件費	40000	100%			50%	20000	同上	同上		20000
570	4	公明党 仙台市議団	23.05.23	調査研究費の為 の補助員	60000	100%			50%	30000	同上	同上		30000
571	5	公明党 仙台市議団	23.06.21	調査研究のための 補助員	60000	100%			50%	30000	同上	同上		30000
572	6	公明党 仙台市議団	23.06.21	調査研究費の為 に人件費	40000	100%			50%	20000	同上	同上		20000
573	7	公明党 仙台市議団	23.07.21	調査研究のための 補助員	210000	100%			50%	105000	同上	同上		105000
574	8	公明党 仙台市議団	23.07.21	調査研究費の為 に人件費	40000	100%			50%	20000	同上	同上		20000

総番号	番号	議員名	年月日	用途	支出額	支出率	原告			被告ら			裁判所	
							主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	用途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
575	9	公明党 仙台市議団	23.08.21	調査研究のための 補助員	120000	100%	・政務調査活動以外の活動も併存する。 ・選挙期間における支出である。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通)、同日付け準備書面(公明))		75%	90000	同上	同上		80000
576	10	公明党 仙台市議団	23.08.18	調査研究費の為に 人件費	40000	100%	同上		75%	30000	同上	同上		26666
577	11	笠原 哲	23.05.07	調査研究手伝い として	8000	100%	・政務調査活動以外の活動も併存する。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通)、同日付け準備書面(公明))		50%	4000	同上	政務調査補助員(非常勤)の人件費である。特定の調査課題(各種報道機関による仙台市行政に関連する資料の収集、取りまとめ等)をもって臨時的に政務調査事務補助に従事している部分に充てたものである。政務調査事務補助以外の業務には従事させていないこと、選挙に立候補しておらず選挙活動には従事させていないことから按分の必要はなく、当該人件費の支出は、何ら違法又は不当なものではない。 補助員は、主に被災地における調査活動の補助業務及び震災関連記事の収集を行っていた者である。 政務調査活動により得られた情報、課題等は、議員を通じ、会派所属議員、仙台市の職員に報告され、対応策等の協議・検討が行われた。 (第1準備書面、第2準備書面)		4000
578	12	笠原 哲	23.05.21	調査研究手伝い として	8000	100%	同上		50%	4000	同上	同上		4000
579	13	笠原 哲	23.06.18	調査研究手伝い として	8000	100%	同上		50%	4000	同上	同上		4000
580	14	笠原 哲	23.07.23	調査研究手伝い として	8000	100%	同上		50%	4000	同上	同上		4000
581	15	笠原 哲	23.07.30	調査研究手伝い として	8000	100%	同上		50%	4000	同上	同上		4000
582	16	笠原 哲	23.08.03	調査研究手伝い として	8000	100%	同上		50%	4000	同上	同上		4000
583	17	菊地昭一	23.04.25	アルバイト代(調査 研究に要した 経費)	10000	100%	同上		50%	5000	同上	政務調査補助員(非常勤)の人件費である。特定の調査課題(仙台市政の情報収集等)をもって臨時的に政務調査事務補助に従事している部分に充てたものである。政務調査事務補助以外の業務には従事させていないこと、選挙活動には従事させていないことから按分の必要はなく、当該人件費の支出は、何ら違法又は不当なものではない。 補助員は、主に被災地における調査活動の補助業務を行っていた者である。 (第1準備書面、第2準備書面)		5000
584	18	菊地昭一	23.05.25	アルバイト代(調査 研究の補助)	10000	100%	同上		50%	5000	同上	同上		5000
585	19	菊地昭一	23.06.25	アルバイト代(調査 研究に要した 補助費)	10000	100%	同上		50%	5000	同上	同上		5000

調査研究費(その他)

原告										被告ら			裁判所	
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
586	20	菊地昭一	23.07.25	アルバイト代(調査研究の補助に要した費用)	10000	100%	同上		50%	5000	同上	同上		5000
587	21	菊地昭一	23.08.25	アルバイト代(調査研究の補助に要した費用)	10000	100%	・政務調査活動以外の活動も併存する。 ・選挙期間における支出である。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))		75%	7500	同上	同上		7500
小計					958000					521500				508166
調査研究費合計										696288				560211

資料作成費	588	1	公明党仙台市議団	23.04.21	資料作成のための人件費	30000	100%	・政務調査活動以外の活動も併存する。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))		50%	15000	使途・支出は認め、違法性は争う。	会派控室における調査研究活動の補助業務に従事した政務調査補助員にかかる人件費であり、按分の必要はなく、当該人件費の支出は、何ら違法又は不当なものではない。 補助員2名のうち、主に会派控室において、政務調査活動の補助業務を行っていた1名(No2, 3, 6, 8, 10)と同一人物である。 議会質問等に使ったパネルや関係資料は、既に破棄している。しかし、作成された資料は議会質問等に使用したことから、その内容が政務調査活動に関するものであったことは、明らかである。 (第1準備書面、第2準備書面)	丙D19の1, 2	15000
	589	2	公明党仙台市議団	23.05.20	資料作成のための人件費	30000	100%	同上		50%	15000	同上	同上	同上	15000
	590	3	公明党仙台市議団	23.06.21	資料作成のための人件費	30000	100%	同上		50%	15000	同上	同上	同上	15000
	591	4	公明党仙台市議団	23.07.21	資料作成のための人件費	30000	100%	同上		50%	15000	同上	同上	同上	15000
	592	5	公明党仙台市議団	23.08.18	資料作成のための人件費	30000	100%	同上		75%	22500	同上	同上	同上	20000
	資料作成費合計					150000					82500				80000

原告										被告ら			裁判所		
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額	
593	1	公明党仙台市議員団	23.04.21	広報広聴のための人件費	30000	100%	<p>・政務調査活動以外の活動も併存する。</p> <p>・会派広報誌、会派ホームページ等によって広報を行う目的は、政務調査活動だけにとどまらず、会派の選挙PR活動、政治活動、後援会活動など多義的である。</p> <p>(訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))</p>		50%	15000	使途・支出は認め、違法性は争う。	<p>調査研究活動、議会活動及び市の施策等について、市民へ広報するためのホームページ更新料、広報誌発行経費、ポスティング、広報広聴補助業務に従事した政務調査補助員にかかる人件費であり、按分の必要はなく、当該人件費の支出は、何ら違法又は不当なものではない。</p> <p>補助員2名のうち、主に会派控室において、政務調査活動の補助業務を行っていた1名(No2、3、6、8、10)と同一人物である。</p> <p>会派及び議員が市民に対し、積極的に広報広聴活動を行うことにより、市民が市政や施策等に関心を抱くようになり、市民が会派及び議員に要望や意見を寄せられる環境を作り出せるようにし、ひいては、これを汲み上げた会派及び議員が市政に反映させるよう活動していくことが、広報広聴活動の究極的な目的である。</p> <p>また、市政や施策等に対する市民の要望、意見を聴取することも広報広聴活動の内容とされていることから、誰に対して要望、意見を伝えるかということも考慮した紙面作りが求められる。分かりやすい内容、見やすい紙面にすることも重要であるが、イラストや写真等を掲載することも、議員の特定という意味で、最低限許容されるものと考えられる。宣伝等の効果を持つとしても、それは副次的な効果にすぎず、専らこれを目的として広報誌が作成されているとの事情がない限り、このような側面があることのみを理由として、使途基準に反する支出であるとは認定すべきでない。</p> <p>(第1準備書面、第2準備書面、第5準備書面)</p>	丙D20の1、2	15000	
594	2	公明党仙台市議員団	23.04.28	HP更新料(振込料含む)	30630	100%	同上		50%	15315	同上	同上	同上	15315	
595	3	公明党仙台市議員団	23.05.20	広報広聴のための人件費	30000	100%	同上		50%	15000	同上	同上	同上	15000	
596	4	公明党仙台市議員団	23.05.20	広報紙印刷代	449715	100%	同上		50%	224857	同上	同上	同上	224857	
597	5	公明党仙台市議員団	23.05.31	HP更新料(振込料含む)	30630	100%	同上		50%	15315	同上	同上	同上	15315	
598	6	公明党仙台市議員団	23.06.21	広報広聴のための人件費	30000	100%	同上		50%	15000	同上	同上	同上	15000	
599	7	公明党仙台市議員団	23.06.30	HP更新料(振込料含む)	30630	100%	同上		50%	15315	同上	同上	同上	15315	
600	8	公明党仙台市議員団	23.07.21	広報広聴のための人件費	30000	100%	同上		50%	15000	同上	同上	同上	15000	
601	9	公明党仙台市議員団	23.07.29	会派ホームページ管理・更新代	30630	100%	同上		50%	15315	同上	同上	同上	15315	
602	10	公明党仙台市議員団	23.07.29	タウン社印刷代	260321	100%	同上		50%	130160	同上	同上	同上	130160	
603	11	公明党仙台市議員団	23.08.18	広報広聴のための人件費	30000	100%	<p>・政務調査活動以外の活動も併存する。</p> <p>・選挙期間における支出である。</p> <p>・会派広報誌、会派ホームページ等によって広報を行う目的は、政務調査活動だけにとどまらず、会派の選挙PR活動、政治活動、後援会活動など多義的である。</p> <p>(訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))</p>		75%	22500	同上	同上	同上	同上	20000
604	12	公明党仙台市議員団	23.08.26	会派ホームページ管理・更新代	30630	100%	同上		75%	22972	同上	同上	同上	20420	

原告										被告ら			裁判所	
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
605	13	笠原 哲	23.04.03	広報広聴手伝い として	8000	100%	・政務調査活動以外の活動も併存する。 ・会派広報誌、会派ホームページ等によって広報を行う目的 は、政務調査活動だけにとどまらず、会派の選挙PR活動、政 治活動、後援会活動など多義的である。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12 月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書 面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20 日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面 (共通))		50%	4000	使途・支出 は認め、違 法性は争う。	同上	丙D8	4000
606	14	笠原 哲	23.04.04	広報広聴手伝い として	8000	100%	同上		50%	4000	同上	同上	同上	4000
607	15	笠原 哲	23.04.06	別納料金 @65 ×441通、@80× 133通	39305	100%	同上		50%	19652	同上	同上	同上	19652
608	16	笠原 哲	23.04.16	広報広聴手伝い として	8000	100%	同上		50%	4000	同上	同上	同上	4000
609	17	笠原 哲	23.04.23	広報広聴手伝い として	8000	100%	同上		50%	4000	同上	同上	同上	4000
610	18	笠原 哲	23.05.08	広報広聴手伝い として	8000	100%	同上		50%	4000	同上	同上	同上	4000
611	19	笠原 哲	23.05.09	広報広聴手伝い として	8000	100%	同上		50%	4000	同上	同上	同上	4000
612	20	笠原 哲	23.05.11	別納料金 @65 ×421通、@80× 132通	37925	100%	同上		50%	18962	同上	同上	同上	18962
613	21	笠原 哲	23.06.04	広報広聴手伝い として	8000	100%	同上		50%	4000	同上	同上	同上	4000
614	22	笠原 哲	23.06.07	広報広聴手伝い として	8000	100%	同上		50%	4000	同上	同上	同上	4000
615	23	笠原 哲	23.06.08	別納料金 @80 ×196通 @65× 417通	42785	100%	同上		50%	21392	同上	同上	同上	21392
616	24	笠原 哲	23.07.06	広報広聴手伝い として	8000	100%	同上		50%	4000	同上	同上	同上	4000
617	25	笠原 哲	23.07.08	別納料金@80× 190通 @65× 416通	42240	100%	同上		50%	21120	同上	同上	同上	21120
618	26	笠原 哲	23.07.22	別納料金@80× 95通			請求を撤回する(平成28年4月10日付準備書面)				否認	No26の支出については、既に市に対して返還がなされて いる(甲第2号証54頁「エ 広報広聴費」では、「笠 原議員の1件(事実証明書4(4)No. 33, 7, 600円…に ついては、既に会派から市に返還されている。」との記載 がある。ここでいうところの「No. 33」は、本件訴訟でいう ところの「No26」に対応するものである。) (第1準備書面)	甲2	
619	27	笠原 哲	23.08.01	広報広聴手伝い として(広報紙発 送準備)	8000	100%	・政務調査活動以外の活動も併存する。 ・会派広報誌、会派ホームページ等によって広報を行う目的 は、政務調査活動だけにとどまらず、会派の選挙PR活動、政 治活動、後援会活動など多義的である。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12 月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書 面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20 日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面 (共通))		50%	4000	使途・支出 は認め、違 法性は争う。	調査研究活動、議会活動及び市の施策等について、市 民へ広報するためのホームページ更新料、広報紙発行 経費、ポスティング、広報広聴補助業務に従事した政務 調査補助員にかかる人件費であり、按分の必要はなく、 当該人件費の支出は、何ら違法又は不当なものではない。 (第1準備書面)	丙D8	4000
620	28	笠原 哲	23.08.02	広報紙発送代 別納料金 @65 ×419通、@80× 193通	42675	100%	同上		50%	21337	同上	同上	同上	21337
621	29	笠原 哲	23.08.02	広報広聴手伝い として(広報紙発 送準備)	8000	100%	同上		50%	4000	同上	同上	同上	4000

原告							被告ら					裁判所		
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
622	30	山口津世子	23.05.22	市民相談 コーヒー代(4人)	2356	100%	・政務調査活動の実態が不明である。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))		100%	2356	同上	市民相談を含む政務調査活動の機会に茶菓子を提供することは、社会通念上相当な範囲にある限り許容されており、何ら違法又は不当なものではない。 「支援者との懇談」であったとの主張は、単なる恣断にすぎず、説得力を伴う外形的事実の主張立証には当たらない。 (第1準備書面、第2準備書面)	丙D9	1178
623	31	山口津世子	23.06.19	相談 昼食代(2人)	1196	100%	同上		100%	1196	同上	同上	同上	598
624	32	山口津世子	23.06.30	市民相談 コーヒー代(3人)	580	100%	同上		100%	580	同上	同上	同上	290
625	33	菊地昭一	23.04.08	お菓子代(広聴に要した茶菓代)	1816	100%	同上		100%	1816	同上	調査研究活動、議会活動及び市の施策等について、市民へ広報するためのホームページ更新料、広報誌発行経費、ポスティング、広報広聴補助業務に従事した政務調査補助員(非常勤)にかかる人件費である。また、市民相談を含む政務調査活動の機会に茶菓子を提供することは、社会通念上相当な範囲にある限り許容されている。按分の必要はなく、何ら違法又は不当なものではない。 市民の意思を市政に反映させるためには、市民からの意見の集約のみならず、既に集約した意見がどのように市政に反映されたかということや、市政における問題点などを市民に伝えることが必要である。たしかに、ホームページによって議員の活動を紹介することが、宣伝等の効果を持つとしても、それは副次的な効果にすぎず、専らこれを目的としてホームページが構成されているとの事情がない限り、このような側面があることのみを理由として、使途基準に反する支出が含まれているとは言えない。 また、「支援者との懇談」であったとの主張は、単なる恣断にすぎず、説得力を伴う外形的事実の主張立証には当たらない。 (第1準備書面、第2準備書面)	丙D10、23の1	908
626	34	菊地昭一	23.04.25	アルバイト代(広報誌の発行他)	10000	100%	・政務調査活動以外の活動も併存する。 ・会派広報誌、会派ホームページ等によって広報を行う目的は、政務調査活動だけにとどまらず、会派の選挙PR活動、政治活動、後援会活動など多岐的である。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))		50%	5000	同上	同上	丙D10	5000
627	35	菊地昭一	23.04.25	ホームページ更新料	20000	100%	同上	甲D1の1	50%	10000	同上	同上	丙D10、甲D1の1	10000
628	36	菊地昭一	23.05.03	広聴活動に要した茶菓代	1995	100%	・政務調査活動の実態が不明である。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通)、同日付け準備書面(公明))		100%	1995	同上	同上	丙D10、23の2	997

原告							被告ら					裁判所			
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額	
629	37	菊地昭一	23.05.24	広聴活動に要した茶葉代	2992	100%	同上		100%	2992	同上	同上	丙D10	1496	
630	38	菊地昭一	23.05.25	アルバイト代(広報誌の発行等)	10000	100%	・政務調査活動以外の活動も併存する。 ・会派広報誌、会派ホームページ等によって広報を行う目的は、政務調査活動だけにとどまらず、会派の選挙PR活動、政治活動、後援会活動など多岐的である。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))		50%	5000	同上	同上	同上	5000	
631	39	菊地昭一	23.05.25	HP更新管理料	20000	100%	同上	甲D1の1	50%	10000	同上	同上	同上	10000	
632	40	菊地昭一	23.06.24	HP更新料	20000	100%	同上	甲D1の1	50%	10000	同上	同上	同上	10000	
633	41	菊地昭一	23.06.25	広報誌の発送他	10000	100%	同上		50%	5000	同上	同上	丙D10、22	5000	
634	42	菊地昭一	23.07.11	広聴に要した茶葉代	1100	100%	・政務調査活動の実態が不明である。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))		100%	1100	同上	同上	丙D10、23の3	550	
635	43	菊地昭一	23.07.16	広聴に要した茶葉代	580	100%	同上		100%	580	同上	同上	同上	290	
636	44	菊地昭一	23.07.20	広報誌の郵送料	80720	100%	・政務調査活動以外の活動も併存する。 ・会派広報誌、会派ホームページ等によって広報を行う目的は、政務調査活動だけにとどまらず、会派の選挙PR活動、政治活動、後援会活動など多岐的である。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))		50%	40360	同上	同上	同上	丙D10	40360
637	45	菊地昭一	23.07.22	連合商店会総会参加費用	2500	100%	同上		50%	1250	同上	同上	同上	1250	
638	46	菊地昭一	23.07.25	アルバイト代(広報広聴の補助に要した費用)	10000	100%	同上		50%	5000	同上	同上	同上	5000	
639	47	菊地昭一	23.07.25	HP更新、管理料	20000	100%	同上	甲D1の1	50%	10000	同上	同上	同上	10000	

原告										被告ら			裁判所	
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
640	48	菊地昭一	23.08.25	ホームページ更新、管理料	20000	100%	・政務調査活動以外の活動も併存する。 ・選挙期間における支出である。 ・会派広報誌、会派ホームページ等によって広報を行う目的は、政務調査活動だけにとどまらず、会派の選挙PR活動、政治活動、後援会活動など多岐的である。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))	甲D1の1	75%	15000	同上	同上	同上	13333
641	49	菊地昭一	23.08.25	アルバイト代(広報広聴の補助に要した費用)	10000	100%	同上		75%	7500	同上	同上	同上	6666
642	50	嶋中貴志	23.04.30	広報の為の件費	10000	100%	・政務調査活動以外の活動も併存する。 ・会派広報誌、会派ホームページ等によって広報を行う目的は、政務調査活動だけにとどまらず、会派の選挙PR活動、政治活動、後援会活動など多岐的である。 (訴状、平成26年10月16日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))		50%	5000	同上	調査研究活動、議会活動及び市の施策等について、市民へ広報するための広報誌発行経費、ポスティング、広報広聴補助業務に従事した政務調査補助員にかかる人件費である。按分の必要はなく、何ら違法又は不当なものではない。 当該補助員には、広報誌の作成・発送、現場調査の補助、市政課題についての意識調査・情報収集等を行っている。 (第1準備書面、第2準備書面)	丙D11	5000
643	51	嶋中貴志	23.04.30	広報の為の件費	10000	100%	同上		50%	5000	同上	同上	同上	5000
644	52	嶋中貴志	23.05.31	広報の為の件費	10000	100%	同上		50%	5000	同上	同上	同上	5000
645	53	嶋中貴志	23.05.31	広報の為の件費	10000	100%	同上		50%	5000	同上	同上	同上	5000
646	54	嶋中貴志	23.06.30	広報の為の件費	10000	100%	同上		50%	5000	同上	同上	同上	5000
647	55	嶋中貴志	23.06.30	広報の為の件費	10000	100%	同上		50%	5000	同上	同上	同上	5000
648	56	嶋中貴志	23.07.28	広報紙(ニュースレター)の印刷発送代	147210	100%	同上		50%	73605	同上	同上	丙D11、24	73605
649	57	嶋中貴志	23.07.30	広報の為の件費	10000	100%	同上		50%	5000	同上	同上	丙D11	5000

原告										被告ら			裁判所	
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
650	58	嶋中貞志	23.07.31	広報の為に人件費	10000	100%	同上		50%	5000	同上	同上	同上	5000
651	59	鈴木広康	23.04.03	広聴活動 茶葉子代			請求を撤回する(平成28年4月10日付準備書面)				否認	既に市に対して返還がなされている(甲第2号証54頁「エ 広報広聴費」では、「鈴木議員の3件(事実証明書4(4)No. 69, No. 83, No. 84, 合計3,750円…については、既に会派から市に返還されている。」との記載がある。ここでいうところの「No. 69, No. 83, No. 84」は、本件訴訟でいうところの「No.59, 73, 74」に対応するものである。)(第1準備書面)	甲2	0
652	60	鈴木広康	23.04.21	4月分Webサイト更新代	10000	100%	・政務調査活動以外の活動も併存する。 ・会派広報紙、会派ホームページ等によって広報を行う目的は、政務調査活動だけにとどまらず、会派の選挙PR活動、政治活動、後援会活動など多義的である。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))		50%	5000	使途・支出は認め、違法性は争う。	調査研究活動、議会活動及び市の施策等について、市民へ広報するための広報紙発行経費、ポスティング、広報広聴補助業務に従事した政務調査補助員にかかる人件費である。按分の必要はなく、何ら違法又は不当なものではない。 (第1準備書面)	丙D12, 21	5000
653	61	鈴木広康	23.05.23	5月分Webサイト更新代	10000	100%	同上		50%	5000	同上	同上	同上	5000
654	62	鈴木広康	23.06.10	印刷代(鈴木ひろやすThe News Letter 32 2011.5.31号)	45150	100%	同上		50%	22575	同上	同上	同上	22575
655	63	鈴木広康	23.06.12	広聴活動茶葉代	2300	100%	・政務調査活動の実態が不明である。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))		100%	2300	同上	同上	丙D12, 21, 25の1	1150
656	64	鈴木広康	23.06.21	6月分Webサイト更新代	10000	100%	・政務調査活動以外の活動も併存する。 ・会派広報紙、会派ホームページ等によって広報を行う目的は、政務調査活動だけにとどまらず、会派の選挙PR活動、政治活動、後援会活動など多義的である。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))		50%	5000	同上	同上	丙D12, 21	5000

原告							被告ら					裁判所		
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
657	65	鈴木広康	23.06.25	広聴活動茶菓代	3150	100%	・政務調査活動の実態が不明である。 (訴状、平成26年10月16日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))		100%	3150	同上	同上	丙D12、2 1、25の1	1575
658	66	鈴木広康	23.06.30	印刷代(鈴木ひろやすThe News Letter 33 2011.7.7号)	45150	100%	・政務調査活動以外の活動も併存する。 ・会派広報誌、会派ホームページ等によって広報を行う目的は、政務調査活動だけにとどまらず、会派の選挙PR活動、政治活動、後援会活動など多岐的である。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))		50%	22575	同上	同上	丙D12、21	22575
659	67	鈴木広康	23.07.16	広聴活動茶菓代	960	100%	・政務調査活動の実態が不明である。 (訴状、平成26年10月16日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))		100%	960	同上	同上	丙D12、2 1、25の2	480
660	68	鈴木広康	23.07.20	広報誌郵送代	83125	100%	同上		50%	41562	同上	同上	丙D12、21	41562
661	69	鈴木広康	23.07.21	7月分Webサイト更新代	10000	100%	同上		50%	5000	同上	同上	同上	5000
662	70	鈴木広康	23.07.29	広聴活動茶菓代	3850	100%	・政務調査活動の実態が不明である。 (訴状、平成26年10月16日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))		100%	3850	同上	同上	同上	1925

原告							被告ら				裁判所			
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
663	71	鈴木広康	23.08.22	8月分Webサイト 更新代	10000	100%	・政務調査活動以外の活動も併存する。 ・選挙期間中である。 ・会派広報誌、会派ホームページ等によって広報を行う目的は、政務調査活動だけにとどまらず、会派の選挙PR活動、政治活動、後援会活動など多岐的である。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))		75%	7500	同上	同上	同上	5000
664	72	鈴木広康	23.08.22	広報誌郵送代	87160	100%	・政務調査活動の実態が不明である。 ・選挙期間中である。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))		100%	87160	同上	同上	同上	87160
665	73	鈴木広康	23.08.30	広聴活動茶菓代			請求を撤回する(平成28年4月10日付準備書面)				否認	既に市に対して返還がなされている(甲第2号証54頁「エ 広報広聴費」では、「鈴木議員の3件(事実証明書4(4)No. 69, No. 83, No. 84, 合計3,750円…」については、既に会派から市に返還されている。」との記載がある。ここでいうところの「No. 69, No. 83, No. 84」は、本件訴訟でいうところの「No59, 73, 74」に対応するものである。。(第1準備書面)	甲2	
666	74	鈴木広康	記載無し	広聴活動茶菓代			同上				否認	同上	同上	
667	75	鎌田城行	23.04.30	かまた城行ホームページ更新料4月度分(PCサイト15,000円、携帯電話サイト5,000円)	20000	100%	・政務調査活動以外の活動も併存する。 ・会派広報誌、会派ホームページ等によって広報を行う目的は、政務調査活動だけにとどまらず、会派の選挙PR活動、政治活動、後援会活動など多岐的である。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))	甲D1の2	50%	10000	使途・支出は認め、違法性は争う。	調査研究活動、議会活動及び市の施策等について、市民へ広報するためのホームページ更新料である。按分の必要はなく、何ら違法又は不当なものではない。(第1準備書面)	丙D13, 26	10000
668	76	鎌田城行	23.05.31	かまた城行ホームページ更新料5月度分(PCサイト15,000円、携帯電話サイト5,000円)	20000	100%	同上	同上	50%	10000	同上	同上	同上	10000
669	77	鎌田城行	23.06.30	かまた城行ホームページ更新料6月度分(PCサイト15,000円、携帯電話サイト5,000円)	20000	100%	同上	同上	50%	10000	同上	同上	同上	10000
670	78	鎌田城行	23.07.30	かまた城行ホームページ更新料7月度分(PCサイト15,000円、携帯電話サイト5,000円)	20000	100%	同上	同上	50%	10000	同上	同上	同上	10000

原告							被告ら				裁判所				
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額	
671	79	鎌田城行	23.08.15	かまた城行ホームページ更新料8月度分(PCサイト15,000円、携帯電話サイト5,000円)	20000	100%	・政務調査活動以外の活動も併存する。 ・選挙期間中である。 ・会派広報誌、会派ホームページ等によって広報を行う目的は、政務調査活動だけにとどまらず、会派の選挙PR活動、政治活動、後援会活動など多義的である。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))	同上	75%	15000	同上	同上	同上	10000	
672	80	小野寺利裕	23.04.30	ホームページ代	21000	100%	・政務調査活動以外の活動も併存する。 ・会派広報誌、会派ホームページ等によって広報を行う目的は、政務調査活動だけにとどまらず、会派の選挙PR活動、政治活動、後援会活動など多義的である。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))	甲D1の3	50%	10500	同上	同上	丙D14	10500	
673	81	小野寺利裕	23.05.31	ホームページ代	21000	100%	同上	同上	50%	10500	同上	同上	同上	10500	
674	82	小野寺利裕	23.06.30	ホームページ代	21000	100%	同上	同上	50%	10500	同上	同上	同上	10500	
675	83	小野寺利裕	23.07.31	ホームページ代	21000	100%	同上	同上	50%	10500	同上	同上	同上	10500	
676	84	小野寺利裕	23.08.31	ホームページ代	21000	100%	・政務調査活動以外の活動も併存する。 ・選挙期間中である。 ・会派広報誌、会派ホームページ等によって広報を行う目的は、政務調査活動だけにとどまらず、会派の選挙PR活動、政治活動、後援会活動など多義的である。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))	同上	75%	15750	同上	同上	同上	同上	14000
677	85	小田島久美子	23.06.06	おだしま通信業務作業代(広報のための人件費)	20000	100%	・政務調査活動以外の活動も併存する。 ・会派広報誌、会派ホームページ等によって広報を行う目的は、政務調査活動だけにとどまらず、会派の選挙PR活動、政治活動、後援会活動など多義的である。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))		50%	10000	同上	調査研究活動、国会活動及び市の施策等について、市民へ広報するための広報誌発行経費である。按分の必要はなく、何ら違法又は不当なものではない。 (第1準備書面)	丙D15	10000	
678	86	小田島久美子	23.06.07	通信No21印刷・発送代	162710	100%	同上		50%	81355	同上	同上	同上	81355	
				広報広聴費合計	2487716					1334279				1306038	

総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	原告			被告ら			裁判所		
							主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額	
人 件 費	679	1	鈴木広康	23.06.03	広報誌郵送準備 手数料	10000	100%	・政務調査活動以外の活動も併存する。 (訴状、平成26年10月16日付け準備書面(共通)、同年12 月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書 面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20 日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面 (共通))		50%	5000	使途・支出 は認め、違 法性は争う。	調査研究活動、議会活動及び市の施策等について、市 民へ広報するためのホームページ更新料、広報誌発行 経費、ホスティング、広報広聴補助業務に従事した政務 調査補助員(非常勤)にかかる人件費である。按分の必 要はなく、何ら違法又は不当なものではない。 なお、本件は、「広報広聴費」として計上すべきものを 誤って「人件費」として計上したものである。 広報広聴費の使用基準の中には、議会活動及び市の 施策等について市民へ広く広報することが含まれてい る。また、政策提言・要望等を掲載することは、市政に対 する市民の意思を的確に収集、把握するための前提とし て意義を有するものである。 (第1準備書面、第2準備書面、第5準備書面)	丙D12、16	5000
	680	2	鈴木広康	23.07.07	広報誌郵送準備 手数料	10000	100%	同上		50%	5000	同上	同上	同上	5000
	人件費合計					20000						10000			

事 務 費	681	1	公明党仙台 市議団	23.04.	プリンター利用料	75350	100%	・政務調査活動以外の活動も併存する。 (訴状、平成26年10月16日付け準備書面(共通)、同年12 月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書 面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20 日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面 (共通))		50%	37675	使途・支出 は認め、違 法性は争う。	会派控室備え置きの事務機器に係る支出については、 すべて市政に関する調査研究及び市政に関する政策等 の資料作成、広報広聴のために使用及び利用している。 よって、按分の必要はなく、当該事務費の支出は、何ら 違法又は不当なものではない。 議会活動は、本会議場や委員会室で行われており、後 援会活動、選挙活動、政党活動も会派控室では行ってい ない。 (第1準備書面、第2準備書面)		37675
	682	2	公明党仙台 市議団	23.04.04	控室プリンター リース代	14385	100%	同上		50%	7192	同上	同上		7192
	683	3	公明党仙台 市議団	23.04.25	控室印刷機リ ース代(3月分)	40582	100%	同上		50%	20291	同上	同上		20291
	684	4	公明党仙台 市議団	23.04.25	控室印刷機リ ース代(4月分)	40582	100%	同上		50%	20291	同上	同上		20291
	685	5	公明党仙台 市議団	23.04.25	控室ノートパソ ンリース代	29788	100%	同上		50%	14894	同上	同上		14894
	686	6	公明党仙台 市議団	23.04.28	控室コピー利用 料	37604	100%	同上		50%	18802	同上	同上		18802
	687	7	公明党仙台 市議団	23.05.06	控室プリンター リース代	14385	100%	同上		50%	7192	同上	同上		7192
	688	8	公明党仙台 市議団	23.05.25	控室印刷機リ ース代	40582	100%	同上		50%	20291	同上	同上		20291
	689	9	公明党仙台 市議団	23.05.25	控室ノートパソ ンリース代	29788	100%	同上		50%	14894	同上	同上		14894
	690	10	公明党仙台 市議団	23.05.31	控室コピー利用 料	30583	100%	同上		50%	15291	同上	同上		15291
	691	11	公明党仙台 市議団	23.05.31	プリンター利用料	43625	100%	同上		50%	21812	同上	同上		21812
	692	12	公明党仙台 市議団	23.06.06	控室プリンター リース代	14385	100%	同上		50%	7192	同上	同上		7192
	693	13	公明党仙台 市議団	23.06.27	控室ノートパソ ンリース代	29788	100%	同上		50%	14894	同上	同上		14894
	694	14	公明党仙台 市議団	23.06.27	控室印刷機リ ース代	40582	100%	同上		50%	20291	同上	同上		20291
	695	15	公明党仙台 市議団	23.06.30	プリンター利用料	44926	100%	同上		50%	22463	同上	同上		22463
	696	16	公明党仙台 市議団	23.06.30	控室コピー利用 料	37692	100%	同上		50%	18846	同上	同上		18846
	697	17	公明党仙台 市議団	23.07.04	控室プリンター リース代	14385	100%	同上		50%	7192	同上	同上		7192

総番号	番号	議員名	年月日	使途	原告			被告ら			裁判所				
					支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額		使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
698	18	公明党仙台市議会	23.07.25	控室印刷機リース代	40582	100%	同上		50%	20291	同上	同上		20291	
699	19	公明党仙台市議会	23.07.25	控室ノートパソコンリース代	29788	100%	同上		50%	14894	同上	同上		14894	
700	20	公明党仙台市議会	23.07.29	プリンター利用料	57754	100%	同上		50%	28877	同上	同上		28877	
701	21	公明党仙台市議会	23.07.29	控室コピー利用料	29812	100%	同上		50%	14906	同上	同上		14906	
702	22	公明党仙台市議会	23.08.04	控室プリンターリース代	14385	100%	同上		50%	7192	同上	同上		7192	
703	23	公明党仙台市議会	23.08.26	控室コピー利用料	30505	100%	同上		50%	15252	同上	同上		15252	
704	24	公明党仙台市議会	23.08.26	プリンター利用料	81058	100%	同上		50%	40529	同上	同上		40529	
705	25	鈴木広康	23.08.	携帯電話代7月分			請求を撤回する(平成28年4月10日付準備書面)				同上	政務調査活動に関する連絡や市民相談等に使用している携帯電話通話料である。50%に按分した額を政務調査費に計上したものであり、更なる按分の必要はない。よって、当該事務費の支出は、何ら違法又は不当なものではない。 (第1準備書面)	丙D17		
706	26	鈴木広康	23.09.	携帯電話代8月分	5740	50%	・政務調査活動以外の活動も併存する。 ・選挙期間における支出である。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通)、同日付け準備書面(公明) 請求を一部撤回する(平成28年4月10日付準備書面)		62.5%	1435	同上	同上	同上	同上	1435
707	27	鎌田城行	23.08.31	通信費	3265	100%	・政務調査活動以外の活動も併存する。 ・選挙期間における支出である。 (訴状、平成26年10月15日付け準備書面(共通)、同年12月11日付け準備書面(公明)平成27年2月12日付け準備書面(共通)、同年4月14日付け準備書面(公明)、同年8月20日付け準備書面(共通)、平成28年9月7日付け準備書面(共通))		75%	2448	同上	政務調査活動に使用しているインターネット通信回線の使用料であり、選挙活動での使用はないことから、按分の必要はなく、何ら違法又は不当なものではない。 (第1準備書面)	丙D18	2176	
事務費合計					871901					435327				435055	
合計										2558394				2391304	

第5 社民党仙台市議団関係

総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	被告ら		証拠	認容額	
											使途・支出額への認否	主張の骨子への反論			
調査研究費(旅費規程による出張)	708	1	大槻正俊	23.08.20	泉崎震災要望把握	296	100%	<p>・選挙期間における支出なので、100%違法である。</p> <p>・平成23年8月19日に市議会議員選挙が告示されたところ、少なくとも同年8月は選挙本番モードであったことは明らかである。</p> <p>・同議員の選挙区内であり、かつ、有権者が多く集まる来訪先である。それぞれの来訪先においても多くの有権者とのやり取り等がなされたことは明らかであり、有権者に強い印象を与えたものと合理的に推認される。したがって、外形的・実質的には広報・選挙活動のための支出である。</p> <p>(訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年6月19日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))</p>		100%	296	使途・支出額は認め、違法性は争う。	<p>・市政は継続しており、選挙期間も議員に変わりなく、政務調査活動を継続的に行うことが要請される。特に平成23年は東日本大震災が発生し、復旧・復興に追われる非常事態となり、震災被害対策のためにも政務調査活動を行う強い必要性があり、とて選挙モードどころではなかった。</p> <p>・原告は、「選挙期間における支出なので100%違法である」等の極めて抽象的な主張をすることとなり、当該支出が使途基準に違反する違法な支出であることを推認させる。証明力、説得力を伴う具体的な事実の存在について主張立証はなく、そのような事実はない。</p> <p>・調査内容は平成23年3月11日に発生した東日本大震災に関する状況確認等である。具体的には、大槻議員が議会でも重ねて提言を行ったことにより公園への防災倉庫の設置要綱が設けられた。それを受けて太白区泉崎2丁目公園には仙台市で第1号の防災倉庫が作られ震災時に機能したことから、その状況確認と今後の要望について調査したものである。</p> <p>・原告が違法であると主張している金額は、わずか296円、合計でも4件3108円にすぎない。金額的にも当該議員が果たして使途基準に基づかない違法な支出をする意図はない。選挙カーも使用していない。大槻議員は、平成7年4月に市議に初当選し、以来議員4期目となっており、再選はほぼ確実視されていたという事情もある。ましてや、東日本大震災の直後であり、市民の要望、今後の復旧・復興に適切に対応しなければならぬ時期であり、市政課題を真摯に捉え続けてきた議員としては当然の活動であった。原告は具体的な事実を精査することなく、形式的主張をしている。</p> <p>(第1準備書面1～2頁、第2準備書面9頁、第3準備書面1～4頁、第5準備書面1～2頁)</p>	丙E20	0
	709	2	大槻正俊	23.08.21	秋保長袋要望懇談、八木山中央商店会地域交流状況	2072	100%	同上		100%	2072	同上	<p>同上</p> <p>・調査内容は大東苑での要望等調査と八木山中央商店会での地域交流状況の視察である。具体的には、大東苑では地域開放イベントを視察し震災時の取組みと役割について調査し、また、大槻議員は仙台市復興に貢献するため商店街の取組みを支援するよう提言してきており、八木山中央商店会において震災後の地域商店街のイベントの活性化について視察したものである。</p>	丙E21	0
	710	3	大槻正俊	23.08.23	向山3丁目水路・町内会と下水道管理センター懇談	444	100%	同上		100%	444	同上	<p>同上</p> <p>・調査内容は同区向山3丁目水路で町内会のうち水路沿いの12番地居住住民と下水道管理センターとの調査である。具体的には、大震災で被害を受けた緊急を要する用水路の修復と今後の整備について調査してきたことを受け、仙台市の担当者を含めて、今後の取り組みについて要望を聴取し調査したものである。</p>	丙E22	0

原告										被告ら			裁判所	
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
711	4	大槻正俊	23.08.24	八木山地区東西 線まちづくり研究 状況懇談会	296	100%	同上		100%	296	同上	同上 ・調査内容は震災で仙台市地下鉄東西線の建設が遅れているため早期の取組みを求める地下鉄東西線関連八木山地区まちづくり研究会の取組の調査である。具体的には、地下鉄東西線の整備を機会に、八木山及びその周辺地区で学び、働き、暮らしている人々の参加のもと、快適で安心して活動できる魅力あるまちづくりを進めていくことを目的として、地元の方々の町内会、地域住民の方々を主体として、平成17年9月に「地下鉄東西線関連八木山地区まちづくり研究会」が設立されているが、駅周辺のまちづくりの調査・研究の報告があり、今後の取組みについて調査したものである。仙台市の関連部局も出席している。 ・同研究会の報告などは選挙期間においてもあり、市政は継続しており、継続的に市政に関する調査研究活動を行うことが要請される。	丙E2、23	0
調査研究費合計					3108					3108				0

資料作成費	712	1	大槻正俊	23.04.30	4月分ホームページ 管理料	2000	100%	・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である。 ・ホームページには当該議員に関する様々な情報が掲載されており、もっぱら調査研究のためということではない。 ・大槻議員のホームページについては、市政に関する内容も「報告」に終始するものであり、有権者・市民らとのインタラクティブなやり取り等は何ら同われない(市民の要望を聞き取るためのメールフォーム等すら存在しない。)(丙E3)。加えて同ホームページには同議員の多数の顔写真(丙E3、1頁)、詳細な経歴(丙E3、2頁)等、同議員の宣伝的な要素を多分に含むページも多数に含まれている。したがって、同議員の宣伝に係る要素を多分に含むものである。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))	甲E1、丙E3	50%	1000	使途・支出額は認め、違法性は争う。	・大槻議員のホームページは政務調査活動の成果としての議会活動等を報告するものである。市政の現状、会派及びその所属議員の調査研究活動や議会活動等を市民に報告、広報することは、政策や市政に対する市民の要望や意見を聴取する上での前提となるものである。市民の要望や意見を広く聴取することは議員が適切に議会活動を行う上での必須の活動であるから、その客観的な目的や性質に照らして、議員の議会活動の基礎となる調査研究活動と合理的関連性を有し、広報広聴に要する費用について政務調査費を充当することは相当である。 ・現代においてホームページは、広く知られており費用も低額であり、政務調査活動や議会活動の報告と広報のために非常に有力な手段である。裁判所を含め各公的機関においてもホームページを利用しているのが通常である。 ・同ホームページを印刷すれば、同議員が議会において政務調査活動を踏まえて市民の意見や要望を集約しどのような提言質問を行い市政に反映させてきたか報告していることは明らかである。 ・本件使途基準において原告が主張する限定は付されていない。 (第1準備書面2頁、第3準備書面4～5頁、第5準備書面2～3頁)	丙E3	1000
	713	2	大槻正俊	23.05.31	5月分ホームページ 管理料	2000	100%	同上	甲E1、丙E3	50%	1000	同上	同上		1000
	714	3	大槻正俊	23.06.30	6月分ホームページ 管理料	2000	100%	同上	甲E1、丙E3	50%	1000	同上	同上		1000
	715	4	大槻正俊	23.07.31	7月分ホームページ 管理料	2000	100%	同上	甲E1、丙E3	50%	1000	同上	同上		1000
	716	5	大槻正俊	23.08.27	8月分ホームページ 管理料	2000	100%	同上	甲E1、丙E3	50%	1000	同上	同上		1000
	資料作成費合計					10000					5000				5000

原告							被告ら				裁判所			
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
717	1	大槻正俊	23.04.21	月刊自治研 2011.4月～ 2012.3月分購読 料	7800	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・5か月分を超える部分は違法であるから、12分の7が違法である。 ・政務調査費は、議員としての調査研究活動に関連性を有するものについてのみ支出が許される。その性質上、当然、当該議員(ないし会派)の任期中の活動についてのみ支出が許容される。 ・結果的に再当選したこと、東日本大震災のために任期が延長され期間が明確ではなかったことは上記を覆す事情にはならない。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民)) 【計算根拠】請求額*7/12 		58%	4550	使途・支出 額は認め、 違法性は争 う。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期購読料の一括支払は支払総額が減額となることも多く、事務処理の煩雑を防止することからも合理性を有する。従前から行われており、当該支出は本件使途基準において違法とされていない。 ・実際上も当該資料を購入した議員は改選後においても議員の身分を保有し、当該支出に係る資料を引き続き政務調査の用に供している。 ・原告の主張は、本訴訟において要は当該期間の政務調査費を返還した上で、議員は再選後の政務調査費として請求するべきであるということであるが、それでは単に費用が循環するだけである。原告の本訴の目的は、当該支出が本来の趣旨・目的に反した違法な支出であったとして、それを返還させることにあるはずである。原告が問題にしている定期購読費に係る資料については、当該議員が継続的に利用しており、当該支出は本来の趣旨・目的に反するものではない。本争点については単に支出時期の問題にすぎず支出自体認められるのであり問題にする意味がない。 ・定期購読を開始した平成23年4月時点においては、東日本大震災のため議員任期が延長され延長期間も明確ではなく、任期の見定めもできなかったという事情も存するのであり、事後的に違法とする理由はない。 (第1準備書面2～3頁、第3準備書面5～6頁、第5準備書面3頁) 		4550
718	2	大槻正俊	23.06.12	仙台国際交流協 会発行月報 4月 ～3月号分	500	100%	同上		58%	292	同上	同上		291
719	3	大槻正俊	23.07.16	社会新報4～9月 分、月刊社会民 主4～9月号分	7980	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年9月以降分は違法であるから、6分の1が違法である。 ・政務調査費は、議員としての調査研究活動に関連性を有するものについてのみ支出が許される。その性質上、当然、当該議員(ないし会派)の任期中の活動についてのみ支出が許容される。言うなれば、政務調査費の支出は当該議員の身分と因果関係を有するものでなければならぬ。 ・結果的に再当選したこと、東日本大震災のために任期が延長され期間が明確ではなかったことは上記を覆す事情にはならない。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民)) 【計算根拠】請求額*1/6 		16%	1330	同上	同上		1330
720	4	大槻正俊	23.07.22	まなぶ 誌代 4 月～9月号分	2700	100%	同上		16%	450	同上	同上		450
721	5	大槻正俊	23.07.22	月刊労働組合 4 月～9月号分	3600	100%	同上		16%	600	同上	同上		600
722	6	大槻正俊	23.08.11	イオ 4～9月号 分、統一評論 4 ～9月号分	7380	100%	同上		16%	1230	同上	同上		1230
723	7	大槻正俊	23.08.12	りらく 5～9月号 分(教養的要素 もあるため按分)	1250	50%	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年9月以降分は違法であるから、5分の1が違法である。 ・政務調査費は、議員としての調査研究活動に関連性を有するものについてのみ支出が許される。その性質上、当然、当該議員(ないし会派)の任期中の活動についてのみ支出が許容される。 ・結果的に再当選したこと、東日本大震災のために任期が延長され期間が明確ではなかったことは上記を覆す事情にはならない。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民)) 		20%	250	同上	同上		250

資料購入費	原告										被告ら			裁判所	
	総番号	番号	議員名	年月日	用途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	用途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
	724	8	大槻正俊	23.08.15	月刊 社会主義誌代 4~9月号分	3600	100%	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年9月以降分は違法であるから、6分の1が違法である。 政務調査費は、議員としての調査研究活動に関連性を有するものについてのみ支出が許される。その性質上、当然、当該議員(ないし会派)の任期中の活動についてのみ支出が許容される。 結果的に再当选したこと、東日本大震災のために任期が延長され期間が明確ではなかったことは上記を覆す事情にはならない。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民)) 【計算根拠】請求額*1/6 		16%	600	同上	同上		600
	725	9	小山勇朗	23.04.01	月刊自治研 2011.4月~2012.3月分購読料	7800	100%	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年9月以降分は違法であるから、5か月分を越える部分である12分の7が違法である。 政務調査費は、議員としての調査研究活動に関連性を有するものについてのみ支出が許される。その性質上、当然、当該議員(ないし会派)の任期中の活動についてのみ支出が許容される。 結果的に再当选したこと、東日本大震災のために任期が延長され期間が明確ではなかったことは上記を覆す事情にはならない。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民)) 【計算根拠】請求額*7/12 		58%	4550	同上	同上		4550
	726	10	小山勇朗	23.05.02	週刊「金曜日」半年分	11760	100%	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年9月以降分は違法であるから、6分の5が違法である。 政務調査費は、議員としての調査研究活動に関連性を有するものについてのみ支出が許される。その性質上、当然、当該議員(ないし会派)の任期中の活動についてのみ支出が許容される。 結果的に再当选したこと、東日本大震災のために任期が延長され期間が明確ではなかったことは上記を覆す事情にはならない。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民)) 【計算根拠】請求額*5/6 		83%	9800	同上	同上		9800
	727	11	石川建治	23.05.10	月刊自治研 2011.4月~2012.3月分購読料	7800	100%	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年9月以降分は違法であるから、5か月分を越える部分である12分の7が違法である。 政務調査費は、議員としての調査研究活動に関連性を有するものについてのみ支出が許される。その性質上、当然、当該議員(ないし会派)の任期中の活動についてのみ支出が許容される。 結果的に再当选したこと、東日本大震災のために任期が延長され期間が明確ではなかったことは上記を覆す事情にはならない。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民)) 【計算根拠】請求額*7/12 		58%	4550	同上	同上		4550

原告										被告ら			裁判所	
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
728	12	相沢和紀	23.06.08	労働新聞(半年分)	5400	100%	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年9月以降分は違法であるから、6分の5が違法である。 政務調査費は、議員としての調査研究活動に関連性を有するものについてのみ支出が許される。その性質上、当然、当該議員(ないし会派)の任期中の活動についてのみ支出が許容される。 結果的に再当选したこと、東日本大震災のために任期が延長され期間が明確ではなかったことは上記を覆す事情にはならない。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民)) 【計算根拠】請求額*5/6		83%	4500	同上	同上		4500
小計					67570					32702				32701

729	1	辻 隆一	23.07.10	集会所使用料	5000	100%	<ul style="list-style-type: none"> 集会に係る費用であるところ、政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である。 当該支出がなされた集会はいずれも議会報告会であるところ、要するに、支援者に対して当該議員の活動を報告するものである。かつ、これらの活動はいずれも市議会議員選挙に近接した時期に実施されている。したがって、外形的・実質的には、自己の広報活動ないし選挙活動である。 仮に、公職選挙法に規定する「選挙活動」に該当しなくとも、実質的には有権者に対して当該議員の支持を呼びかける活動(後援会活動・宣伝活動等)は想定しうる。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))		50%	2500	使途・支出額は認め、違法性は争う。	<ul style="list-style-type: none"> 市議会議員の主たる役割は、市民の要望や意見を聴取し集約し、市政に反映させることにある。議会報告会において、市政の現状、会派及びその所属議員の調査研究活動や議会活動等を市民に報告、広報することは、政策や市政に対する市民の要望や意見を聴取する上での前提となるものである。市民の要望や意見を広く聴取することは議員が適切に議会活動を行う上で必須の活動であるから、その客観的な目的や性質に照らして、議員の議会活動の基礎となる調査研究活動と合理的関連性を有するものといえることができ、広報広聴に要する費用について政務調査費を充当することは相当である。 原告は「選挙活動」と主張するが、そもそも選挙告示前に選挙運動をすることは公職選挙法で禁止されており(公職選挙法129条)、選挙告示前にも一般的に選挙活動が行われているなどという経験則もない。 (第1準備書面3頁、第3準備書面6～7頁、第5準備書面3～4頁)		2500
730	2	大槻正俊	23.04.30	議会報告会(八木山地区)飲食代 20人参加 ※太白不動産事務所提供	2800	100%	同上		50%	1400	同上	<ul style="list-style-type: none"> 原告は、「いずれも選挙に近接した時期に開催されたものである」と主張するが、大槻議員については平成23年4月以降問題にしており、いずれも選挙に近接した時期ということではできない。 同時期は同年3月の東日本大震災の直後であり、深刻な被災を受け、様々な被害への要望が出されており、議会で真剣な取組みを行っており、通常時よりも更に議会報告が要請されており、重要な時期であった。 大槻議員は、原告が問題にしている当該期間だけでなく、以前から定期的に議会報告会をしていることは同議員のホームページにも記載されており(丙E3・1頁)定期的に議会報告会を開催いたしております。)、特に選挙直前に議会報告会を行っていたということでもない。 (第1準備書面3頁、第3準備書面6～7頁、第5準備書面3～4頁)	丙E24	1400
731	3	大槻正俊	23.04.30	議会報告会(八木山地区)菓子代 ※太白不動産事務所提供	2400	100%	同上		50%	1200	同上	同上	丙E24	1200
732	4	大槻正俊	23.05.17	議会報告会(桜木町地区)飲食代 45人参加 ※桜木町集会所提供	6300	100%	同上		50%	3150	同上	同上	丙E24	3150

広報広聴

費	原告							被告ら					裁判所 認容額		
	総番号	番号	議員名	年月日	用途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	用途・支出 額への認否		主張の骨子への反論	証拠
	733	5	大槻正俊	23.05.17	議会報告会(桜木町地区)菓子代 ※桜木町集会所提供	4950	100% 同上			50%	2475	同上	同上	丙E24	2475
	734	6	大槻正俊	23.06.18	議会報告会(鉤取地区)飲食代 35人参加 ※鉤取ニュータウン集会所提供	4900	100% 同上			50%	2450	同上	同上	丙E24	2450
	735	7	大槻正俊	23.06.18	議会報告会(鉤取地区)菓子代 ※鉤取ニュータウン集会所提供	3850	100% 同上			50%	1925	同上	同上	丙E24	1925
	736	8	大槻正俊	23.07.23	議会報告会、市政相談(太白全域)会場費	2000	100% 同上			50%	1000	同上	同上	丙E24	1000
	737	9	大槻正俊	23.07.23	議会報告会(太白区)飲食代 80人参加 (西多賀市民センター)	11200	100% 同上			50%	5600	同上	同上	丙E24	5600
	738	10	大槻正俊	23.07.23	議会報告会(太白区)菓子代 (西多賀市民センター)	9600	100% 同上			50%	4800	同上	同上	丙E24	4800
	739	11	大槻正俊	23.08.10	議会報告会(八木山地区)飲食代 20人参加 ※太白不動産事務所提供	2800	100% 同上			50%	1400	同上	同上	丙E24	1400
	740	12	大槻正俊	23.08.10	議会報告会(八木山地区)菓子代 ※太白不動産事務所提供	2600	100% 同上			50%	1300	同上	同上	丙E24	1300
	広報広聴費の合計					58400					29200				29200

原告							被告ら					裁判所		
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	投分率・(原告主張)	請求額	使途・支出額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
741	1	社民党 仙台市議団	23.04.21	会派雇用職員 4 月分給与	44930	100%	・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である。 ・会派控室や議員の事務所などで働く職員に関しては、政務調査活動と関連性が認められない業務を含め広く議員の活動全般に関する補助的業務に従事しているため、被告ないし補助参加人において、その業務内容等を明らかにし、政務調査活動の占める割合が2分の1を超えることを具体的に主張立証しないかぎり、2分の1で投分されるべきである。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))		50%	22465	使途・支出額は認め、違法性は争う。	・会派雇用職員は、会派控室において専ら政務調査活動の業務に従事している。会派控室で、会派や議員が政党活動や選挙活動、後援会活動を行うことは想定しておらず、実際行っていない。 ・仙台市議会は会派制をとり、議会においては会派ごとに代表質疑と一般質問、議案等に対して賛否を行うなど、会派が重要な意義・役割を果たしている。そのため、会派ごとに市政に関する調査研究をし協議、討議等を行うことが要請され会派控室が設けられており、会派控室雇用職員には議員雇用費として月額11万0400円が交付され(市議会各会派に対する議員雇用費交付規則)、その残額(月額4万5000円程度)につき政務調査費から支出している。 ・会派控室は、仙台市青葉区国分町三丁目7番1号所在の仙台市役所内にある仙台市議会の議会棟内という公的な場所であり、仙台市議会において市民の意見を反映させるために重要な意義・役割を果たす制度化された会派及び議員が調査研究をし協議、討議等を行い、政務調査活動を行っている。 ・会派控室雇用職員は、議員と親族関係もなく、政党にも属していない。 (第1準備書面3~4頁、第3準備書面7~9頁、第5準備書面4頁、第6準備書面)	丙E4-1、7	0
742	2	社民党 仙台市議団	23.05.20	会派雇用職員 5 月分給与	46930	100%	同上		50%	23465	同上	同上	丙E4-2、8	0
743	3	社民党 仙台市議団	23.06.21	会派雇用職員 6 月分給与	45930	100%	同上		60%	22965	同上	同上	丙E4-3、9	0
744	4	社民党 仙台市議団	23.06.30	会派雇用職員 夏期一時金	60800	100%	同上		50%	30400	同上	同上	丙E4-4	0
745	5	社民党 仙台市議団	23.07.21	会派雇用職員 7 月分給与	44930	100%	同上		50%	22465	同上	同上	丙E4-5、10	0
746	6	社民党 仙台市議団	23.08.19	会派雇用職員 8 月分給与	44930	100%	・平成23年8月分の人件費は4分の3が違法である。 ・選挙期間中に支出された人件費については、会派にとって選挙は次の任期中どれだけ議会で影響力を行使できるかが決定づけられる一大事であり、議員にとって選挙は、正に職を失うか生き残るかの瀬戸際である。選挙に勝たなければ政務調査をしても意味がなくなるのであるから、会派及び議員は、少なくとも約2週間の選挙期間中は政務調査活動を止めて選挙に集中し、雇用されている職員の職務も、もっぱら選挙に向けられていたことは一般的、外形的に明らかである。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))		75%	33697	同上	同上 会派控室で選挙活動は行っていない。市政は継続しており、選挙期間も議員に変わりなく、政務調査活動を継続的に行うことが要請され、当該費用は会派控室雇用職員に係る人件費である。 (第1準備書面3~4頁、第3準備書面7~9頁、第5準備書面4頁、第6準備書面)	丙E4-6	0
747	7	辻 隆一	23.04.30	アルバイト代 議会報告書作成他 @800×16h	12800	100%	・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である。 ・議会報告は、一般に、当該議員に関する様々な情報が掲載されるのが通常というべきところ、そのすべてが議員の調査研究に資するものとは考えがたく、他方、議会報告に掲載された情報を、調査研究に資するものとそれ以外のものとに峻別することも現実的には困難である(その点において、ホームページと同様に考えられる。) (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))		50%	6400	同上	・社民党仙台市議団では個々の事務所では常勤職員は雇用せず、政務調査活動に必要な補助業務を行う非常勤(臨時・パート)で対応すると申し合わせをしている。その申し合わせのもと、当該被用者を必要な時に時間給で調査研究活動に必要な補助業務に従事させている。 ・市議会議員の主たる役割は、市民の要望や意見を聴取し集約し、市政に反映させることにある。市政の現状、会派及びその所属議員の調査研究活動や議会活動等を市民に報告、広報することは、政策や市政に対する市民の要望や意見を聴取する上での前提となるものである。市民の要望や意見を広く聴取することは議員が適切に議会活動を行う上での必須の活動であるから、その客観的な目的や性質に照らして、議員の議会活動の基礎となる調査研究活動と合理的関連性を有するものということができ、広報広聴に要する費用について政務調査費を充当することは相当である。 (第1準備書面3~4頁、第3準備書面7~9頁、第5準備書面4頁)	丙E5-1	6400

総番号	番号	議員名	年月日	原告					被告ら				裁判所	
				使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論		証拠
748	8	辻 隆一	23.05.10	アルバイト代 ホスティング、事務整理 @800×15h	12000	100%	同上		50%	6000	同上	同上	丙E5-2	6000
749	9	辻 隆一	23.07.10	つじ隆一議会報告書 発送作業7 アルバイト代 13:00～15:00 26人 @800×2h 26人 =41600	41600	100%	同上		50%	20800	同上	同上	丙E5-3	20800
750	10	辻 隆一	23.07.20	アルバイト代 議会報告書作成他 @800	14400	100%	同上		50%	7200	同上	同上	丙E5-4	7200
751	11	大槻正俊	23.04.30	4/6仙台市若林区、宮城野区、多賀城市の震災被害状況調査時の 運転作業代 9:00～15:00 @ 800×5h	4000	100%	・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である。 ・運転作業については、政務調査活動以外のための運転作業も容易に想定されるところ、その全てが政務調査活動と関連性を有する旨の主張・立証は何らなされていない。加えて、事務補助についても、議員について想定される事務補助作業は政務調査活動以外にも多岐にわたるものであるところ、その全てが政務調査活動と関連性を有する旨の主張・立証は何らなされていない。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))		50%	2000	同上	・社民党仙台市議団では個々の事務所では常勤職員は雇用せず、政務調査活動に必要な補助業務を行う非常勤(臨時・パート)で対応すると申し合わせをしている。その申し合わせのもと、当該被用者を必要な時に開始で調査研究活動に必要な補助業務に従事させている。 ・大槻議員は、持病があり自動車運転を控える必要があるため長時間の自動車移動に費用を要している。また、事務補助については、議会報告の送付に関する作業手続等、政務調査活動の事務補助に要した費用である。 (第1準備書面3～4頁、第3準備書面7～9頁、第5準備書面4頁)	丙E6-1、 2、25-1、 2	0
752	12	大槻正俊	23.04.30	4月分運転作業代	10800	100%	同上		50%	5400	同上	同上	丙E6-1、 3、25-1、 3～5	0
753	13	大槻正俊	23.04.30	4月分運転作業代	15200	100%	同上		50%	7600	同上	同上	丙E6-1、 4、25-6 ～10	0
754	14	大槻正俊	23.04.30	4月分事務作業代	37600	100%	同上		50%	18800	同上	同上	丙E6-7	18800
755	15	大槻正俊	23.05.31	5月分事務作業代	28000	100%	同上		50%	14000	同上	同上	丙E6-8	14000
756	16	大槻正俊	23.05.31	5月分運転作業代	11600	100%	同上		50%	5800	同上	同上	丙E6-1、 5、25-11 ～16	0
757	17	大槻正俊	23.06.30	6月分事務作業代	32800	100%	同上		50%	16400	同上	同上	丙E6-9	16400
758	18	大槻正俊	23.07.31	7月分事務作業代	38800	100%	同上		50%	19400	同上	同上	丙E6-10	19400

原告										被告ら			裁判所	
総番号	番号	議員名	年月日	用途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
759	19	大槻正俊	23.08.10	8月分事務作業代	8000	100%	・平成23年8月分の人件費は4分の3が違法である。 ・選挙期間中に支出された人件費については、会派にとって選挙は次の任期中どれだけ議会で影響力を行使できるかが決定づけられる一大事であり、議員にとって選挙は、正に職を失うか生き残るかの瀬戸際である。選挙に勝たなければ政務調査をしても意味がなくなるのであるから、会派及び議員は、少なくとも約2週間の選挙期間中は政務調査活動を止めて選挙に集中し、雇用されている職員の職務も、もっぱら選挙に向けられていたことは一般的、外形的に明らかである。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))		75%	6000	同上	同上 ・当該支出は選挙期間中の費用ではない。	丙E6-11	4000
760	20	大槻正俊	23.08.27	8月分運転作業代	6400	100%	同上		75%	4800	同上	同上	丙E6-1、6、25-17、18	0
761	21	小山勇朗	23.04.28	4月分政務調査・事務補助	22400	100%	・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である。 ・議員について想定される事務補助作業は政務調査活動以外にも多岐にわたるものであるところ、その全てが政務調査活動と関連性を有する旨の主張・立証は何らなされていない。したがって、少なくとも2分の1を超える部分は違法といふべきである。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))		50%	11200	同上	・社民党仙台市議団では個々の事務所では常勤職員は雇用せず、政務調査活動に必要な補助業務を行う非常勤(臨時・パート)で対応すると申し合わせをしている。その申し合わせのもと、当該被用者を必要な時に時間給で調査研究活動に必要な補助業務に従事させている。 ・小山議員の人件費は、同議員の政務調査活動の事務補助に要した費用である。 (第1準備書面3~4頁、第3準備書面7~9頁、第5準備書面4頁)	丙E7-1、6	11200
762	22	小山勇朗	23.05.31	5月分政務調査・事務補助	28800	100%	同上		50%	14400	同上	同上	丙E7-2、7	14400
763	23	小山勇朗	23.06.30	6月分政務調査・事務補助	35200	100%	同上		50%	17600	同上	同上	丙E7-3、8	17600
764	24	小山勇朗	23.07.28	7月分政務調査・事務補助	16000	100%	同上		50%	8000	同上	同上	丙E7-4、9	8000
765	25	小山勇朗	23.08.27	8月分政務調査・事務補助	6400	100%	・平成23年8月分の人件費は4分の3が違法である。 ・選挙期間中に支出された人件費については、会派にとって選挙は次の任期中どれだけ議会で影響力を行使できるかが決定づけられる一大事であり、議員にとって選挙は、正に職を失うか生き残るかの瀬戸際である。選挙に勝たなければ政務調査をしても意味がなくなるのであるから、会派及び議員は、少なくとも約2週間の選挙期間中は政務調査活動を止めて選挙に集中し、雇用されている職員の職務も、もっぱら選挙に向けられていたことは一般的、外形的に明らかである。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))		75%	4800	同上	同上 ・当該支出は選挙期間中の費用ではない。	丙E7-5、10	3200
766	26	八島幸三	23.04.30	事務補助4月分	14400	100%	・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である。 ・事務補助については、議員について想定される事務補助作業は政務調査活動以外にも多岐にわたるものであるところ、その全てが政務調査活動と関連性を有する旨の主張・立証は何らなされていない。また、議会報告は、一般に、当該議員に関する様々な情報が掲載されるのが通常といふべきところ、そのすべてが議員の調査研究に資するものとは考えがたく、他方、議会報告に掲載された情報を、調査研究に資するものとそれ以外のものとに区別することも現実的には困難である(その点において、ホームページと同様に考えられる。)。したがって、少なくとも2分の1を超える部分は違法といふべきである。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))		50%	7200	同上	・社民党仙台市議団では個々の事務所では常勤職員は雇用せず、政務調査活動に必要な補助業務を行う非常勤(臨時・パート)で対応すると申し合わせをしている。その申し合わせのもと、当該被用者を必要な時に時間給で調査研究活動に必要な補助業務に従事させている。 ・八島議員の人件費は、同議員の政務調査活動の事務補助に要した費用である。 (第1準備書面3~4頁、第3準備書面7~9頁、第5準備書面4頁)	丙E8-1、6	7200
767	27	八島幸三	23.05.31	事務補助5月分	12800	100%	同上		50%	6400	同上	同上	丙E8-2、7	6400
768	28	八島幸三	23.06.30	事務補助6月分	13600	100%	同上		50%	6800	同上	同上	丙E8-3、8	6800

原告						被告ら						裁判所		
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
769	29	八島幸三	23.7.22	事務補助7月分	17600	100%	同上		50%	8800	同上	同上	丙E8-4、9	8800
770	30	八島幸三	23.08.16	事務補助8月分	17600	100%	<p>・平成23年8月分の人件費は4分の3が違法である。</p> <p>・選挙期間中に支出された人件費については、会派にとって選挙は次の任期中どれだけ議会で影響力を行使できるかが決定づけられる一大事であり、議員にとって選挙は、正に職を失うか生き残るかの瀬戸際である。選挙に勝たなければ政務調査をしても意味がなくなるのであるから、会派及び議員は、少なくとも約2週間の選挙期間中は政務調査活動を止めて選挙に集中し、雇用されている職員の職務も、もっぱら選挙に向けられていたことは一般的、外形的に明らかである。</p> <p>(訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))</p>		75%	13200	同上	<p>同上</p> <p>・当該支出は選挙期間中の費用ではなく、また、そもそも八島議員は選挙に立候補していない。</p>	丙E8-5、10	8800
771	31	石川建治	23.05.20	アルバイト代4月分 事務所対応、片付け、調査補助他	23200	100%	<p>・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である。</p> <p>・事務補助については、議員について想定される事務補助作業は政務調査活動以外にも多岐にわたるものであるところ、その全てが政務調査活動と関連性を有する旨の主張・立証は何らなされていない。また、議会報告は、一般に、当該議員に関する様々な情報が掲載されるのが通常というべきところ、そのすべてが議員の調査研究に資するものとは考えがたく、他方、議会報告に掲載された情報、調査研究に資するものそれ以外のものに峻別することも現実的には困難である(その点において、ホームページと同様に考えられる)。したがって、少なくとも2分の1を超える部分は違法というべきである。</p> <p>(訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))</p>		50%	11600	同上	<p>・社民党仙台市議団では個々の事務所では常勤職員は雇用せず、政務調査活動に必要な補助業務を行う非常勤(臨時・パート)で対応すると申し合わせをしている。その申し合わせのもと、当該被用者を必要な時に時間給で調査研究活動に必要な補助業務に従事させている。</p> <p>・石川議員の人件費は、同議員が政務調査活動を行っている事務所での対応や調査補助、議会報告のポスティング費用等である。</p> <p>(第1準備書面3~4頁、第3準備書面7~9頁、第5準備書面4頁)</p>	丙E9-1、9	11600
772	32	石川建治	23.06.03	アルバイト代5月分 事務所対応、片付け、調査補助他	16800	100%	同上		50%	8400	同上	同上	丙E9-2、10	8400
773	33	石川建治	23.06.18	アルバイト代	6400	100%	同上		50%	3200	同上	同上	丙E9-3	3200
774	34	石川建治	23.06.18	アルバイト代	8800	100%	同上		50%	4400	同上	同上	丙E9-4	4400
775	35	石川建治	23.06.26	ポスティング代	5430	100%	同上		50%	2715	同上	同上	丙E9-5	2715
776	36	石川建治	23.06.26	ポスティング代	3250	100%	同上		50%	1625	同上	同上	丙E9-6	1625
777	37	石川建治	23.06.30	アルバイト代6月分 事務所対応、広報補助他	32800	100%	同上		50%	16400	同上	同上	丙E9-7、11	16400
778	38	石川建治	23.08.04	アルバイト代7月分 広報補助他	20000	100%	同上		50%	10000	同上	同上	丙E9-8、12	10000
779	39	相沢和紀	23.04.19	HP修正作業代	3000	100%	<p>・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である。</p> <p>・ホームページ修正作業についてはその全てを政務調査費から支出することは許されないことは上記第3記載のとおりである。次に、議会における質問原稿の作成入力は何ら議員の調査研究に資するものではなく政務調査活動と何ら関連性を有さないものであることは明らかである。さらに、インターネットを通じて資料収集作業及び市民相談も、政務調査活動以外の目的で行われることは容易に想定される。したがって、少なくとも2分の1を超える部分は違法というべきである。</p> <p>(訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))</p>		50%	1500	同上	<p>・社民党仙台市議団では個々の事務所では常勤職員は雇用せず、政務調査活動に必要な補助業務を行う非常勤(臨時・パート)で対応すると申し合わせをしている。その申し合わせのもと、当該被用者を必要な時に時間給で調査研究活動に必要な補助業務に従事させている。</p> <p>・相沢議員の人件費は、同議員のホームページ修正作業、また、議会における質問原稿の作成入力作業、議会活動報告の作成補助、インターネットを通じての資料収集、市民相談に応じる際の補助などの政務調査活動補助に要した費用である。</p> <p>(第1準備書面3~4頁、第3準備書面7~9頁、第5準備書面4頁)</p>	丙E10-1	1500

原告										被告ら				裁判所
総番号	番号	議員名	年月日	用途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
780	40	相沢和紀	23.04.30	非常勤、4月分賃金	17600	100%	・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である。 ・議員について想定される事務補助作業は政務調査活動以外にも多岐にわたるものであるところ、その全てが政務調査活動と関連性を有する旨の主張・立証は何らなされていない。したがって、少なくとも2分の1を超える部分は違法といふべきである。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))		50%	8800	同上	同上	丙E10-1	8800
781	41	相沢和紀	23.05.31	非常勤、5月分賃金	10400	100%	同上		50%	5200	同上	同上	丙E10-2	5200
782	42	相沢和紀	23.06.30	非常勤、6月分賃金	11200	100%	同上		50%	5600	同上	同上	丙E10-3	5600
783	43	相沢和紀	23.06.30	非常勤、6月分賃金	18400	100%	同上		50%	9200	同上	同上	丙E10-3	9200
784	44	相沢和紀	23.06.29	HP修正作業代	5000	100%	・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である。 ・ホームページには当該議員に関する様々な情報が掲載されており、もっぱら調査研究のためということではない。 ・大槻議員のホームページについては、市政に関する内容も「報告」に終始するものであり、有権者・市民らとのインタラクティブなやり取り等は何ら伺われない(市民の要望を聞き取るためのメールフォーム等すら存在しない。)(丙E3)。加えて同ホームページには同議員の多数の顔写真(丙E3、1頁)、詳細な経歴(丙E3、2頁)等、同議員の宣伝的な要素を多分に含むページも多数に含まれている。したがって、同議員の宣伝に係る要素を多分に含むものである。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))	甲E1、丙E3	50%	2500	同上	・相沢議員のホームページは政務調査活動の成果としての議会活動等を報告するものである。市政の現状、会派及びその所属議員の調査研究活動や議会活動等を市民に報告、広報することは、政策や市政に対する市民の要望や意見を聴取する上での前提となるものである。市民の要望や意見を広く聴取することは議員が適切に議会活動を行う上での必須の活動であるから、その客観的な目的や性質に照らして、議員の議会活動の基礎となる調査研究活動と合理的関連性を有し、広報広聴に要する費用について政務調査費を充当することは相当である。 ・現代においてホームページは、広く知られており費用も低額であり、政務調査活動や議会活動の報告と広報のために非常に有力な手段である。裁判所を含め各公的機関においてもホームページを利用しているのが通常である。 ・本件使途基準において原告が主張する限定は付されていない。(第1準備書面3~4頁、第3準備書面7~9頁、第5準備書面4頁)	丙E10-4	2500
785	45	相沢和紀	23.08.16	HP修正作業代	3000	100%	同上	甲E1、丙E3	50%	1500	同上	同上	丙E10-5	1500
人件費合計					932530					487097				298040

786	1	辻 隆一	23.04.30	家賃61,577円 電気代1,826円	33403	100%	・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である。 ・議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる事務所においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認される。したがって、被告ないし補助参加人において、その業務内容等を明らかにし、政務調査活動の占める割合が2分の1を超えることを具体的に主張立証しないかぎり、2分の1で按分されるべきである。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))		50%	16701	使途・支出額は認め、違法性は争う。	・社民党仙台市議団の各議員は当該事務所を政務調査活動に関して使用しており、辻議員及び石川議員のように当該事務所では後援会活動や政党活動、選挙活動等の使用がある場合には按分を行っている。 ・辻議員は、当該事務所は政務調査活動に使用することが主であるが、後援会の利用もあり後援会より月額3万円が支出されることから同額を控除し、要した費用は6万3403円であるが、政務調査の支出額は3万3403円である。 ・にもかかわらず、原告は、政務調査費の支出額につき、さらに50%を超える金額が違法であると主張しており、理由がない。 (第1準備書面4~5頁、第3準備書面7~9頁、第5準備書面4頁)	丙E11-1	1701
787	2	辻 隆一	23.05.31	家賃61,577円 電気代2,946円 ガス代7,982円 水道2,019円	44524	100%	同上		50%	22262	同上	同上	丙E11-2	7262

原告										被告ら			裁判所	
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
788	3	辻 隆一	23.06.30	家賃61,577円 電気代2,904円 ガス代1,772円	36253	100%	同上		50%	18126	同上	同上 ・辻議員は、当該事務所は政務調査活動に使用することが主であるが、後援会の利用もあり後援会より月額3万円が支出されることから同額を控除し、要した費用は6万6253円であるが、政務調査の支出額は3万6253円である。 にもかかわらず、原告は、政務調査費の支出額につき、さらに50%を超える金額が違法であると主張しており、理由がない。	丙E11-3	3126
789	4	辻 隆一	23.07.31	家賃61,577円 電気代4,986円 ガス代1,726円 水道代2,778円	41067	100%	同上		50%	20533	同上	同上 ・辻議員は、当該事務所は政務調査活動に使用することが主であるが、後援会の利用もあり後援会より月額3万円が支出されることから同額を控除し、要した費用は7万1067円であるが、政務調査の支出額は4万1067円である。 にもかかわらず、原告は、政務調査費の支出額につき、さらに50%を超える金額が違法であると主張しており、理由がない。	丙E11-4	5533
790	5	辻 隆一	23.08.31	家賃61,577円 電気代5,714円 ガス代1,725円	39016	100%	・平成23年8月分の事務所費は4分の3が違法である。 ・選挙期間中に支出された事務所費については、会派にとって選挙は次の任期中とどれだけ議会で影響力を行使できるかが決定づけられる一大事であり、議員にとって選挙は、正に職を失うか生き残るかの瀬戸際である。選挙に勝たなければ政務調査をしても意味がなくなるのであるから、会派及び議員は、少なくとも約2週間の選挙期間中は政務調査活動を止めて選挙に集中し、議員事務所の業務も、もっぱら選挙に向けていたことは一般的、外形的に明らかである。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))		75%	29262	同上	同上 ・辻議員は、当該事務所は政務調査活動に使用することが主であるが、後援会の利用もあり後援会より月額3万円が支出されることから同額を控除し、要した費用は6万9016円であるが、政務調査の支出額は3万9016円である。 にもかかわらず、原告は、政務調査費の支出額につき、さらに50%を超える金額が違法であると主張しており、理由がない。 ・各議員は当該事務所を政務調査活動に関して使用しており、辻議員及び石川議員のように当該事務所では後援会活動や政党活動、選挙活動等の使用がある場合には按分を行っている。辻議員は政務調査活動に使用する事務所とは別に選挙のための事務所を設置している。原告の「少なくとも同月15日以降は事務所は選挙活動のために使用されたはずである。」との主張は根拠がない。選挙期間中であっても議員であることに変わりはなく、市政に関する調査研究活動を継続的に行うことが要請されており、当該費用は政務調査活動のための事務所費である。 (第1準備書面4～5頁、第3準備書面7～9頁、第5準備書面4頁)	丙E11-5	16010
791	6	小山勇朗	23.04.01	社民党太白事務所家賃4月分	53000	100%	・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である。 ・議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる事務所においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認される。したがって、被告ないし補助参加人において、その業務内容等を明らかにし、政務調査活動の占める割合が2分の1を超えることを具体的に主張立証しないかぎり、2分の1で按分されるべきである。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))		50%	26500	同上	・社民党仙台市議団の各議員は当該事務所を政務調査活動に関して使用しており、辻議員及び石川議員のように当該事務所では後援会活動や政党活動、選挙活動等の使用がある場合には按分を行っている。 ・小山議員は、当該事務所を政務調査活動に関して使用し後援会や政治活動、選挙活動は当該事務所とは別の場所を利用している。 (第1準備書面4～5頁、第3準備書面7～9頁、第5準備書面4頁)	丙E12-1	26500
792	7	小山勇朗	23.04.11	水道料2～3月分	1515	100%	同上		50%	757	同上	同上	丙E12-2	757
793	8	小山勇朗	23.05.06	社民党太白事務所家賃5月分	53000	100%	同上		50%	26500	同上	同上	丙E12-1	26500
794	9	小山勇朗	23.05.25	電気料5月分	742	100%	同上		50%	371	同上	同上	丙E12-3	371
795	10	小山勇朗	23.06.01	社民党太白事務所家賃6月分	53000	100%	同上		50%	26500	同上	同上	丙E12-1	26500
796	11	小山勇朗	23.06.03	水道料4～5月分	2778	100%	同上		50%	1389	同上	同上	丙E12-4	1389
797	12	小山勇朗	23.06.27	電気料6月分	1037	100%	同上		50%	518	同上	同上	丙E12-5	518
798	13	小山勇朗	23.07.01	社民党太白事務所家賃7月分	53000	100%	同上		50%	26500	同上	同上	丙E12-1	26500
799	14	小山勇朗	23.07.25	電気料7月分	845	100%	同上		50%	422	同上	同上	丙E12-6	422

原告										被告ら			裁判所	
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
	800	15 小山勇朗	23.08.01	社民党大白事務所家賃8月分	53000	100%	・平成23年8月分の事務所費は4分の3が違法である。 ・選挙期間中に支出された事務所費については、会派にとって選挙は次の任期中どれだけ議会で影響力を行使できるかが決定づけられる一大事であり、議員にとって選挙は、正に職を失うか生き残るかの瀬戸際である。選挙に勝たなければ政務調査をしても意味がなくなるのであるから、会派及び議員は、少なくとも約2週間の選挙期間中は政務調査活動を止めて選挙に集中し、議員事務所の業務も、もっぱら選挙に向けられていたことは一般的、外形的に明らかである。(訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))		75%	39750	同上	同上 ・社民党仙台市議団の各議員は当該事務所を政務調査活動に関して使用しており、辻議員及び石川議員のように当該事務所では後援会活動や政党活動、選挙活動等の使用がある場合には按分を行っている。小山議員は政務調査活動に使用する事務所とは別に選挙のための事務所を設置している。原告の「少なくとも同月15日以降は事務所は選挙活動のために使用されたはずである。」との主張は根拠がない。選挙期間中であっても議員であることに変わりはなく、市政に関する調査研究活動を継続的に行うことが要請されており、当該費用は政務調査活動のための事務所費である。	丙E12-1	35333
	801	16 小山勇朗	23.08.09	水道料6~7月分	2694	100%	・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である。 ・議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる事務所においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認される。したがって、被告ないし補助参加人において、その業務内容を明らかにし、政務調査活動の占める割合が2分の1を超えることを具体的に主張立証しないかぎり、2分の1で按分されるべきである。(訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))		50%	1347	同上	・社民党仙台市議団の各議員は当該事務所を政務調査活動に関して使用しており、辻議員及び石川議員のように当該事務所では後援会活動や政党活動、選挙活動等の使用がある場合には按分を行っている。 ・小山議員は、当該事務所を政務調査活動に関して使用し後援会や政治活動、選挙活動は当該事務所とは別の場所を利用している。 (第1準備書面4~5頁、第3準備書面7~9頁、第5準備書面4頁)	丙E12-7	1347
	802	17 小山勇朗	23.08.25	電気料8月分	881	100%	・平成23年8月分の事務所費は4分の3が違法である。 ・選挙期間中に支出された事務所費については、会派にとって選挙は次の任期中どれだけ議会で影響力を行使できるかが決定づけられる一大事であり、議員にとって選挙は、正に職を失うか生き残るかの瀬戸際である。選挙に勝たなければ政務調査をしても意味がなくなるのであるから、会派及び議員は、少なくとも約2週間の選挙期間中は政務調査活動を止めて選挙に集中し、議員事務所の業務も、もっぱら選挙に向けられていたことは一般的、外形的に明らかである。(訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))		75%	660	同上	同上 ・社民党仙台市議団の各議員は当該事務所を政務調査活動に関して使用しており、辻議員及び石川議員のように当該事務所では後援会活動や政党活動、選挙活動等の使用がある場合には按分を行っている。小山議員は政務調査活動に使用する事務所とは別に選挙のための事務所を設置している。原告の「少なくとも同月15日以降は事務所は選挙活動のために使用されたはずである。」との主張は根拠がない。選挙期間中であっても議員であることに変わりはなく、市政に関する調査研究活動を継続的に行うことが要請されており、当該費用は政務調査活動のための事務所費である。	丙E12-8	587
	803	18 石川建治	23.04.	電気代3月分	5216	100%	・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である。 ・議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる事務所においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認される。したがって、被告ないし補助参加人において、その業務内容を明らかにし、政務調査活動の占める割合が2分の1を超えることを具体的に主張立証しないかぎり、2分の1で按分されるべきである。(訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))		50%	2608	同上	・社民党仙台市議団の各議員は当該事務所を政務調査活動に関して使用しており、辻議員及び石川議員のように当該事務所では後援会活動や政党活動、選挙活動等の使用がある場合には按分を行っている。 ・石川議員は、当該事務所を政務調査活動に関して使用し後援会活動等は自宅でやっている。 (第1準備書面4~5頁、第3準備書面7~9頁、第5準備書面4頁)	丙E13-2	2608
事務所費	804	19 石川建治	23.04.25	家賃5月分	70000	100%	同上		50%	35000	同上	同上	丙E13-1,3	35000
	805	20 石川建治	23.04.25	駐車料	5105	100%	同上		50%	2552	同上	同上	丙E13-4	2552
	806	21 石川建治	23.04.26	電気料4月分	8196	100%	同上		50%	4098	同上	同上	丙E13-5	4098
	807	22 石川建治	23.05.24	家賃6月分	70000	100%	同上		50%	35000	同上	同上	丙E13-1,6	35000
	808	23 石川建治	23.05.24	駐車料	5105	100%	同上		50%	2552	同上	同上	丙E13-7	2552
	809	24 石川建治	23.05.24	ガス料金3月分	2967	100%	同上		50%	1483	同上	同上	丙E13-8	1483
	810	25 石川建治	23.05.25	電気料5月分	4146	100%	同上		50%	2073	同上	同上	丙E13-9	2073

原告										被告ら				裁判所
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
811	26	石川建治	23.06.21	駐車料	5105	100%	同上		50%	2552	同上	同上	丙E13-10	2552
812	27	石川建治	23.06.22	家賃7月分	70000	100%	同上		50%	35000	同上	同上	丙E13-1.11	35000
813	28	石川建治	23.06.27	電気料6月分	3732	100%	同上		50%	1866	同上	同上	丙E13-12	1866
814	29	石川建治	23.07.22	家賃8月分	35000	50%	<p>・平成23年8月分の事務所費は4分の3が違法である。</p> <p>・選挙期間中に支出された事務所費については、会派にとって選挙は次の任期中でどれだけ議会で影響力を行使できるのかが決定づけられる一大事であり、議員にとって選挙は、正に職を失うか生き残るかの瀬戸際である。選挙に勝たなければ政務調査をしていても意味がなくなるのであるから、会派及び議員は、少なくとも約2週間の選挙期間中は政務調査活動を止めて選挙に集中し、議員事務所の業務も、もっぱら選挙に向けていたことは一般的、外形的に明らかである。(訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))</p>		75%	17500	同上	<p>・各議員は当該事務所を政務調査活動に関して使用しており、辻議員及び石川議員のように当該事務所の後援会活動や政党活動、選挙活動等の使用がある場合には按分を行っている。</p> <p>・石川議員は、当該事務所において政務調査活動を行っており、後援会等は別の場所で行っている。</p> <p>・もっとも、石川議員の場合は、当該事務所を選挙事務所として使用したため、平成23年8月分は2分の1としている。</p> <p>・にもかかわらず、原告は、その2分の1の支出額からさらにその2分の1に相当する金額が違法であると主張しており、理由がない。(第1準備書面4～5頁、第3準備書面7～9頁、第5準備書面4頁)</p>	丙E13-1.13	11666
815	30	石川建治	23.07.22	駐車料8月分	2552	50%	同上		75%	1276	同上	同上	丙E13-14	850
816	31	石川建治	23.07.28	電気料7月分	4343	100%	<p>・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である。</p> <p>・議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる事務所においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認される。したがって、被告ないし補助参加人において、その業務内容を明らかにし、政務調査活動の占める割合が2分の1を超えることを具体的に主張立証しないかぎり、2分の1で按分されるべきである。(訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))</p>		50%	2171	同上	<p>・各議員は当該事務所を政務調査活動に関して使用しており、辻議員及び石川議員のように当該事務所の後援会活動や政党活動、選挙活動等の使用がある場合には按分を行っている。</p> <p>・石川議員は、当該事務所において政務調査活動を行っており、後援会等は別の場所で行っている。</p> <p>(第1準備書面4～5頁、第3準備書面7～9頁、第5準備書面4頁)</p>	丙E13-15	2171
817	32	石川建治	23.08.24	駐車料	5105	100%	<p>・平成23年8月分の事務所費は4分の3が違法である。</p> <p>・選挙期間中に支出された事務所費については、会派にとって選挙は次の任期中でどれだけ議会で影響力を行使できるのかが決定づけられる一大事であり、議員にとって選挙は、正に職を失うか生き残るかの瀬戸際である。選挙に勝たなければ政務調査をしていても意味がなくなるのであるから、会派及び議員は、少なくとも約2週間の選挙期間中は政務調査活動を止めて選挙に集中し、議員事務所の業務も、もっぱら選挙に向けていたことは一般的、外形的に明らかである。(訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))</p>		75%	3828	同上	<p>・各議員は当該事務所を政務調査活動に関して使用しており、辻議員及び石川議員のように当該事務所の後援会活動や政党活動、選挙活動等の使用がある場合には按分を行っている。</p> <p>・石川議員は、当該事務所において政務調査活動を行っており、後援会等は別の場所で行っている。</p> <p>・もっとも、石川議員の場合は、当該事務所を選挙事務所として使用したため、平成23年8月分は2分の1としている。</p> <p>・にもかかわらず、原告は、その2分の1の支出額からさらにその2分の1に相当する金額が違法であると主張しており、理由がない。(第1準備書面4～5頁、第3準備書面7～9頁、第5準備書面4頁)</p>	丙E13-16	3828
818	33	石川建治	23.08.27	家賃8月分	70000	100%	同上		75%	52500	同上	同上	丙E13-1.17	52500
819	34	相沢和紀	23.03.25	4月分賃料(若林区上飯田2-3-63和泉ハイツII 101号室)以下同様	48577	100%	<p>・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である。</p> <p>・議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる事務所においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認される。したがって、被告ないし補助参加人において、その業務内容を明らかにし、政務調査活動の占める割合が2分の1を超えることを具体的に主張立証しないかぎり、2分の1で按分されるべきである。(訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))</p>		50%	24288	同上	<p>・社民党仙台市議団の各議員は当該事務所を政務調査活動に関して使用しており、辻議員及び石川議員のように当該事務所の後援会活動や政党活動、選挙活動等の使用がある場合には按分を行っている。相沢議員は政務調査活動に使用する事務所とは別に選挙のための事務所を設置している。原告の「少なくとも同月15日以降は事務所は選挙活動のために使用されたはずである。」との主張は根拠がない。選挙期間中であっても議員であることに変わりはなく、市政に関する調査研究活動を継続的に行うことが要請されており、当該費用は政務調査活動のための事務所費である。</p> <p>・相沢議員は、当該事務所を政務調査活動に関して使用し後援会活動等は当該事務所とは別の場所を利用している。(第1準備書面4～5頁、第3準備書面7～9頁、第5準備書面4頁)</p>	丙E14-1	24288
820	35	相沢和紀	23.04.11	水道料金	1515	100%	同上		50%	757	同上	同上	丙E14-2	757

原告										被告ら				裁判所
総番号	番号	議員名	年月日	用途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	用途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
821	36	相沢和紀	23.04.25	5月分賃料	48577	100%	同上		50%	24288	同上	同上	丙E14-1	24288
822	37	相沢和紀	23.04.28	事務所電気料金 4月分	3744	100%	同上		50%	1872	同上	同上	丙E14-3	1872
823	38	相沢和紀	23.05.06	事務所プロパンガス 4月分	3560	100%	同上		50%	1780	同上	同上	丙E14-4	1780
824	39	相沢和紀	23.05.25	6月分賃料	48577	100%	同上		50%	24288	同上	同上	丙E14-1	24288
825	40	相沢和紀	23.05.31	事務所電気料金 5月分	5223	100%	同上		50%	2611	同上	同上	丙E14-3	2611
826	41	相沢和紀	23.06.06	事務所プロパンガス 5月分	2350	100%	同上		50%	1175	同上	同上	丙E14-4	1175
827	42	相沢和紀	23.06.10	水道料金	3282	100%	同上		50%	1641	同上	同上	丙E14-2	1641
828	43	相沢和紀	23.06.24	7月分賃料	48577	100%	同上		50%	24288	同上	同上	丙E14-1	24288
829	44	相沢和紀	23.06.29	事務所電気料金 6月分	4647	100%	同上		50%	2323	同上	同上	丙E14-3	2323
830	45	相沢和紀	23.07.05	事務所プロパンガス 6月分	2350	100%	同上		50%	1175	同上	同上	丙E14-4	1175
831	46	相沢和紀	23.07.25	8月分賃料	48577	100%	・平成23年8月分の事務所費は4分の3が違法である。 ・選挙期間中に支出された事務所費については、会派にとって選挙は次の任期中どれだけ議会で影響力を行使できるかが決定づけられる一大事であり、議員にとって選挙は、正に職を失うか生き残るかの瀬戸際である。選挙に勝たなければ政務調査をしていても意味がなくなるのであるから、会派及び議員は、少なくとも約2週間の選挙期間中は政務調査活動を止めて選挙に集中し、議員事務所の業務も、もっぱら選挙に向けられていたことは一般的、外形的に明らかである。(訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))		75%	36432	同上	同上 ・社民党仙台市議団の各議員は当該事務所を政務調査活動に関して使用しており、辻議員及び石川議員のように当該事務所では後援会活動や政党活動、選挙活動等の使用がある場合には按分を行っている。相沢議員は政務調査活動に使用する事務所とは別に選挙のための事務所を設置している。原告の「少なくとも同月15日以降は事務所は選挙活動のために使用されたはずである。」との主張は根拠がない。選挙期間中であっても議員であることに変わりはなく、市政に関する調査研究活動を継続的に行うことが要請されており、当該費用は政務調査活動のための事務所費である。 (第1準備書面4～5頁、第3準備書面7～9頁、第5準備書面4頁)	丙E14-2	32384
832	47	相沢和紀	23.07.29	事務所電気料金 7月分	4673	100%	・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である。 ・議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる事務所においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認される。したがって、被告ないし補助参加人において、その業務内容等を明らかにし、政務調査活動の占める割合が2分の1を超えることを具体的に主張立証しないかぎり、2分の1で按分されるべきである。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))		50%	2336	同上	同上 ・社民党仙台市議団の各議員は当該事務所を政務調査活動に関して使用しており、辻議員及び石川議員のように当該事務所では後援会活動や政党活動、選挙活動等の使用がある場合には按分を行っている。相沢議員は政務調査活動に使用する事務所とは別に選挙のための事務所を設置している。原告の「少なくとも同月15日以降は事務所は選挙活動のために使用されたはずである。」との主張は根拠がない。選挙期間中であっても議員であることに変わりはなく、市政に関する調査研究活動を継続的に行うことが要請されており、当該費用は政務調査活動のための事務所費である。 ・相沢議員は、当該事務所を政務調査活動に関して使用し後援会活動等は当該事務所とは別の場所を利用している。 (第1準備書面4～5頁、第3準備書面7～9頁、第5準備書面4頁)	丙E14-3	2336
833	48	相沢和紀	23.08.05	事務所プロパンガス 7月分	2240	100%	同上		50%	1120	同上	同上	丙E14-4	1120
834	49	相沢和紀	23.08.10	水道料金	2778	100%	同上		50%	1389	同上	同上	丙E14-2	1389
835	50	相沢和紀	23.08.30	事務所電気料金 8月分	9995	100%	・平成23年8月分の事務所費は4分の3が違法である。 ・選挙期間中に支出された事務所費については、会派にとって選挙は次の任期中どれだけ議会で影響力を行使できるかが決定づけられる一大事であり、議員にとって選挙は、正に職を失うか生き残るかの瀬戸際である。選挙に勝たなければ政務調査をしていても意味がなくなるのであるから、会派及び議員は、少なくとも約2週間の選挙期間中は政務調査活動を止めて選挙に集中し、議員事務所の業務も、もっぱら選挙に向けられていたことは一般的、外形的に明らかである。(訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))		75%	7496	同上	同上 ・社民党仙台市議団の各議員は当該事務所を政務調査活動に関して使用しており、辻議員及び石川議員のように当該事務所では後援会活動や政党活動、選挙活動等の使用がある場合には按分を行っている。相沢議員は政務調査活動に使用する事務所とは別に選挙のための事務所を設置している。原告の「少なくとも同月15日以降は事務所は選挙活動のために使用されたはずである。」との主張は根拠がない。選挙期間中であっても議員であることに変わりはなく、市政に関する調査研究活動を継続的に行うことが要請されており、当該費用は政務調査活動のための事務所費である。 (第1準備書面4～5頁、第3準備書面7～9頁、第5準備書面4頁)	丙E14-3	6663
836	51	相沢和紀	23.09.05	事務所プロパンガス 8月分	2640	100%	同上		75%	2130	同上	同上	丙E14-4	1893
	小計				1128409					621546				532426

原告							被告ら					裁判所		
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
837	1	社民党仙台市議団	23.04.27	インターネットプロバイダ契約	1260	100%	・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である。 ・会派や議員が行う活動は極めて広範かつ多岐にわたるものであること、事務用品、コピー機、インターネットや電話等は、その性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難であるというべきであることを総合考慮すると、一般的、外形的事実からは、上記備品等は、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきである。したがって、被告ないし補助参加人において、その業務内容等を明らかにし、政務調査活動の占める割合が2分の1を超えることを具体的に主張立証しないかぎり、2分の1で按分されるべきである。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))		50%	630	使途・支出額は認め、違法性は争う。	・仙台市議会は会派制をとり、議会においては会派ごとに代表質疑と一般質問、議案等に対して賛否を行うなどし、会派が重要な意義・役割を果たしている。そのため、会派ごとに市政に関する調査研究をし協議、討議等を行うことが要請され会派控室が設けられている。 ・会派控室は、仙台市青葉区国分町三丁目7番1号所在の仙台市役所内にある仙台市議会の議会棟内という公的な場所であり、仙台市議会において市民の意見を反映させるために重要な意義・役割を果たす制度化された会派及び議員が調査研究をし協議、討議等を行い、政務調査活動を行っている。 ・当該費用は、会派控室における政務調査活動のために必要な経費である。 (第1準備書面5頁、第3準備書面10頁、第5準備書面4～5頁、第6準備書面)	丙E15-1	630
838	2	社民党仙台市議団	23.05.02	電話料金(716-0103)	5929	100%	同上		50%	2964	同上	同上	丙E15-2	2964
839	3	社民党仙台市議団	23.05.02	電話料金(711-3453)	189	100%	同上		50%	94	同上	同上	丙E15-3	94
840	4	社民党仙台市議団	23.05.02	コピー料金	42598	100%	同上		50%	21299	同上	同上	丙E15-4	21299
841	5	社民党仙台市議団	23.05.27	インターネットプロバイダ契約	1260	100%	同上		50%	630	同上	同上	丙E15-1	630
842	6	社民党仙台市議団	23.05.31	電話料金(716-0103)	5929	100%	同上		50%	2964	同上	同上	丙E15-2	2964
843	7	社民党仙台市議団	23.05.31	コピー料金	31912	100%	同上		50%	15956	同上	同上	丙E15-4	15956
844	8	社民党仙台市議団	23.06.27	インターネットプロバイダ契約	1260	100%	同上		50%	630	同上	同上	丙E15-1	630
845	9	社民党仙台市議団	23.06.30	電話料金(716-0103)	5929	100%	同上		50%	2964	同上	同上	丙E15-2	2964
846	10	社民党仙台市議団	23.06.30	コピー料金	26166	100%	同上		50%	13083	同上	同上	丙E15-4	13083
847	11	社民党仙台市議団	23.07.27	インターネットプロバイダ契約	1260	100%	同上		50%	630	同上	同上	丙E15-1	630
848	12	社民党仙台市議団	23.08.01	電話料金(716-0103)	5929	100%	同上		50%	2964	同上	同上	丙E15-2	2964
849	13	社民党仙台市議団	23.08.01	コピー料金	28170	100%	同上		50%	14085	同上	同上	丙E15-4	14085
850	14	社民党仙台市議団	23.08.08	放射能測定器代	99500	100%	同上		50%	49750	同上	・福島原発事故による放射能問題があり、県内市内各地の放射能の状況を確認するために購入し利用している。 ・事務用品等については、その機能、一般的用途からして、議員の調査研究活動に用いられ、調査研究のための必要性を欠くものではなく、特段の事情がない限り、違法でないことは明らかである(最高裁平成22年3月23日判決参照)。 (第1準備書面5頁、第2準備書面5～7頁、第3準備書面10頁、第5準備書面4～5頁)	丙E15-5	0
851	15	社民党仙台市議団	23.08.29	インターネットプロバイダ契約	1260	100%	・平成23年8月分の事務所費は4分の3が違法である。 ・選挙期間中に支出された事務所費については、会派にとって選挙は次の任期中どれだけ議会で影響力を行使できるかが決定づけられる一大事であり、議員にとって選挙は、正に職を失うか生き残るかの瀬戸際である。選挙に勝たなければ政務調査をしても意味がなくなるのであるから、会派及び議員は、少なくとも約2週間の選挙期間中は政務調査活動を止めて選挙に集中し、会派控室・議員事務所の業務も、もっぱら選挙に向けられていたことは一般的、外形的に明らかである。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))		75%	945	同上	・会派控室における政務調査活動のために必要な経費であるところ、選挙期間中であっても議員であることに変わりはなく、市政に関する調査研究活動を継続的に行うことが要請されており、当該費用は会派控室における政務調査活動のために必要な経費である。 (第1準備書面5頁、第3準備書面10頁、第5準備書面4～5頁、第6準備書面)	丙E15-1	840
852	16	社民党仙台市議団	23.08.31	電話料金(716-0103)	5929	100%	同上		75%	4446	同上	同上	丙E15-2	3952

総番号	番号	議員名	年月日	用途	原告			被告ら				裁判所		
					支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否		主張の骨子への反論	証拠
853	17	社民党仙台市議団	23.08.31	コピー料金	20625	100%	同上		75%	15468	同上	同上	丙E15-4	13750
854	18	辻 隆一	23.04.30	4月分 コピー機リース代 10,500円 電話代7,634円	18134	100%	・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である。 ・会派や議員が行う活動は極めて広範かつ多岐にわたるものであること、事務用品、コピー機、インターネットや電話等は、その性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難であるというべきであることを総合考慮すると、一般的、外形的事実からは、上記備品等は、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきである。したがって、被告ないし補助参加人において、その業務内容等を明らかにし、政務調査活動の占める割合が2分の1を超えることを具体的に主張立証しないかぎり、2分の1で按分されるべきである。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))		50%	9067	同上	・同事務費は、辻議員の事務所内の経費であるところ、社民党仙台市議団の各議員は当該事務所を政務調査活動に関して使用しており、辻議員及び石川議員のように当該事務所では後援会活動や政党活動、選挙活動等の使用がある場合には按分を行っている。 ・辻議員の事務所は、同議員の事務所の電話代、コピー機リース代等であるが、前記のとおり、事務所費において3万円を控除し政務調査費を支出し、按分している。 (第1準備書面5頁、第3準備書面10頁、第5準備書面4～5頁)	丙E16-1	9067
855	19	辻 隆一	23.05.31	5月分 コピー機リース代 10,500円 電話代7,136円 コピー機トナー代 21,000円	38636	100%	同上		50%	19318	同上	同上	丙E16-2、3	19318
856	20	辻 隆一	23.06.30	6月分 コピー機リース代 10,500円 電話代7,249円	17749	100%	同上		50%	8874	同上	同上	丙E16-4	8874
857	21	辻 隆一	23.07.31	7月分 コピー機リース代 10,500円 電話代7,056円	17556	100%	同上		50%	8778	同上	同上	丙E16-5	8778
858	22	辻 隆一	23.08.31	8月分 コピー機リース代 10,500円 電話代7,184円	17684	100%	・平成23年8月分の事務所費は4分の3が違法である。 ・選挙期間中に支出された事務所費については、会派にとって選挙は次の任期中にどれだけ議会で影響力を行使できるかが決定づけられる一大事であり、議員にとって選挙は、正に糧を失うか生き残るかの瀬戸際である。選挙に勝たなければ政務調査をしても意味がなくなるのであるから、会派及び議員は、少なくとも約2週間の選挙期間中は政務調査活動を止めて選挙に集中し、会派控室・議員事務所の業務も、もっぱら選挙に向けられていたことは一般的、外形的に明らかである。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))		75%	13263	同上	・同事務費は、辻議員の事務所内の経費であるところ、社民党仙台市議団の各議員は当該事務所を政務調査活動に関して使用しており、辻議員及び石川議員のように当該事務所では後援会活動や政党活動、選挙活動等の使用がある場合には按分を行っている。選挙期間中であっても議員であることに変わりはなく、市政に関する調査研究活動を継続的に行うことが要請されており、当該費用は政務調査活動のために必要な経費である。 (第1準備書面5頁、第3準備書面10頁、第5準備書面4～5頁)	丙E16-6	11789
859	23	小山勇朗	23.04.04	コピー機リース代 4月分	12495	100%	・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である。 ・会派や議員が行う活動は極めて広範かつ多岐にわたるものであること、事務用品、コピー機、インターネットや電話等は、その性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難であるというべきであることを総合考慮すると、一般的、外形的事実からは、上記備品等は、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきである。したがって、被告ないし補助参加人において、その業務内容等を明らかにし、政務調査活動の占める割合が2分の1を超えることを具体的に主張立証しないかぎり、2分の1で按分されるべきである。 (訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))		50%	6247	同上	・同事務費は、小山議員の事務所内の経費であるところ、社民党仙台市議団の各議員は当該事務所を政務調査活動に関して使用しており、辻議員及び石川議員のように当該事務所では後援会活動や政党活動、選挙活動等の使用がある場合には按分を行っている。 (第1準備書面5頁、第3準備書面10頁、第5準備書面4～5頁)	丙E17-1	6247

事務費

原告										被告ら				裁判所
総番号	番号	議員名	年月日	用途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	用途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
860	24	小山勇朗	23.05.06	コピー機リース代 5月分	12495	100%	同上		50%	6247	同上	同上	丙E17-1	6247
861	25	小山勇朗	23.06.06	コピー機リース代 6月分	12495	100%	同上		50%	6247	同上	同上	丙E17-1	6247
862	26	小山勇朗	23.07.04	コピー機リース代 7月分	12495	100%	同上		50%	6247	同上	同上	丙E17-2	6247
863	27	小山勇朗	23.08.04	コピー機リース代 8月分	12495	100%	<p>・平成23年8月分の事務所費は4分の3が違法である。</p> <p>・選挙期間中に支出された事務所費については、会派にとって選挙は次の任期中どれだけ議会で影響力を行使できるかが決定づけられる一大事であり、議員にとって選挙は、正に職を失うか生き残るかの瀬戸際である。選挙に勝たなければ政務調査をしても意味がなくなるのであるから、会派及び議員は、少なくとも約2週間の選挙期間中は政務調査活動を止めて選挙に集中し、会派控室・議員事務所の業務も、もっぱら選挙に向けられていたことは一般的、外形的に明らかである。</p> <p>(訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))</p>		75%	9371	同上	<p>・同事務費は、辻議員の事務所内の経費であるところ、社民党仙台市議団の各議員は当該事務所を政務調査活動に関して使用しており、辻議員及び石川議員のように当該事務所では按分を行っていない。選挙期間中であっても議員であることに変わりはなく、市政に関する調査研究活動を継続的に行うことが要請されており、当該費用は政務調査活動のために必要な経費である。</p> <p>(第1準備書面5頁、第3準備書面10頁、第5準備書面4～5頁)</p>	丙E17-3	8330
864	28	石川建治	23.04.27	複合機リース代4 月分	12600	100%	同上		50%	6300	同上	同上	丙E18-1	6300
865	29	石川建治	23.05.27	複合機リース代5 月分	12600	100%	同上		50%	6300	同上	同上	丙E18-2	6300
866	30	石川建治	23.06.27	複合機リース代6 月分	12600	100%	同上		50%	6300	同上	同上	丙E18-3	6300
867	31	石川建治	23.07.27	複合機リース代7 月分	12600	100%	同上		50%	6300	同上	同上	丙E18-4	6300
868	32	相沢和紀	23.05.02	事務所固定電話 代3月分	6559	100%	同上		50%	3279	同上	同上	丙E19-1	3279
869	33	相沢和紀	23.05.31	事務所固定電話 代4月分	5278	100%	同上		50%	2639	同上	同上	丙E19-2	2639
870	34	相沢和紀	23.06.30	事務所固定電話 代5月分	6248	100%	同上		50%	3124	同上	同上	丙E19-3	3124
871	35	相沢和紀	23.08.01	事務所固定電話 代6月分	6181	100%	同上		50%	3090	同上	同上	丙E19-4	3090
872	36	相沢和紀	23.08.26	NHK受信料23.8 月～24.1月(6ヶ 月分)	7650	100%	<p>・平成23年9月以降分は違法であるから、6分の5が違法である。</p> <p>・政務調査費は、議員としての調査研究活動に関連性を有するものについてのみ支出が許される。その性質上、当然、当該議員(ないし会派)の任期中の活動についてのみ支出が許容される。</p> <p>・結果的に再当選したこと、東日本大震災のために任期が延長され期間が明確ではなかったことは上記を覆す事情にはならない。</p> <p>(訴状、平成27年2月12日付け準備書面(社民)、同年12月14日付け準備書面(社民))</p> <p>【計算根拠】請求額*5/6</p>		83%	6375	同上	<p>・一括支払は支払総額が減額となることも多く、事務処理の煩雑を防止することからも合理性を有する。従前から行われており、当該支出は本件用途基準において違法とされていない。</p> <p>・実際上も改選後においても議員の身分を保有し、当該支出に係る資料を引き続き政務調査の用に供している。</p> <p>・原告の主張は、本訴訟において要は当該期間の政務調査費を返還した上で、議員は再選後の政務調査費として請求するべきであるということであるが、それでは単に費用が循環するだけである。原告の本訴の目的は、当該支出が本来の趣旨・目的に反した違法な支出であったとして、それを返還させることにあるはずである。当該議員が継続的に利用しており、当該支出は本来の趣旨・目的に反するものではない。本争点については単に支出時期の問題にすぎず支出自体認められるのであり問題にする意味がない。</p> <p>(第1準備書面5頁、第3準備書面10頁、第5準備書面4～5頁)</p>	丙E19-6	6375

原告										被告ら			裁判所	
総番号	番号	議員名	年月日	使途	支出額	支出率	主張の骨子	証拠	按分率 (原告主張)	請求額	使途・支出 額への認否	主張の骨子への反論	証拠	認容額
873	37	相沢和紀	23.08.31	事務所固定電話 代7月分	6492	100% 同上			50%	3246	同上	・同事務費は、相沢議員の事務所内の経費であるところ、社 民党仙台市議団の各議員は当該事務所を政務調査活動に 関して使用しており、辻議員及び石川議員のように当該事務 所で後援会活動や政党活動、選挙活動等の使用がある場合 には按分を行っている。 (第1準備書面5頁、第3準備書面10頁、第5準備書面4～5 頁)	丙E19-5	3246
事務費合計					546147					290114				235532
合計										1468767				1132899

第6 野田議員関係

総番号	番号	議員名	年月日	用途	原告			被告ら			裁判所				
					支出額	支出率	主張の骨子	証拠	接分率 (原告主張)	請求額		使途・支出 額への認否	接分率 (仮定的)	主張の骨子への反論	証拠
広報広聴費	874	1 野田謙	23.07.29	H23.第2回定例会レポート印刷代	189,000	100%	<p>・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である(訴状)。</p> <p>・丙F1号証1頁目には、補助参加人野田謙の顔写真が非常に大きく掲載されている。また、同号証2頁目右下には、「あなたの声をお聞かせください」とのメッセージとともに、同議員のホームページアドレスが掲載されている。これらのことからすれば、丙F1号証が野田議員の宣伝的要素を有することは明らかである。</p> <p>また、同号証2頁目右上には、模造した建物の状況を撮影した意図不明な写真が掲載されている。</p> <p>以上のことからすれば、純粋に政務調査活動を目的として議会報告書が作成されたとは認められない(平成26年12月11日付準備書面(補助参加人野田謙関係))。</p> <p>・議会レポート(丙F1号証)をみると、同レポートは、野田議員が議長を務めた定例会の内容を記載したものであり、1頁目上段には、審議を取り仕切る野田議員の顔写真が大きく掲載されている。そして、同レポート1頁下段及び2頁上段には、可決された東日本大震災の復興・復興対策に関する補正予算が可決されたこと、すなわち、野田議員の議長としての成果を報告することにあることは明らかである。これは野田議員の実績を市民にアピールすることに主眼が置かれたものに他ならず、宣伝的要素を主たる要素とするものである。</p> <p>また、議会レポート2頁中段には、東日本大震災対策特別委員会報告における質問と答弁の要旨が記載されているが、いかなる議員がいかなる問題意識を有して質問を行っているのかが読み取れない。</p> <p>以上のことからすると、野田議員の議会レポートは、宣伝的要素を主たる要素とするものであることが明らかであり、議会レポートにかかる支出のうち、少なくとも2分の1は違法というべきである(平成27年10月13日付第2準備書面(補助参加人野田謙関係)1～2頁)。</p>		50%	94,500	使途・支出は認め、違法性は争う。		<p>調査研究活動、議会活動及び市の施策等について、市民へ広報するための広報誌発行経費及び配布経費である。後援会活動等の記載は一切なく、議会での議員の質疑に対する答弁、市政に関する広報、アンケート等の広報広聴活動を内容としている。</p> <p>市民の意思を市政に反映させるためには、市民からの意見の集約のみならず、既に集約した意見がどのように市政に反映されたかということや、市政における問題点を市民に伝えることが必要である。顔写真は、広報主体を特定するための情報であるから、その後の政務調査活動を行う上で必要な情報である。また、「あなたの声をお聞かせください」との文言は、市民からの要望等を汲み上げ、市政に反映させることを目的としたものであり、何ら問題視されるものではない。</p> <p>さらに、ホームページは、政務調査活動の内容や仙台市議会における議論状況等を紹介するものであり、広報広聴活動の目的にかなうものである。</p> <p>議員の活動を紹介する以上、宣伝的要素を有することもあり得るところではある。しかし、これはいわば副次的な効果に過ぎないものである。このような副次的な効果については、その時々々の評価の在り方によって恣意的な評価がなされるおそれがあり、自主性や自立性を尊重すべき議員の活動に対して不当な制約を課するおそれがある。</p> <p>当該広報誌において、明らかに政党活動や選挙活動、後援会活動に関する内容が含まれているとか、専ら政党活動や選挙活動、後援会活動のために行われたなどの具体的な主張立証がなされない限り、広報広聴費として政務調査費から支出した額の2分の1に相当する額を違法であると主張することは、失当である。</p> <p>(第1準備書面、第1準備書面)</p>	丙F1	94,500
				広報広聴費合計		189,000			94,500	0	0	0	0	94,500	
人件費	875	1 野田謙	23.04.14	随時調査研究補助者人件費	10,000	100%	<p>・政務調査外の目的も併存するから、50%を超える金額が違法である(訴状)。</p> <p>・補助員2名が行った業務を具体的に明らかにする客観的資料(調査の報告書等の成果物)が何ら提出されておらず、支出額の2分の1は違法というべきである(平成27年10月13日付第2準備書面(補助参加人野田謙関係)2頁)。</p>		50%	5,000	使途・支出は認め、違法性は争う。		<p>政務調査補助員(非常勤)の人件費である。日当1万円とし、特定の調査課題をもって随時的に政務調査事務補助に従事している部分に充てたものである。政務調査事務補助以外の業務には従事させていない。</p> <p>議員と補助員2名との間には、「配偶者、扶養関係にある者、同居し生計を一にする者」の関係はない。</p> <p>1日当たりの勤務時間は、その時々における補助業務の量、内容に応じて決めており、特定の勤務時間が定められているものではない。</p> <p>補助員の業務内容は、議員と同行または単独での現地調査、調査活動の過程で収集された資料の整理、資料作成、広報広聴活動の補助等である。</p> <p>(第1準備書面、第2準備書面、第3準備書面)</p>	丙F2	0
	876	2 野田謙	23.04.21	同上	10,000	100%	同上		50%	5,000	同上		丙F2、3	0	
	877	3 野田謙	23.04.23	同上	10,000	100%	同上		50%	5,000	同上		同上	0	
	878	4 野田謙	23.04.28	同上	10,000	100%	同上		50%	5,000	同上		同上	0	
	879	5 野田謙	23.04.29	同上	10,000	100%	同上		50%	5,000	同上		同上	0	
	880	6 野田謙	23.04.30	同上	10,000	100%	同上		50%	5,000	同上		同上	0	
	881	7 野田謙	23.05.12	同上	10,000	100%	同上		50%	5,000	同上		同上	0	
	882	8 野田謙	23.05.14	同上	10,000	100%	同上		50%	5,000	同上		同上	0	
	883	9 野田謙	23.05.19	同上	10,000	100%	同上		50%	5,000	同上		同上	0	
	884	10 野田謙	23.05.22	同上	10,000	100%	同上		50%	5,000	同上		同上	0	
	885	11 野田謙	23.05.26	同上	10,000	100%	同上		50%	5,000	同上		同上	0	
	886	12 野田謙	23.05.29	同上	10,000	100%	同上		50%	5,000	同上		同上	0	
	887	13 野田謙	23.06.11	同上	10,000	100%	同上		50%	5,000	同上		同上	0	
	888	14 野田謙	23.06.16	同上	10,000	100%	同上		50%	5,000	同上		同上	0	
	889	15 野田謙	23.06.18	同上	10,000	100%	同上		50%	5,000	同上		同上	0	
	890	16 野田謙	23.06.23	同上	10,000	100%	同上		50%	5,000	同上		同上	0	
	891	17 野田謙	23.06.26	同上	10,000	100%	同上		50%	5,000	同上		同上	0	
	892	18 野田謙	23.06.30	同上	10,000	100%	同上		50%	5,000	同上		同上	0	

893	19	野田線	23.07.09	同上	10,000	100%	同上			50%	5,000	同上		同上		0
894	20	野田線	23.07.14	同上	10,000	100%	同上			50%	5,000	同上		同上		0
895	21	野田線	23.07.16	同上	10,000	100%	同上			50%	5,000	同上		同上		0
896	22	野田線	23.07.17	同上	10,000	100%	同上			50%	5,000	同上		同上		0
897	23	野田線	23.07.21	同上	10,000	100%	同上			50%	5,000	同上		同上		0
898	24	野田線	23.07.28	同上	10,000	100%	同上			50%	5,000	同上		同上		0
			人件費合計		240,000						120,000					0
			合計								214,500					94,500

